



オーストラリアにおける  
ビジネス展開

CLAYTON UTZ

2020

**「オーストラリアにおけるビジネス展開」**と題する本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものです。

本稿では、対オーストラリア投資を成功に導く機会を最大限に活用するために、知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概略を述べています。

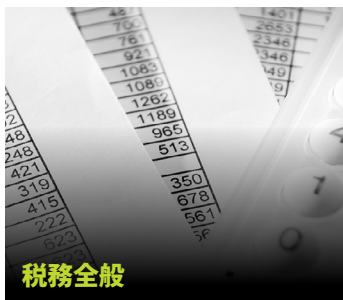
法律や商慣習は絶えず変化していますので、本稿はあくまで入門書としてのみご参照下さい。具体的な投資判断の際には、事前に専門家のアドバイスを受けて下さい。専門家のアドバイスが必要な場合、クレイトン・ユッツ法律事務所は、様々なビジネス分野において、クライアントの皆様を支援・助言させていただくことが可能です。

本稿に含まれる情報が皆様のお役に立つことを願っております。オーストラリアにおけるビジネス展開に関して、より詳細な情報あるいはアドバイスが必要な場合には、当事務所にご連絡下さい。

## 本稿の概要

 <p><b>オーストラリアにおける ビジネス展開</b></p>	<p>「オーストラリアにおける ビジネス展開」と題する本稿は、オーストラリアの経済、法律、規制の概要を解説し、オーストラリアにおけるビジネス展開について実践的な情報を提供します</p>	 <p><b>オーストラリアの概要</b></p>	<p>オーストラリアの概要を理解するために必要なすべての事実と数字</p>	 <p><b>ビジネスの規制</b></p>	<p>オーストラリアでビジネスを行う際には、主に11の<b>規制機関</b>と関わることになります</p>
 <p><b>ビジネス・ストラクチャー</b></p>	<p>オーストラリアでは、<b>個人事業主、パートナーシップ、合併事業、信託、管理型投資スキームあるいは法人の形態</b>で事業を行うことができます</p>	 <p><b>外国投資</b></p>	<p>外資審議委員会 (FIRB) は、<b>外国からの投資案件を審査し</b>、連邦政府に対してそれらの提案に関する助言を行います</p>	 <p><b>契約法</b></p>	<p>オーストラリアの<b>契約法</b>は、イギリス発祥のコモン・ローおよび契約自由の原則に基づいています</p>
 <p><b>技術・知的財産権の保護</b></p>	<p>オーストラリアは、創作者がオーストラリア人であるか否かを問わず、<b>技術・知的財産権を保護</b>するための包括的な法的枠組みを有しています</p>	 <p><b>個人情報保護</b></p>	<p>オーストラリアでは<b>プライバシーと個人情報</b>の保護を連邦法と州・準州法の組合せによって規律しています。</p>	 <p><b>電子商取引</b></p>	<p>オーストラリアで<b>電子商取引</b>を行う場合、電子商取引法およびその他の一般的規制を遵守しなければなりません</p>
 <p><b>雇用と労使関係</b></p>	<p>オーストラリアの使用者の大部分は、<b>フェア・ワーク法</b>の規制対象です</p>	 <p><b>資金調達に関する法律</b></p>	<p><b>資金調達</b>に関するオーストラリアの法制度は、発行者にとって使いやすいものとして広く認知されています</p>	 <p><b>企業買収に関する法律</b></p>	<p>会社法は、オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場しているオーストラリアの会社や信託、および構成員が50名を超えるオーストラリアの非上場会社の持分の<b>取得</b>を規律しています</p>

本稿の概要



税務全般

様々な直接および間接の**税金**が、連邦政府および州・準州政府によって課されています



独占禁止、競争、  
不公正な取引慣行に  
関する規制

2010年**競争・消費者法**（連邦法）は、オーストラリアの競争法制の中心に位置づけられる法律です



製造物責任

オーストラリアでは、製造物責任**訴訟**の数が飛躍的に増加しました



消費者製品に関する規制

連邦および州・準州レベルの制定法により、**消費者製品**の構造、デザイン、表示に関して規制が課されています



不動産に関する法律

外資によるオーストラリアの都市部の**不動産**の取得に際しては、適用除外に該当しない限り、事前に外資審議委員会（FIRB）の審査を受け、承認を得る必要があります



環境法

オーストラリアの**環境、汚染**および**開発計画**に関する法律が日常の事業活動に及ぼす影響は極めて大きなものになっています



気候変動

**気候変動**に対応するための政策は流動的であり、規制を定期的に確認することが重要です



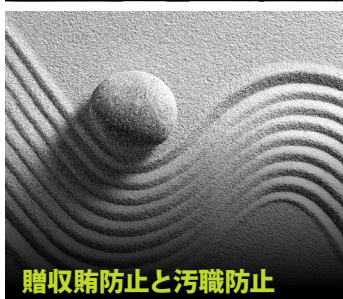
金融サービス

オーストラリアの洗練性と安定性を兼ね備えた**銀行制度と金融サービス**は、オーストラリア健全性規制庁（APRA）およびオーストラリア証券投資委員会（ASIC）の規制を受けています



事業再編と倒産処理

オーストラリアでは、会社の倒産処理を管理するための、複数の形式の**外部管理**が存在します



贈収賄防止と汚職防止

**贈収賄防止**に関する適切な**コンプライアンス**制度の実施は、法令順守の企業文化を有していることを示すうえで非常に重要です

## オーストラリアの概要

### オーストラリアは再生可能エネルギーやヘルスケア、観光等の成長領域において強固な投資機会を提供します

オーストラリアは安定した民主主義国家で、費用対効果が高く革新的なビジネスの環境を海外の投資家に提供しており、魅力的な低リスクの投資先となっています。オーストラリアは、6つの州と自治権を有する2つの準州から構成される連邦国家です。連邦政府とは別に、各々の州・準州に立法府、行政府、司法府があります。急速に成長しているオーストラリアの人口は現在2,500万人超に達しています。オーストラリアは文化的に多様な国であり、オーストラリア人の約5人に1人が海外生まれです。公用語は英語です。

### 投資の展望

伝統的な投資対象である鉱物、金融、運送、農業、不動産、サービス業等はいずれも業績好調で海外からの投資を誘引しています。また、オーストラリアは再生可能エネルギーやヘルスケア、観光等の重要な成長領域において強固な投資機会を提供します。

オーストラリアは、ASEAN諸国、日本、中国、韓国、ニュージーランド、チリ、米国といったアジア太平洋地域パートナーの国々の多くと自由貿易協定 (FTA) を締結しています。また現在、EU、湾岸協力会議 (GCC)、香港、インド、パシフィックアライアンスとの間でパシフィックアライアンスFTA交渉が進んでいるとともに、16か国が加盟する東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) の交渉も進んでおり、RCEPが実現すれば世界最大の貿易圏となります。

これらの貿易協定は、オーストラリアで事業をする会社にとって、相手国の市場で活動する際に競争上の優位をもたらします。最新の状況については、外務省の情報を参照ください。

### 政府

連邦政府は、国防、財政・税制、郵便・通信、公的医療保険制度の運用、出入国管理、高等教育、航空、外交・通商に関して第一次的な権限を有しています。

6つの州政府と2つの準州政府は、初等・中等教育、運輸・道路行政、警察、保健の分野に管轄を有しています。

連邦と州の下の第三のレベルとして地方自治体があり、一般に都市計画・開発に関する権限を有し、またコミュニティに地域サービスを提供しています。

### 法制度

オーストラリアは、英国の法制度に由来するコモンローの制度をとっています。

各州・準州には独自の司法制度と裁判所があります。連邦裁判所は連邦の事件を扱い、オーストラリア連邦最高裁判所 (High Court of Australia) は、連邦、州および準州の事件に関する上訴を受理することができます。

### クオリティ・オブ・ライフ

オーストラリアの生活水準は世界でもトップレベルであり、国際的なビジネス・パーソンに対し、恵まれた気候、独特の自然美、トップクラスのインターナショナルスクール、飛行機の乗継の利便性、質の高い社会的・文化的インフラを提供しています。

国際的なビジネス・パーソンがオーストラリアへ入国するには様々な方法がありますが、いずれの方法でもビザが必要です。すべてのビザ申請者は、健康・人格・国家安全保障・外交関係に関する公益基準を満たさなくてはなりません。これらの基準については、滞在期間が長ければ長いほど、厳しい審査が行われます。

ビジネス移住についての詳細な情報は、オーストラリア内務省 (The Department of Home Affairs) が提供しています。



## ビジネスの規制

オーストラリアで事業を行う場合、投資、競争、税務などの領域に特化した様々な規制機関による規制に服する場合があります。これらの規制機関は、企業を監督し、法令遵守のための執行行為を行い、消費者を保護します。

### オーストラリア外資審議委員会 (FIRB)

FIRBは、外国投資政策に関する財務大臣およびオーストラリア連邦政府の諮問機関として、1976年に連邦財務省内に設置された法定外の機関です。

FIRBが担っている役割には、海外からの対オーストラリア投資に係る案件を審査し、当該案件が連邦政府の政策および1975年外資買収法（連邦法）に適合したものであるか、財務大臣に助言を行うことが含まれます。また、FIRBは、投資を検討中の海外投資家や潜在的投資家に対しても、連邦政府の政策に関する情報を提供しています。

### オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC)

ACCCは、1995年に設立されたオーストラリアの独立した法定機関です。

ACCCの主要な役割は、2010年競争・消費者法（連邦法）を所管することです。

2010年競争・消費者法を運用するに際し、ACCCは、反競争的および不公正な市場慣行を取り締まり、反競争的な企業合併や買収を防止し、製品の安全性や製造物責任についての法律上の規制を執行し、消費者を保護する役割も担っています。

### オーストラリア健全性規制庁 (APRA)

APRAは、1998年に設立されたオーストラリアの独立した法定機関であり、金融機関を監督し、金融システムの安定性、効率性、競争性を確保する役割を担っています。同庁の規制権限は、銀行、生命保険会社、民間健康保険会社、損害保険・再保険会社、住宅金融組合、信用組合、共済組合、退職者年金基金に及んでいます。

APRAには、金融機関に健全性基準を遵守するよう義務付ける権限があり、必要に応じて、預金者、保険契約者、組合員などの権利を保護するため介入することもできます。さらにAPRAは、調査、介入、公的管理などを行う広範な権限を有しています。

### オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)

ASICは、オーストラリアにおいて登録された会社を監督するオーストラリアの独立した法定機関です。

ASICの主要な役割は、法人の設立、事業および経営を規制する法律である2001年会社法（連邦法）を所管することです。また、ASICは、企業経営・金融市場における公正の徹底を維持する責務も担っています。ASICは消費者保護のため、金融商品および金融サービスに関する助言、販売、情報開示を規制する権限を有しています。これにより、ASICは、投資家が信頼性と十分な情報に基づいて投資に参加できるようにすると共に、会社とその機関についての一定の情報が一般に公開されるようにしています。

ASICが有する広範囲の権限には、金融市場の行動規則を定めること、金融商品の発行を差し止めること、会社法違反の被疑事件を調査すること、違反通知を発行すること、個人による金融サービスの提供を禁止することが含まれます。



## オーストラリアは**公正かつ透明性のある規制環境**にコミットしており、 事業を行う上で関係を持つと思われる**11の規制機関**があります

### オーストラリア取引報告・分析 センター(AUSTRAC)

AUSTRACは、マネーロンダリングとテロ資金供与の取締りを目的とする金融情報機関で、テロ資金供与や重大な組織犯罪、マネーロンダリングや租税回避について調査・訴追する権限を有します。

AUSTRACは5つの重要セクター（金融サービス、賭博、賭博、地金取引、送金サービス、キャッシュディーラー）の14,000超のオーストラリアビジネスを監督しており、海外諸国の対応する機関と相互に情報交換を行います。

### オーストラリア証券取引所 (ASX)

ASXは、1987年に設立された世界有数の金融市場取引所です。ASXが提供するサービスは、エクイティ、デリバティブ、先物、確定利付証券を取り扱う様々な市場における上場、取引、清算、決済など、多岐にわたります。ASXは、シドニー、メルボルン、パース、シカゴ、香港、ロンドンに支店を設置しています。ASXは、ASXコンプライアンス部門を通じて、上場、運用、決済について、ASX上場企業を対象とした独自の上場規則の策定、監視、執行を行います。コンプライアンス部門も、コンプライアンスと執行に関して一定の決定を行う権限を付与されています。

ASXは、ASX上場企業が採用すべきコーポレートガバナンスのベストプラクティスを推奨するために様々な事業者、株主、業界グループを結集する場である、ASXコーポレート・ガバナンス委員会を設置しています。

ASXに加え、ASICとオーストラリア連邦準備銀行が、オーストラリアの金融市場を全般的に管轄する法律と規則について、監督と執行のためのその他の権限を有しています。

### オーストラリア国税庁 (ATO)

ATOは、国税庁長官 (Commissioner of Taxation) の下、オーストラリア連邦の税制を所管する法定機関であり、個人・事業者の一般所得とキャピタル・ゲインについてオーストラリア連邦政府の徴収業務を所管する機関でもあります。

オーストラリアの所得税法は、主に1986年所得税法 (連邦法)、1936年所得税査定法 (連邦法)、1997年所得税査定法 (連邦法)、および1953年租税通則法 (連邦法) のほか、ATOの定める租税規則および裁判所の判例法で構成されています。従業員に提供されるFRINGJ・ベネフィットには、1986年FRINGJ・ベネフィット税法 (連邦法) および1986年FRINGJ・ベネフィット税査定法 (連邦法) に基づく税制が別途適用されます。オーストラリアの物品およびサービス税に関する法令は、主に1999年新租税制度 (物品サービス税) 法 (連邦法) から構成されています。

ATOは、年度ごとの課税の自己査定のプロセスを運営し、個人や事業者の査定が正しいものかどうかを検証するために無作為に税務調査を

実施します。ATOは、タバコ、ガソリン、石油製品およびアルコールに対する物品税の徴収も行います。また、ATOは、高等教育貸付金制度 (HELP) や民間健康保険リベート制度も所管し、さらにオーストラリアの退職者年金制度に対する財務規制についても権限を有しています。

### オーストラリア連邦準備銀行 (RBA)

RBAは、オーストラリアの中央銀行としての機能を果たす法定機関です。

RBAは、以下の主要な機能について、責任を負います。

- **金融政策** – RBAは、政策金利 (短期金融市場のオーバーナイト・ローン金利) を設定します。この金利は、その他各種の金利 (住宅ローン金利や企業貸付金利) に影響します。RBAは、価格安定、完全雇用、経済発展を維持することを責務としています。この責務を果たすにあたって、RBAは、オーストラリア経済のインフレ率を中期的に2~3%に維持するための金融政策を策定します。
- **市場操作** – RBAは、金融政策機能の一環として、政策金利目標を設定するとともに、公開市場操作を通じて政策金利をその目標値に可能な限り近い値に維持しようと努めます。またRBAは、定期的に為替市場や外国資産市場における取引を実施するとともに、オーストラリアの外貨準備高の管理も行います。外貨準備高は、為替市場や国内現物市場の政策操作を下支えするために投

入されることがあります。

- **金融安定** – RBAが負う長期的な責任の一つは、金融システムの安定性の維持です。RBAは、金融システムの混乱が発生するリスクを軽減することと、発生してしまった金融システムの混乱に対処することという、両方の役割を担います。
- **決済&インフラ** – RBAは、決済システム委員会を通じて、決済システムの効率性と競争性、そして金融システムの全体的安定性の推進に寄与する権限を有しています。RBAは、金融市場における取引の清算と決済を支えるインフラが、金融の安定を促進するように、公的規制権限を行使します。
- **金融サービス** – RBAは、オーストラリア連邦政府、政府機関、海外の中央銀行、公的機関に対して、幅広いバンキングサービスを提供しています。RBAは、オーストラリアの中央銀行として、連邦政府の中央口座を管理し、連邦政府や政府機関に取引に関するバンキングサービスを提供します。

### オーストラリアエネルギー規制 機関(AER)

AERは、エネルギーの卸売・小売市場とエネルギーネットワークを規制する機関で、エネルギー関連の法規制を所管し、違反を調査して遵守のための執行を行います。



電力ネットワークと天然ガスパイプラインについては、AERが定める価格の上限があります（ただし、この上限が実際の小売価格になる訳ではありません）。

AERは、エネルギー卸売市場の規制機関として、エネルギーの供給と価格、需要予測、配送の制限、市場参加者の入札、生産能力と余剰の予測を監視します。

また、AERは、2010年競争・消費者法（連邦法）のもとで生じるエネルギー関連の問題について、執行や企業結合審査を含め、ACCCを補助する役割も担っています。

## オーストラリア知的財産庁 (IP Australia)

IP Australiaは、オーストラリアにおける知的財産権の登録と、特許権、商標権、意匠権、育成者権に関連する法律を所管する連邦政府機関です。IP Australiaは、連邦産業革新科学省（Department of Industry, Innovation and Science）の一部門ですが、財務に関する事項については同省から独立して活動しています。IP Australiaは、特許局、意匠局、商標局を包含しています。また、IP Australiaは、世界知的所有権機関（WIPO）と協力し、多国間条約の締結を通じて知的財産権制度を強化することに資する責任も負っています。

## .auドメイン管理機構（auDA）

.auドメイン管理機構は、.auのドメイン・スペースの自主規制業界団体として、1999年に設立されたオーストラリアの非営利法人です。ドメイン名に関する規制権限は、1997年電気通信法（連邦法）に基づいてオーストラリア政府が有していますが、オーストラリア政府は2000年に.auのドメイン・スペースを管理するのに適切な機関として、auDAを公認しました。auDAの主要な役割は、.auゾーン・ファイルを管理し、それを最新かつ常に利用可能な状態に保つことです。また、auDAは、ドメイン名に関するポリシーを策定・実施し、ライセンスを付与し、消費者保護施策を実施し、.auに関する紛争解決を促進します。





# 連絡先



**Kirsten Webb**

National Practice Group Leader  
Competition

電話番号: +61 2 9353 4608

[kwebb@claytonutz.com](mailto:kwebb@claytonutz.com)



**Linda Evans**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4217

[levans@claytonutz.com](mailto:levans@claytonutz.com)



## ビジネス・ストラクチャー

オーストラリアでは、個人事業主、パートナーシップ、合弁事業、信託あるいは法人として事業を営むことができます。外国企業の場合は支店を設立する選択肢もあります。各形態に応じて、会社法、契約法、業界毎の法規制やコモン・ローといった異なる法制が適用されます。

### 個人事業主／自営業者

個人事業主 (sole trader) として事業を営むことは比較的簡単で、個人とは別個の法人格は存在しません。それゆえ、個人事業主は、事業の過程で生じた全責任を個人で負わなければならない、事業から生じた所得は個人事業主個人の税率で課税されます。

他のビジネス・ストラクチャーと異なり、個人事業主だけを規制する特別な法令はありませんが、個人事業主は自らの事業に関連する法令を遵守する義務を負う場合があります。

### パートナーシップ

2人以上の個人または法人は、パートナーシップとして事業を営むことができます。パートナーシップ (特定の専門職のパートナーシップを除く) は、パートナーが20人までという制限があります。

パートナーシップの大半は、法令に従い、パートナー間の権利義務を規定するパートナーシップ契約によって成立します。パートナーシップは、構成員と別個の法人格を持つものではなく、パートナーシップの資産は、合有により、またはパートナーシップ契約で定められた比率で、パートナーが保有します。

パートナーは、パートナーシップの利益をパートナー間で分配し、それぞれがパートナーシップの債務について連帯して責任を負うこととなります。しかしながら、オーストラリアの一部の州では、一部のパートナー(すべてのパートナーは不可)が自己の出資額の限度でしか責任を負担しないリミテッド・パートナーシップを組成することも可能です。ただし、有限責任のリミテッド・パートナーは、リミテッド・パートナーシップの経営に関与することができません。

パートナーシップは、主としてオーストラリアの各州法、コモン・ローおよび契約法によって規律されます。

### 合弁事業

2人以上の個人または法人は、合弁事業を営むこともできます。合弁事業は、各参加者は別個の事業体であり続けながら、複数の当事者が、同一の戦略的目標に向かって活動するために契約を締結して協働して事業を行う形態です。合弁事業は、しばしば特定のプロジェクトまたは事業上の目的のために組成される、または、各参加者の投資の種類、金額、タイミングが異なるという点で、パートナーシップと異なります。合弁事業では、通常、合弁事業の終了のタイミングが規定されます。

合弁事業は、法人化され、構成員とは別個の法人格を持つ場合もあれば、(純粋な契約上のアレンジメントにとどまり) 法人化されない場合もあります。合弁事業の各参加者の権利義務は、当該合弁事業の組成条件によって定められます。パートナーシップと法人化されない合弁事業の重要な違いは、後者の場合、構成員は合弁事業の収益や成果物全体について共同して享受する訳ではないという点です。そのため、たとえば鉱物に関する合弁事業 (非法人) の場合、各構成員は鉱物資源について契約上定められた持分割合を有することになり、その後その鉱物を市場で販売することになります。

合弁事業は、コモン・ローおよび契約法によって規律され、法人化された合弁事業の場合は会社法によっても規律されます。

### 信託

信託は小規模なビジネス、特に家族で営む事業において広く利用されています。受託者は、信託受益者のために、信託財産を所有し、事業を営みます。受託者は、信託の債務を履行する責任を負いますが、通常はこのような信託の債務を履行する際に、信託財産に対して償還請求権を有します。受益者の権利は、信託の規定によって定められます。信託受益者が受け取る分配割合は、固定される場合もあれば、受託者の裁量により変動する場合もあります。信託は、コモン・ローおよび契約法によって規律されます。

### 管理型／集団投資スキーム

オーストラリアでは、集団投資ビークルを、管理型投資スキーム (managed investment scheme) と呼んでいます。管理型投資スキームは会社法で定義されており、一般的には、複数の投資者が資金を提供し、その資金を金銭的な利益その他の便益を得るといった共通の目的のためにプールする投資用の仕組



## 外国企業は、支店の設立あるいは オーストラリアの子会社を通じて 事業を行うことができます

みです。各投資者は投資スキームの日々のオペレーションに関与せず、業務執行者（responsible entity）が投資スキームを運営します。

管理型投資スキームは幅広い投資を対象としています。オーストラリアで一般的な投資スキームは不動産投資信託（REIT）で、各投資者は、REITに資金を拠出して、REITが個人では投資できないような商業不動産などの不動産を取得します。REITは企業が運営し、運営企業が投資対象不動産を選定します。REITには、産業用不動産、オフィスビル、ホテル、テーマパークといった特定の分野に特化しているものもあります。

### オーストラリア法人

法人は、法人の名義で資産を保有する権能を持つ別個の法人格であり、自己の債務について責任を負います。オーストラリア法人の主要な形態は、非公開会社（proprietary company）と公開会社（public company）です。公開会社はオーストラリア証券取引所に上場する場合もあります。非公開会社は、非従業員株主数が50人までに制限され、オーストラリア国内で一般投資家から資金を調達することが禁じられています。他方、オーストラリア国内における各種の規制という観点からすれば、非公開会社はより簡単で廉価に運営できる形態です。

オーストラリア法人は、オーストラリア国内の登録事務所、オーストラリア在住の取締役（公開会社の場合には2人、非公開会社の場合には1人）、そしてオーストラリア在住の秘書役（secretary）（非公開会社の場合には任意）を設置することが必要です。

オーストラリア法人には、株主の居住地に関する制限や、最低資本金の規制はありません。

会社は、取締役によって経営され、株主（shareholders）（社員（members）とも呼ばれます）によって所有されます。オーストラリア法と実務は、取締役と株主間の所有と経営の分離の原則に従っています。

取締役は、会社の日々の事業および運営について監督します。取締役は、善管注意義務をはじめとして、コモン・ローまたは制定法上の様々な義務と責任を負います。これらの義務を履行しなかった取締役は、刑事訴追の対象となる場合があります。また、これらの義務は、会社の登録抹消後も継続する場合があります。

株主の株主総会における一般的な権利として、取締役の選解任、定款変更、資本構成の変更、清算などの特定の事項の決定権があります。

取締役の主要な義務は、会社の最善の利益のために行動することです。ただし、会社が債務超過の状態にあるとき、または債務超過の疑いがあると考えられる合理的根拠があるときには、取締役の義務は会社の債権者に対しても拡張されます。このような状況下においては、取締役は、会社が取引を行い更なる債務を負うことを防止する義務を負います。債務超過時の取引に関する会社法の規定に違反した場合、取締役は民事上および刑事上の責任を負うことがあります。

現行法下では、労働者代表を取締役として選任する義務はありません。

オーストラリア法人は、会社法、設立関連書類、およびコモン・ローによって規律されます。

わずかな例外はありますが、会社法上、オーストラリア法人は通年の財務諸表をASICに提出することが求められます。財務諸表は、会社法と会計基準に従って作成されなければなりません。

### 外国法人

外国法人は、オーストラリアの支店を通じて、あるいはオーストラリアの子会社を通じて事業を営むことができます。外国法人が、オーストラリア支店を通じて営業する場合は、ASICに外国法人として登録しなければなりません。外国法人がオーストラリアで事業を営んでいると認定されるか否かは、一定の法的判断枠組みにより決定されます。外国法人は、例えば、裁判手続の当事者になる、取締役会または株主総会を開催する、銀行口座を開設する、何らかの財産を保有するなど、一定の活動をオーストラリアで行ったという理由のみによって、オーストラリアで事業を営んでいると認定されるわけではありません。

ASICへの登録を希望する外国法人は、オーストラリアで希望する会社名を使用できるよう会社名を確保する手続を行うことが推奨され、申請書に設立証書および設立関連書類の認証済み謄本を添付して、ASICに提出しなければなりません。提出文書に英文でないものがある場合、当該文書の訳文も提出する必要があります。

また、外国法人は、オーストラリアに登録事務所を構え、オーストラリアで法人を代表する代理人を指名しなければなりません。外国法人は、一旦登録すると、

財務諸表の写しを提出することや、会社法に従って様々な通知を行うことが義務付けられます。登録を行った外国法人は、（役員や登録住所の変更のような）法人情報の変更があった時には、ASICに通知しなければなりません。外国法人がオーストラリアで事業を行わなくなった、清算した、解散した、設立国で会社登録を抹消したといった場合にも、ASICに通知を行わなければなりません。

外国法人は、新たな会社をASICに登録することにより、オーストラリア子会社を設立することができます。

### 商号

ASICは、すべてのオーストラリアにおける事業について、商号の登録、更新および管理を所管しています。オーストラリア国内で（個人の名前や自己の会社名以外の名称で）事業を行う場合、ASICの商号登録システムに商号を登録することが義務付けられています。



# 連絡先



## 加納 寛之

Co-Head of Japan Practice

電話番号: +61 7 3292 7262

[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



## Rory Moriarty

National Practice Group Leader

Corporate/M&A

電話番号: +61 2 9353 4764

[rmoriarty@claytonutz.com](mailto:rmoriarty@claytonutz.com)



## 外国投資

オーストラリアでは、外国からの投資は全般的に奨励されていますが、特定の種類の投資に関しては、当局に届出を行い承認を受ける必要があります。外国からの対オーストラリア投資は、

- 1975年外資買収法（連邦法）（**FATA**）
- 2015年外資買収法規則（連邦法）（**Regulations**）
- 連邦政府の外国投資政策

などの規制枠組みにより規制されています。

特定の産業に投資する外国投資家は、近年制定された2018年重要インフラ資産安全保障法（連邦法）の規制にも服する場合があります。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により、オーストラリア政府は、国家の利益を守るため、外国投資の対する重大な変更を発表しました。2020年3月29日以降、FATAの適用のある全ての外国投資は、その投資の規模や外国投資家の性質に関わらず、承認が必要となりました。具体的には、後述の金額基準の基準額が全て0ドルに変更されず。

## 外国投資

外資審議委員会（**FIRB**）は、外国からの投資案件を審査し、連邦政府に対して、それらの投資提案に関する助言を行います。外国からの投資に関する決定権限を有するのは、オーストラリア財務大臣です。

財務大臣は、「国益」に照らして外国からの投資案件をケースバイケースで審査します。国益には確固たる定義があるわけではなく、諸般の事情を考慮することを可能とする幅のある概念です。財務大臣は、国益に反する外国投資提案を禁止することや、案件が国益に反しない方法で実行されることを確保するために、これらの提案に条件を付すことができます。

オーストラリア事業、農業用地および商業用地の取得提案に関する日々の運営はオーストラリア財務省が所管しています。居住用不動産に関する外国投資規制の遵守および執行は、オーストラリア国税庁（**ATO**）が監督しています。現在ATOは、農業用地を保有するすべての外国人を農業用地登記簿に記録しています。

外国投資に関するオーストラリアの法令は、外国人による投資案件に適用されます。外国人（foreign person）の定義は次の通りです。

- (a) オーストラリアに通常居住していない個人
- (b) 外国政府または外国政府投資家<sup>1</sup>、または
- (c) (i) 1名の非居住者（オーストラリアに通常居住していない個人、外国法人または外国政府）が20パーセント以上の持分を有しているか、(ii) 複数の非居住者が合計で40パーセント以上の持分を有している、法人、信託の信託受託者、またはリミテッド・パートナーシップの無限責任パートナー。

<sup>1</sup> 外国政府投資家の定義には、外国政府のみならず、ある外国政府の出資率が20パーセント以上を占める法人、信託の信託受託者、またはリミテッド・パートナーシップ（無限責任パートナーが外国人と扱われる）、および複数の外国政府からの出資率の合計が40パーセント以上を占める法人、信託の信託受託者、またはリミテッド・パートナーシップ（無限責任パートナーが外国人と扱われる）が含まれます。



## 外資審議委員会 (FIRB) への取引の届出

外国人による投資案件についての、FIRBに対する届出義務の有無は、投資家の種類、投資の種類、投資先の産業セクター、提案されている投資金額により決定されます。

届出義務に関する二つの重要な概念が、重要な行為 (significant actions) と通知義務行為 (notifiable actions) です。

重要な行為とは、外国人による投資の実行前に届出を行うことが求められない行為です。しかし、財務大臣は、FATAに基づいて、国益に反することを理由に重要な行為の実行を禁止することを含む幅広い命令権限を有しています。そのため、重要な行為を実行しようとする場合には、財務大臣に任意の届出を行い、財務大臣から投資提案に反対しない旨の通知を取得するのが実務上一般的となっています (時系列については下記参照)。重要な行為が財務大臣に通知された場合、当該行為はFATAとの関係では自動的に通知義務行為とみなされることになります。

通知義務行為とは、外国人が事前に財務大臣に投資提案の届出を行い、許可を得る必要がある行為です。届出を怠った場合、民事罰や刑事罰が科されることがあります。投資が一定の基準を満たす場合にのみ届出が必要となります。重要な行為とは異なり、通知義務行為に該当するためには必ずしも支配権の変更が生じる投資である必要はありません。外国人が予定している投資が、重要な行為と通知義務行為

の両方に該当する場合もあることから、届出義務と財務大臣による一定の命令の双方の服する場合があります。

当事者は財務大臣による決定がなされる前の段階で、重要な行為または通知義務行為に係る契約を締結することは可能ですが、この契約においては財務大臣が取引を禁止しないことを条件としなければなりません。

外国投資の届出の際には、オンラインフォームおよび一定の追加情報の提出が必要となります。オーストラリア事業、農業用地および商業用地への外国投資に係る申請は財務省が所管します。

居住用不動産への外国投資に係る申請はATOが所管します。

外国投資の届出には、オーストラリア政府から申請料が課されます。

外国人が外資投資規制上の届出義務を怠ったり、その他の外国投資規制に違反した場合、民事罰や刑事罰が科されることがあります。

## 金額基準

多くの場合、一定の金額基準を満たす投資提案のみが財務大臣への届出義務の対象となります。投資金額の基準は投資家の種類や提案に係る投資行為の種類によります。

2020年3月29日、オーストラリア政府は、新型コロナウイルス (COVID-19) が蔓延している期間の外国投資の審査手続について、重大な変更を行う旨発表しました。FATAの適用のある全ての外国投資は、その投資の規模や外国投資家の性質に関わらず、承認が必要となりました。具体的には、金額基準の基準額が全て0ドルに変更されます。従前の基準額と新たな一時的な基準額の一覧は、以下のとおりです。



## (a) 土地取引を伴わない投資案件

投資家	取引内容 <sup>2</sup>	従前の基準額 – 以下の金額を超えた場合に届出義務が発生：	2020年3月29日以降一時的に適用される新たな基準額：
より高額な基準額を定めている 自由貿易協定 (FTA) 相手国の 民間投資家 <sup>3</sup>	以下についての相当の権利 <sup>4</sup> の取得：	11億9,200万ドル (非センシティブ分野)	0ドル
	▶ オーストラリアの会社またはユニットトラスト	2億7,500万ドル (センシティブ事業 <sup>5</sup> )	0ドル
	▶ オーストラリアの資産またはオーストラリア子会社を有している外国人であって、オーストラリアで事業を営む外国法人 (あるいは、その外国法人の親会社)	オーストラリアの会社またはユニットトラストの相当の権利の取得については、基準額は当該会社またはユニットトラストの総資産または発行済み有価証券の価値の総額のいずれか高い金額に基づく。	
	▶ オーストラリア事業の資産 (その事業の支配権の変更が生じるもの)	オーストラリア事業の資産の権利の取得については、基準額は当該資産の取得対価の総額に基づく。	
	オーストラリアで全部または一部のメディア事業 <sup>6</sup> を営む企業または事業の5パーセント以上の権利の取得	0ドル	変更なし
	オーストラリアのアグリビジネス <sup>8</sup> の直接的権利 <sup>7</sup> の取得	チリ、ニュージーランド、米国については、11億9,200万ドル	0ドル
		カナダ、中国、日本、メキシコ、シンガポール、韓国については、6,000万ドル (取得対価の金額、および当該事業体について外国人 (関係者を含む) が保有しているその他の権利の総額に基づく)	0ドル
その他の民間投資家	以下についての相当の権利 <sup>4</sup> の取得：	2億7,500万ドル (すべての分野)	0ドル
	▶ オーストラリアの会社またはユニットトラスト	オーストラリアの会社またはユニットトラストの相当の権利の取得については、基準額は当該会社またはユニットトラストの総資産または発行済み有価証券の価値の総額のいずれか高い金額に基づく。	
	▶ オーストラリアの資産またはオーストラリア子会社を有している外国人であって、オーストラリアで事業を営む外国法人 (あるいは、その外国法人の親会社)	オーストラリア事業の資産の権利の取得については、基準額は当該資産の取得対価の総額に基づく。	
	▶ オーストラリア事業の資産 (その事業の支配権の変更が生じるもの)	オーストラリア事業の資産の権利の取得については、基準額は当該資産の取得対価の総額に基づく。	
	オーストラリアで全部または一部のメディア事業 <sup>6</sup> を営む企業または事業の5パーセント以上の権利の取得	0ドル	変更なし
	オーストラリアのアグリビジネス <sup>8</sup> の直接的権利 <sup>7</sup> の取得	6,000万ドル (取得対価の金額、および当該事業体について外国人 (関係者を含む) が保有しているその他の権利の総額に基づく)	0ドル
外国政府投資家	オーストラリア事業体またはオーストラリア事業者のすべての直接的権利 <sup>7</sup> (外国政府投資家が完全子会社を新設した結果発生する直接的権利を除く) の取得 <sup>9</sup>	0ドル	変更なし
	オーストラリアでの新規ビジネスの開始	0ドル	変更なし
	オーストラリアで全部または一部のメディア事業 <sup>6</sup> を営む企業または事業の5パーセント以上の権利の取得	0ドル	変更なし

<sup>2</sup> FATAは、すべての外国からの投資について、その仕組みにかかわらず適用されます (例えば、準デット商品 (転換社債など) は、外国投資規制との関係ではエクイティとして扱われます)。

<sup>3</sup> 2020年2月11日時点の締結国は、カナダ、チリ、中国、香港、日本、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、韓国、米国およびベトナムです。また、この高額な基準額は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP-11) が発効した場合、協定の当時国にも適用されます。

<sup>4</sup> 相当の権利とは、企業体の場合は、外国人 (およびその関係者) が、当該企業体の20パーセント以上の持分を有する場合、信託の場合は、外国人 (およびその関係者) が、信託の収益または財産の20パーセント以上の受益権を有する場合をいいます。



- <sup>5</sup> センシティブ事業とは、メディア、電気通信、輸送、軍事、暗号化・セキュリティ技術、通信システム、ウラン・プルトニウム抽出、核施設運営をいいます。
- <sup>6</sup> メディア事業への投資の場合、投資金額にかかわらず、5パーセント以上の投資を行う場合に、届出および事前の承認が必要です。
- <sup>7</sup> 直接的権利の定義に含まれるのは、次に該当する権利への投資です：(a) 投資先の10パーセント以上の持分、(b) 取得者が投資先事業に関する「法的取り決め」がされている場合には、投資先の5パーセント以上の持分、(c) 持分の比率にかかわらず、投資先の経営・支配に影響力を行使または参加し、または投資先のポリシーに影響力を行使、参加または決定することを可能とする権利。
- <sup>8</sup> アグリビジネスの定義に含まれるのは、農業、林業、漁業、および特定の加工製造業（肉類、家禽、魚介類、乳製品、果物、野菜の加工、砂糖、穀物、油・脂肪の製造）など、オーストラリア・ニュージーランド標準産業分類コードの特定のクラスに分類される事業のうち、そのアグリビジネスの支払利息・税金控除前の利益が当該事業体の総利益の25パーセントを超えているものです。
- <sup>9</sup> オーストラリアで保有する資産が重要でない（具体的には、オーストラリア資産の価値が全世界の資産価値の価値の5%未満であり、オーストラリアの総資産価値が5,500万ドル未満であり、いずれの資産もセンシティブ事業に関するものでない）外国事業体の証券に関する権利の取得については免除規定があります。

### (b) 土地の取引を伴う投資案件

投資家	取引内容	従前の基準額-以下の金額を超えた場合に届出義務が発生：	2020年3月29日以降一時的に適用される新たな基準額：
すべての投資家	居住用地 <sup>10</sup> の取得	0ドル	変更なし
	未使用商業用地 <sup>11</sup> の取得	0ドル	変更なし
	オーストラリア土地法人または信託 <sup>12</sup> の権利の取得であって、居住用地および未使用商業用地が当該事業体の総資産の10パーセント以上を占める場合	0ドル	変更なし
より高額 の基準額を 定めている FTA相手国の 民間投資家 <sup>9</sup>	農業用地 <sup>13</sup> （農業用地を所有している農業用地事業法人または信託 <sup>14</sup> の権利を含む）の取得	チリ、ニュージーランド、米国の場合：11億9,200万ドル カナダ、中国、日本、メキシコ、シンガポール、韓国、ベトナムの場合：1,500万ドル(累計) この基準額は年次調整の対象外。	0ドル
	開発済み商業用地 <sup>11</sup> （開発済み商業用地を所有しているオーストラリア土地法人または信託 <sup>12</sup> の権利を含む）の取得	11億9,200万ドル	0ドル
	上場しているオーストラリア土地法人または信託 <sup>12</sup> の10パーセント以上の権利の取得 上場していないオーストラリア土地法人または信託 <sup>12</sup> の5パーセント以上の権利の取得	11億9,200万ドル	0ドル
	採掘・生産のための鉱業権 <sup>15</sup> （採掘・生産のための鉱業権を所有しているオーストラリア土地法人または信託 <sup>11</sup> の権利を含む）の取得	チリ、ニュージーランド、米国の場合：11億9,200万ドル その他の場合：0ドル	0ドル 変更なし





投資家	取引内容	従前の基準額—以下の金額を超えた場合に届出義務が発生：	2020年3月29日以降一時的に適用される新たな基準額：
その他の 民間投資家	農業用地 <sup>13</sup> （農業用地を所有している農業用地法人または信託 <sup>14</sup> の権利を含む）の取得	タイの場合：土地が完全に第一次産業のみに使用される場合は5,000万ドル（これに該当しない場合、その土地は農業用地とみなされない）。この基準額は年次調整の対象外。	0ドル
		その他の場合：1,500万ドル（累計） この基準額は年次調整の対象外。	0ドル
	開発済み商業用地 <sup>11</sup> （開発済み商業用地を所有しているオーストラリア土地法人または信託 <sup>12</sup> の権利を含む）の取得	2億7,500万ドル	0ドル
	低基準額適用地（センシティブ・ランド） <sup>16</sup> の取得	6,000万ドル	0ドル
	上場しているオーストラリア土地法人または信託 <sup>12</sup> の10パーセント以上の権利の取得 上場していないオーストラリア土地法人または信託 <sup>12</sup> の5パーセント以上の権利の取得	2億7,500万ドル	0ドル
	採掘・生産のための鉱業権 <sup>15</sup> （採掘・生産のための鉱業権を所有しているオーストラリア土地法人または信託 <sup>12</sup> の権利を含む）の取得	0ドル	変更なし
外国政府 投資家	土地の権利の取得	0ドル	変更なし
	探査のための鉱業権 <sup>17</sup> または採掘・生産のための鉱業権 <sup>15</sup> の取得	0ドル	変更なし
	採掘、生産、または探査に携わる事業者 <sup>18</sup> の10パーセント以上の権利の取得	0ドル	変更なし

<sup>10</sup> 居住用地とは、最低1戸の住宅が存在するオーストラリアの土地を指し、居住用地内に合理的に建設可能とみなされる住居の数は10戸未満です。完全に第一次産業のみのために使用される土地や、商業用住居は、居住用地には含まれません（下記の注11を参照）。

<sup>11</sup> 商業用地とは、完全に第一次産業のみのために使用される土地や居住用地に該当しない、オーストラリアの土地を指します。商業用地には、「商業用住居」、すなわちホテル、モーテル、寄宿舎、学校寮、特定の種類のマリナー、キャラバンパーク、キャンプ用地などが含まれます。学生用住居（student housing）と介護住宅（residential care）（老人ホームなど）は、商業用地として取り扱われます。

<sup>12</sup> オーストラリア土地法人または信託とは、所有する（農業用地以外の）オーストラリアの土地が、自己の資産総額の50パーセント超である法人および信託を指します。

<sup>13</sup> 農業用地とは、第一次産業に使用されている土地または合理的に使用可能な土地を指します。完全に第一次産業のみに使用されていない特定の土地については、一部の適用除外があります。2015年7月1日にATOが農業用地登記簿を作成しました。同登記簿はATOにより管理されています。風力発電用地は農業用地に該当しないとされています。また、地表に風力または太陽光発電施設がある場合、当該土地は更地ではないとみなされます。

<sup>14</sup> 農業用地法人および信託とは、所有する農業用地が自己の資産総額の50パーセント超である法人および信託を指します。

<sup>15</sup> 採掘・生産のための鉱業権とは、オーストラリアの国内、排他的経済水域、または大陸棚に存在する鉱物（石炭や鉄鉱石など）、石油、またはガスを採取するための、オーストラリアの法律に基づく権利を指します（探査のための鉱業権を除く。下記の注16を参照）。一般的に、探査のための鉱業権は、オーストラリアの土地に法的権利を発生させるものとは考えられていません。なぜなら、この鉱業権は、権利保有者に土地を占有する独占権を付与するものではなく、通常は存続期間が5年に満たないからです。

<sup>16</sup> 低基準額適用地には、鉱山や重要インフラ（例：空港や港）などのセンシティブ・ランドが含まれます。所定の空域（airspace）は低基準額適用地の定義から除外され、別途の基準を設けています。

<sup>17</sup> 探査のための鉱業権とは、鉱物、石油、またはガスの探査・調査を目的として、オーストラリアの国内、排他的経済水域、または大陸棚に存在する鉱物（石炭や鉄鉱石など）、石油、またはガスを採取するための、オーストラリアの法律に基づく権利を指します。

<sup>18</sup> 採掘、生産、または探査に携わる事業者とは、所有するオーストラリア国内の探査のための鉱業権または採掘・生産のための鉱業権が自己の資産総額の50パーセント超である事業者を指します。



## 国益に関する勘案事項

外国からの投資案件を審査する際、連邦政府は国益に沿うかどうかを個々の事案ごとに決定しますが、典型的な勘案事項は以下のとおりです。

- (a) **国家の安全保障:** 当該投資が、オーストラリアの戦略および安全保障上の利益を保護する能力にどの程度影響を及ぼすか。
- (b) **競争:** 当該投資の結果、投資家がオーストラリア国内の商品やサービスの市場価格や生産に対する支配権を握ることになる可能性があるか、あるいは投資家が世界への商品やサービスの供給に対する支配権を握ることになる可能性があるか。
- (c) **オーストラリア政府の政策:** 当該投資が、オーストラリア政府の税収や、環境問題に係る目標値など他の政策に影響を及ぼす可能性があるか。
- (d) **オーストラリアの経済・地域社会に与える影響:** 当該投資（投資後の再編の提案を含む）が、オーストラリアの経済全般に影響を及ぼす可能性があるか。また、オーストラリア国民のために公正なリターンをもたらすものであるか。
- (e) **投資家の特徴:** 投資家が透明性の高い商業的基盤に基づいて活動しているか。また、適切かつ透明性のある規制および監督の対象となっているか（当該外国投資家のコーポレートガバナンスの実務も考慮）。

また、農業に関する外国からの投資提案を審査する際、連邦政府は、通常、以下のような影響を考慮します：水資源を含むオーストラリアの農業資源の質と量、土地のアクセスおよび使用、農業生産および生産性、オーストラリアが国内の地域社会および貿易相手国の双方にとって信頼される農産物供給者であり続けられる能力、そしてオーストラリアの地域社会における雇用および繁栄。

## 2018年重要インフラ資産安全保障法（連邦法）

2018年重要インフラ資産安全保障法（連邦法）は、重要インフラに分類される資産の所有と運営の透明性を向上させることでオーストラリアの安全保障に対するリスクを管理する枠組みを導入しました。重要インフラには、所定の 港、水、ガス、電気に関する資産その他内務大臣がオーストラリアの社会的・経済的安定性、防衛、国家の安全保障の観点から重要であると定めた資産が含まれます。重要インフラに該当した場合、内務大臣は当該インフラ資産に関する行為を行うこと/行わないことを命じる権限を有します。このような仕組みは、アメリカやカナダを含む他国の法制と同様のものです。ある事業体が重要インフラを保有している場合、その資産の運営、保有する利益と支配権について内務省秘書官に所定の情報を提供する義務があります。

ある事業体（外国の事業体か否かを問いません）が重要インフラの直接利益保有者になる場合（10%以上の持分を取得する場合、直接または間接にインフラ資産に影響力を行使可能もしくは資産を支配

可能な地位を取得する場合と定義されています）には、その行為について届出する必要があります。届出に際しては、取得する利益と支配権の情報を内務省秘書官に提供しなければなりません。

## 外国政府による投資

外国政府および外国政府投資家による投資案件を審査する際には、連邦政府は通常の勘案事項に加えて以下の事項も考慮します。

- 外国政府投資家が、完全にまたは部分的に外国政府に所有されているか、また、当該投資家が、完全に独立当事者間条件（アームズ・レングス原則）で、かつ商業的基盤に基づいて運営されているか
- 当該投資が商業的性質のものであるか、それとも投資家がオーストラリアの国益に反する可能性のあるより広い政治的または戦略的目標を追求しようとしているか
- 当該投資の規模、重要性および潜在的影響力

## 特別な産業分野

メディア、電気通信、運送、軍需関連産業、暗号化やセキュリティに関する技術・コミュニケーションシステム、ウラン・プルトニウムの採掘、核関連施設の運営については、外国投資に対して特別な追加規制が適用されます。

## オープンかつ透明性のある売却手続

外国人が農業用地を取得して第一次産業または居住不動産の開発に使用しようとする場合、外国人は、オーストラリアの投資家が当該土地を取得する機会があったことを証明する必要があります。このオープンかつ透明性のある売却手続要件は、適用除外証明（下記参照）を申請する場合にも要求されます。どのような手続がオープンかつ透明性のあるものといえるかについては事案によりますが、一般的には、幅広く広告して購入申出の機会を平等に与えれば十分です。取得対象事業体が既に外国人である場合か、オーストラリア投資家が取得対象行為に重要な態様で参加できる場合には、（裁量により）本要件の適用が除外されます。



## 適用除外証明

一定のオーストラリアの土地の取得と、オーストラリア事業の資産またはオーストラリア企業の証券（引受業務を通じて取得されるものを含む）のいずれかまたは双方の権利取得については、適用除外証明を申請することができます。

申請可能な適用除外証明は以下のとおりです：

- (a) オーストラリアの土地の権利の取得回数が多い外国人（所定の取得可能最大金額と、所定の取得可能期間の範囲内）。
- (b) 所定の開発物件につき50戸以上の新築住居（たとえばアパートメント）を外国人に販売するデベロッパーその他のベンダー（各外国人の買主が、自ら外国投資の承認を取得することは不要）。ただし、外国人向けの販売戸数が全体の50%を超えてはならない。
- (c) 1つの中古住居を取得するために複数回これを試みようとする（たとえば相対でのオファー、入札、オークション）しようとする一時居住者である外国人（各不動産の持分の取得を試みようとする際、個別に外国投資の承認を取得することは不要）。この場合の適用除外証明書は承認から6ヶ月間有効とされるのが一般的で、当該一時居住者は当該物件をオーストラリアにおける主たる住居として使用することが求められる。
- (d) オーストラリアの土地を取得して土地の上に新築住居を建設する場合であって、住居に対する権利の全部又は一部が外国人に対して販売される準新築住居（near-new dwelling）の権利となる場合。財務大臣は、外国人への販売が国益に反しないと判断する場合、適用除外証明を付与することができます。

(e) 外国人は以下のいずれかを取得しようとする場合、適用除外証明を申請することができます。

- (i) 新築住居の権利
- (ii) 準新築住居の権利
- (iii) 空地の居住用地の権利

財務大臣は、外国人による上記の権利の取得が国益に反しないと判断する場合、適用除外証明を付与することができます（Regulations第43B条）。

適用除外証明の有効期間中に行われる取得については、報告義務が適用されます。

2017年7月1日に、オーストラリア事業の資産とオーストラリア企業の証券（証券引受け業務によって取得されるものを含む）のいずれかまたは双方の一連の権利取得のための新しい適用除外証明が導入されました。

この制度により外国人（政府系の年金ファンドなどの外国政府投資家を含む）は、個別の取得行為の都度届出を行うのではなく、一回の届出を行うだけで、適用除外証明で指定された期間にわたって複数の低リスク投資を行うことが可能となります。なお、この適用除外証明を付与するにあたっては、申請者が過去にオーストラリア法を遵守していたかが考慮されることとなっているため、初めてオーストラリアに投資する者に対して、当該適用除外証明が付与される可能性は低いといえます。

## 外国のカストディアン

証券、資産、信託、オーストラリアの土地、または鉱業権に係る法的権利を、外国の法人カストディアン

が取得する場合、当該取得が、当該カストディアンの通常の業務の一環として行われる場合であって、そのカストディアンが、他のカストディアンによる指示か、対象となる法的権利に関してカストディアンのサービスを受ける証券、資産、信託、土地、または鉱業権の衡平法上の財産権の保有者による指示のみに従って、議決権を行使する場合には適用除外となります。

## オーストラリア政府から取得する事業または土地

連邦政府、州、準州、地方自治体またはこれらが100%所有する企業からオーストラリアの土地またはオーストラリア事業の権利を取得する場合の適用除外があります。ただし、この適用除外は外国政府投資家は利用できず、国家安全保障に関するインフラである土地の権利取得にも適用されません。

## 貸金契約

証券、資産、信託、オーストラリアの土地、または鉱業権の権利の取得について、次の場合にも適用除外となります：対象となる権利が、貸金契約を担保することのみを目的とした担保権であるか、貸金契約を担保することのみを目的とした担保権を実行することにより取得された場合であって、対象となる権利を保有または取得する事業体が、貸金契約を締結する事業体（あるいはその子会社、親会社、または担保権受託者）であるか、貸金契約を締結する事業体について任命されたレシーバー（またはレシーバー兼マネージャー）である場合。

取得する権利が居住用地に関するものである場合や外国政府投資家が貸金契約の適用除外を利用するための担保権実行により権利を取得する場合には、追加の要件が課せられます。

## 決定期限

FATAに基づき、財務大臣は正式に提出された届出を30日以内に審査し決定を行います（重要な行為のうち任意に届出られたものと通知義務行為のいずれについても同じ）。この30日の期間は、オーストラリア政府が申請手数料を満額受領した時点から起算されます。

財務大臣は、この30日の期間の終了から10日以内に、決定内容を申請者に通知します。この通知の内容は次のいずれかです：

- (a) 申請に係る外国投資案件について、連邦政府は異議を唱えない。
- (b) 申請に係る外国投資案件について、指定の条件に従うことを条件として、連邦政府は異議を唱えない。
- (c) 申請に係る外国投資案件について、連邦政府は異議を唱え禁止する。
- (d) 仮命令により90日以内の期間の範囲内で、決定までの期間を延期する。

新型コロナウイルスが蔓延している期間、一時的な審査手続の変更（金額基準の基準額の引き下げ）が行われ、その結果、審査の対象となる取引量が増加することから、十分な審査時間を確保するため、既存及び新規の申請に対する審査期間が6ヶ月まで延長されます。



## 承認手続とタイムライン

財務大臣は提案が複雑である場合や更なる情報が必要な場合には、仮命令を行うことができます。仮命令は **Federal Register of Legislation** で公開され、最大90日間決定期限を延期することができます。

申請者が30日間の決定期限では短いと考える場合や、仮命令が出されることを避けたい場合には、財務大臣に書面で通知することにより、書面記載の期限まで任意に決定期限を延長することができます。通知は30日間の当初決定期限が満了する前に行う必要があります。決定期限の延長が可能な回数には制限がありませんが、ひとたび仮命令がなされると、申請者は期限を延長することができなくなります。

財務大臣が上記の期間内に外国投資案件について何らの決定も行動も起こさない場合は、財務大臣は外国投資規制に基づいて当該投資を禁止したり、当該投資に何らかの条件を付したりすることができなくなります。通常の場合、申請後30日以内に決定が行われ、案件がオーストラリアの国益に反すると判断されない限り、当該取引に異議がない旨の決定が通常は下されます。届出がセンシティブ分野に関係する場合やオーストラリアの国益に反する可能性のある広範な政治的・戦略的目的を有する投資家が関与する場合には、審査期間は30日を超える可能性が高くなります。

重要な決定については、財務大臣は連邦・州・準州政府や関連する公共機関、国家安全保障機関その他提案行為を所管する機関と幅広く協議します。これらの機関から提供されたアドバイスやコメントは提案行為、とりわけ安全保障上の意義を審査するに際して重要となります。

## 外国投資についての決定

財務大臣により外国投資に対して異議を唱えない旨の決定が下される場合、許可される取引、当該取引に携わる外国人（今後設立予定の外国法人や信託の受託者でも可）、および当該取引の実施期限（外国人が当該取引を実行に移す場合）が指定されます。実施期限は通常は12か月ですが、財務大臣が承認すれば、より長い期間となる可能性もあります。重要な契約変更（たとえば取得する対象事業体の持分比率の増加など）があった場合、再度承認が必要になる可能性があります。

## 外国投資に付される条件

外国投資の承認には条件が付される場合があります。その場合これらの条件の遵守が義務づけられます。条件は、財務大臣が外国投資が国益に反するものではないと判断するために課されるものです。

ATOがオーストラリアの税収に影響が生じると判断する取引については、事案に応じて典型的な税務上の条件が課されます。条件の例としては、ATOに書面または情報を提供すること、未払いの税金を支払うことなどです。外国投資の中には、特定の税務リスクを生じさせるものがあり、そのような状況においては、申請者は投資に関連する税務上の問題について、解決のためにATOと真摯に協議する必要があり、将来の税務債務の予測を含め、所定の情報を提供しなければなりません。

農業用地以外の更地に関する取引に課される条件もあります。外国投資家が承認から5年以内に提案した開発をのために着工すること、および、建築完了までその土地を保有し続けることが通常の条件となります。

## 内部再編

届出義務は、金額基準を満たす企業グループ内部の再編にも適用され得ます。ただし、共通の親会社を持つ子会社の間または親会社と子会社の間で行われる証券の権利の取得や、共通の親会社を持つ子会社の間または親会社と子会社の間で行われる資産またはオーストラリアの土地の権利の取得の場合は、申請手数料が減額されます。

## 記録維持

外国投資についての通知と届出に関する記録は、所定の期間保管されなければなりません。この義務は、FATAに基づき財務大臣が行った命令・決定に関連する届出の対象取引についての記録（取引実施から5年間）、適用除外証明において指定される通知義務行為（行為実施から5年間）、異議を唱えない旨の決定または適用除外証明に付された条件の遵守についての記録条件が適用されなくなってから2年間）、そして一定の居住用地の権利の処分についての記録（処分から5年間）に適用されます。

## 費用

FATAに基づく届出または申請を行う際に費用を支払う必要があり、財務大臣は費用が支払われるまで検討に着手する必要がありません。財務大臣による決定期間も、費用が支払われるまで開始しません。費用は2015年外資買収費用法（連邦法）に定められています。一般的に、費用は提案投資行為の額を基準に算出されます。



# 連絡先



## 加納 寛之

Co-Head of Japan Practice

電話番号: +61 7 3292 7262

[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



## Rory Moriarty

National Practice Group Leader

Corporate/M&A

電話番号: +61 2 9353 4764

[rmoriarty@claytonutz.com](mailto:rmoriarty@claytonutz.com)



## Bruce Cooper

Deputy Chief Executive Partner

電話番号: +61 2 9353 4103

[bcooper@claytonutz.com](mailto:bcooper@claytonutz.com)



## 契約法

オーストラリアの契約法は、民法典ではなく、イギリス発祥のモン・ローを立法により修正したものに基いています。オーストラリアの契約法を支える基本原理は、契約自由の原則であり、同原則により当事者は法制の範囲内で自由に契約の内容を決めることができます。

当事者は契約の条件、様式、内容について原則として自由に決めることができますが、以下の点には留意が必要です。

- 土地に関する権利の取引などの所定の取引を除き、契約の存在の立証に書証は必要ありません。
- 契約は書面による場合のみならず、口頭で、あるいは当事者の行為によって成立することもあれば、状況に照らして黙示に成立する場合、法律の定めにしたがって成立する場合、上記の組合せによって成立する場合もあります。
- 一般的に、全当事者が署名した交渉の結果を証する書面を取得することで契約の運用と執行がしやすくなります。

### 契約当事者

オーストラリアの契約法における重要な概念は、契約とは当事者による相互合意に向けた意思の合致であるというものです。これが意味するところは、契約の当事者でない者は契約によって拘束されることなく、契約に基づく権利を取得することもないということです。これは契約の相対性の原則 (privity rule) として知られています。ただし、この原則にはいくつかの数少ない例外があります。

以上の理由から、契約においては関連する全ての当事者について、個人であるか、会社であるか、法令に基づき設立された事業体であるかを含め、正確に特定することが重要です。

### 制定法の直接的な介入

2010年競争・消費者法(連邦法)など、制定法には、契約の全部または一部の定めを優先したり、契約の効力を制限したり、所定の条項を強制的に挿入するものがあります。

契約自由の原則に影響を与える制定法は、連邦レベル、各州・準州および地方自治体レベルで運用されています。連邦法はオーストラリア全土に一律に適用されますが、下位の制定法の内容は一様ではありません。

### 取引制限の禁止

契約により、直接または間接的に、相手方に対して第三者と雇用契約等の契約(または証書)を締結することを制限することは、排他的取引を構成するものとして2010年競争・消費者法(連邦法)の独占禁止に関する条項によって規制される場合があります。また、このような制限は、コモン・ロー上の取引制限として無効となる場合もあります。具体的には、裁判所は、契約によって制限される行為、期間、場所が必要以上に広範に及ぶ場合は、そのような規定を無効かつ強制失効不能と判断する場合があります。この点につき、ニューサウスウェールズ州においては、1976年取引制限法(ニューサウスウェールズ州法)の下、そのような制限はニューサウスウェールズ州最高裁判所が合理的と認める範囲のみにおいて有効となります。



オーストラリアの裁判所は、契約当事者の意思を**書証から認定**することに**かなりの重点**をおいています。

## 責任の制限や免除

契約の当事者は、2010年競争・消費者法（連邦法）や州・準州における同種の物品販売・公正取引法に反しない限り、契約違反や一定の状況から生じる契約上の責任を、自由に制限または免除することができます。ただし、責任の免除または制限条項に依拠しようとする契約当事者は、当該条項の効力を主張する当事者の意図どおりに裁判所に解釈してもらえようしておく必要があります。

## 制定法による間接的な影響

制定法の中には契約自由の原則に対して間接的な影響を与えるものもあります。一つの例は、「動産（personal property）」に対して担保権が設定される場合です。動産には、土地または連邦政府や州政府から付与される一定の権利（例えば採掘権）以外の、すべての財産が含まれます。動産に担保権が設定される場合、2009年動産担保法（PPSA）（連邦法）が適用されます。担保権者は、動産担保権を第三者に対抗するためには、動産担保レジスター（Personal Property Securities Register）に所定の期間内に登録を行わなければなりません。

動産担保法は、伝統的な形式の担保権のみならず、売買契約における所有権留保、買取選択権付賃貸借、または一定のリース契約により生じる担保権を含む幅広い担保権をカバーします。

担保権の登録は、動産担保法と、2001年会社法（連邦法）その他の関連規定により規制されています。

その他の制定法には、相手方に所定の通知や警告を与えることや所定の条項を加えることを求めるものもあります。例として、国家・州・準州レベルのプライバシー法制が挙げられます。

## コモン・ローによる制限

制定法に加え、コモン・ローにも契約自由の原則に制限を課すものがあります。契約法の一般原則に基づき、特定の契約違反があった場合において、一方の当事者が他方の当事者に対して支払うべき損害賠償額の予定や金額の算定方法を当事者間で合意することは可能です。このような契約上の取り決めは、具体的な損害額の計算が難しい場合や、当事者が紛争解決や訴訟に要する費用の負担を望まない場合には、有用な方法といえます。

しかし、損害賠償額の予定に関する合意は、実際に蒙るであろう損害を予測しようとする真摯な試みでなくてはなりません。したがって、金額が実際に予測される損害に比して高額すぎる場合、契約遵守を強要するための脅しとして規定される場合、曖昧な状況で損害賠償義務が生じる場合、または一方当事者の恣意により損害賠償義務が発生するような場合には、裁判所は、それらの条項を単なる罰則規定とみなし、それらの条項を強制執行不能と判断する場合があります。

## 紛争の解決

契約当事者間の紛争は裁判所が解決しますが、オーストラリアには裁判所の介入なく紛争を解決するための実務が数多くあります。オーストラリアは、外国仲裁判断の承認と執行に関する条約の加盟国です。したがって、仲裁人（通常、あらゆるコモン・ロー上、衡平法上、および制定法上の救済方法を命じることができます）の仲裁判断は、連邦裁判所またはオーストラリアのいずれの州、準州の裁判所においても承認され、執行されます。

## 物品売買に関する国際条約

オーストラリアはウィーン売買条約（国際物品売買契約に関する国際連合条約）の加盟国です。この条約は、国際的な物品売買契約の成立と履行に適用される統一的なルールを規定し、当事者の権利義務の枠組みについて定めています。

国際物品売買契約の当事者は、契約の準拠法として、当事者のいずれか一方の国の法律を選択することもできます。しかし、そのような合意がなされない限り、ウィーン売買条約が適用されることになりま



# 連絡先



**Geoff Hoffman**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4617

[ghoffman@claytonutz.com](mailto:ghoffman@claytonutz.com)



**Stephanie Daveson**

Partner

電話番号: +61 7 3292 7108

[sdaveson@claytonutz.com](mailto:sdaveson@claytonutz.com)



**Michael Linehan**

Partner

電話番号: +61 3 9286 6168

[mlinehan@claytonutz.com](mailto:mlinehan@claytonutz.com)





## 技術・知的財産権の保護

オーストラリア人は、新技術をいち早く採用する国民性で名高く、また、オーストラリアの裁判所は、自国のみならず、オーストラリアと二国間または多国間条約を締結している諸外国の技術・知的財産権の保護のための包括的な法的枠組みを有しており、かかる枠組みに基づいて知的財産権の保護を強く支持しています。オーストラリアの連邦法の内容は、TRIPS協定（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）をはじめとする、オーストラリアが締結した様々な国際的な知的財産法に関する条約の影響を受けています。

IP Australiaは、オーストラリアの知的財産システムの運営と、特許、意匠、商標などの知的財産権の登録について責任を負う、連邦政府機関です。

### 特許

1990年特許法（連邦法）は、2種類の形態の特許を規定しています。

- 標準特許 (standard patents) は、完全明細書の提出日から最長20年間有効です（ただし、更新料が支払われている場合に限りです）。
- 革新特許 (innovation patents) は、産業分野に多大な貢献をもたらす技術の進歩を保護するもので、有効期間は8年間です。

特許の有効期間の延長は、認められません。ただし、医薬品の標準特許についてのみ例外が認められています。

革新特許についてはこれを廃止する提案がなされており、2018年後半か2019年のはじめに法案が審議される予定です。

標準特許については、特許出願後、特許登録前に完全な審査が行われます。他方、革新特許の場合、特許登録前には方式要件を遵守しているかのみが審査されるため、より早期かつ安価に特許登録可能です。もっとも、革新特許の侵害者に対し、特許権の主張をするためには、実体的審査および認証が必要です。革新特許の実体的審査は、特許権者または第三者（特許の有効性や侵害の成否について利害関係を有する者）の請求（いつでも請求可。有料）または特許局長官の職権により開始されます。

また特許法は、異議申し立て（特許登録前に申請に反対するか、特許庁長官に再審査を求める）の手續を定めています。異議申し立ては、書証の提出と、決定権を有する特許局長官の手續代行者の面前での口頭審理が行われる場合があります。特許の適格性または異議申し立てに対する特許局長官の決定については、オーストラリア連邦裁判所に上訴することができます。

標準特許も革新特許も、連邦裁判所において有効性を争うことが可能です。特許無効の根拠としては、適切な発明主題の欠如、新規性の欠如、発明性（革新特許の場合は革新性）の欠如、有用性の欠如、その他の技術的根拠があります。特許の有効性を争う手續は、特許権者自らが、製品の発売のために疑義をなくしておくために行うこともできますし、特許権を侵害しているとされる者が侵害の主張に対する防御として利用することもできます。

オーストラリアは、パリ条約の加盟国です。海外の出願者は、パリ条約に基づき、自己が同条約加盟国において行った正規の特許出願をオーストラリアで行う場合は、当該加盟国での最初の出願日から一定期間の優先権を有します。また、オーストラリアは特許協力条約の加盟国でもあり、ある加盟国で特許を出願した場合は、他の加盟国でも同様に申請したものと扱われることができます。



オーストラリアの裁判所は、**包括的な法的枠組み**に支えられた技術・知的財産権の保護を**強く支持**しています。

## 意匠

2003年意匠法（連邦法）が、意匠の登録制度を定めています。

意匠とは「一つまたは複数の視覚的特徴から作り出される製品の全体的外観」をいい、オーストラリアで公に使われているものか、オーストラリア内外で公表されているものと比べて、「新規性（new）」と「識別性（distinctive）」を有するものであれば、登録が可能です。

意匠権は、革新特許と同様に、出願時には実体的審査は行われず、単に形式要件が満たされていれば登録されます。登録意匠については、当事者または第三者の請求、裁判所の命令、または登録官の指示があった場合にのみ、実体的審査が行われます。革新特許と同様、意匠権の侵害者に対し、意匠権の主張をするためには、登録された意匠がIP Australiaによる実体的審査および認証を受けていることが必要です。

登録によって生じる意匠権の有効期間は、最長10年間（当初の5年の有効期間と更新による5年間の延長）です。オーストラリアは、パリ条約の加盟国であるため、外国の出願者が同条約加盟国において出願した意匠と同一の意匠の出願をオーストラリアで行う場合は、当該加盟国での最初の出願日から6か月間、オーストラリアにおける出願について優先権が付与される取扱いになっています。

オーストラリアはハーグ協定に加盟していません。IP Australiaは近い将来ハーグ協定に加盟すべきかにつ

いて利害関係者と協議しています。加盟する場合、意匠権の有効期間を15年間に延長する必要があります。

意匠作成者による事前開示の猶予期間の導入を含め、意匠法の大きな改正が提案されています。本改正のための協議が2018年後半か2019年はじめに実施される予定です。

## 商標

オーストラリアにおける商標の登録については、1995年商標法（連邦法）が定めています。

同法に基づき、特定の商品／役務について、これまで当該商標がオーストラリアで使用された（またはライセンスされた）ことがあるかどうかにかかわらず、商標登録の出願を行うことができます。ただし、少なくともその商品／役務にその商標を使用するか、使用を許諾する意図が出願者になければいけません。

オーストラリアの法律は、パリ条約に従い、外国で出願されたものと同一の商品／役務に関する同一の商標をオーストラリアで出願する際の一定の優先期間を定めており、これにより当該加盟国での最初の出願日がオーストラリアの出願日と取り扱われます。また、オーストラリアは、マドリッド協定議定書にも加盟しており、加盟国であるいずれかの国で、一度国際登録出願をすれば、その出願で指定した他の加盟国においても商標が保護されるための手続が進められることとなります。

オーストラリアは、ニース国際分類に従って、商品および役務を分類しています。商標権の有効期間は

10年間で、その後、10年ごとに更新が可能です。商標登録は、指定商品／役務に関して商標が3年間連続でオーストラリアで使用されなかった場合、不使用を理由に取り消される可能性があります。

登録商標の保護の要件として、商標ライセンスの登録は義務付けられていません。ただし、商標ライセンス契約のライセンシーによる商標の使用が商標権者による使用であるとされるためには、商標ライセンスが一定の基準を満たしていなければなりません。これには、ライセンシーによる商標の使用に対して登録商標権者が合理的なコントロールを行使する権利を有していることという要件が含まれています。

制定法上の登録商標の保護とは別に、オーストラリアの一般法は、（例えば同一または類似の商標を使用することによって）自己の商品または役務を競業者の商品または役務であるかのように見せかける行為（passing off）を禁じています。

## 著作権

オーストラリアにおける著作権については、1968年著作権法（連邦法）が定めています。著作権は、通常の著作物の場合、著者の死後70年間存続し、それ以外の場合には、（多くの場合）公表日から70年間存続します。

著作権の対象となるものの種類は次のとおりです。

- 言語著作物（コンピュータープログラムを含む）
- 音楽著作物（作曲された音楽作品）
- 美術著作物（写真、製図、図面、建物、美術工芸品など。高度な美術的要素が含まれているかどうかを問いません）
- 演劇著作物
- 映画フィルム、録音物、テレビ放送・音声放送、出版物

著作権発生の要件が満たされた場合、著作権はその創作の時点で自動的に発生し、登録、通知その他形式的要件は不要です。実際、オーストラリアには、著作権の登録のための制度は存在しません。著作権発生の要件は、オーストラリアやオーストラリアが二国間／多国間条約を締結している諸外国の国民・居住者が著作物の創作を行ったこと、またはオーストラリアやオーストラリアが二国間／多国間条約を締結している諸外国において著作物が最初に発表されたことなどです。

オーストラリアは、ベルヌ条約および万国著作権条約の批准国であり、これ以外にも著作権者の権利保護に関する条約を批准しています。



## 機密情報

オーストラリア法上、情報について財産権は成立しません。この点は、一部の国の法制度と異なる点です。ただし、一定の状況では真に機密性のある情報を秘密に保持させるための権利が生じます。

オーストラリアにおいては、機密情報（営業秘密を含む）の保護は、制定法ではなく一般法によります。オーストラリアには、米国の多くの州で採用されている統一法典のような成文法はありません。

一般法は、情報の受領者が、当該情報が機密情報であるということを知っていたか、または知ってしるべきであったような状況において、守秘義務を課します。

この守秘義務は、情報受領者が情報開示者の指示に反して機密情報を開示することを禁じるだけでなく、情報開示者が許諾しない限り、たとえそれが秘密裏に使用される場合であっても、当該情報を使用することを禁じています。また、当該情報が実は機密情報であることを情報受領者が知らなかったとしても、情報受領者は、当該情報の使用／開示について制限を受ける場合があります。

法は、特定の情報につき、真にその秘密が保持されていた場合か、または秘密保持義務を負うべき者に対してのみ開示されていた場合に、かかる情報を保護します。

秘密保持義務は、法の作用だけで生じるものなので、契約を結んだり文書化したりする必要性は必ずしもありませんが、秘密保持義務について通知し書面で確認しておくことは、秘密保持の必要性が情報受領者に伝達されたことを立証するのに役立ちます。他方、情報受領者が情報開示者に何らかの義務を課したい場合（例えば、独占使用権を確保したい場合や他の第三者への非開示を取り付けたい場合）は、その旨の契約を締結することが必要になります。このような契約は、取引制限を定める種類の契約となりますので、この種の契約に関する法律の規制を受けることとなります。

## 育成者権

1994年育成者権法（連邦法）は、新規の種苗の登録について定めています。

育成者権（PBR）は、登録された種苗についてオーストラリアで生産、複製、輸出、輸入、および繁殖材料の販売を行う独占的権利を、登録権利者に付与します。

産物が育成者権者の同意をもって販売されると、販売に関する権利は失効しますが、それ以降の繁殖には育成者権者の同意が必要です。

PBRの対象である各種苗は、関連する属に属する植物についてその種苗の農産物の市販のみに使用することができる、特定の名称をもって識別されます。

PBRは、出願日から20年間有効です（樹木またはツル植物の場合は25年間）。

## 回路配置とマスクワーク

回路配置の保護は、1989年回路配置法（連邦法）に定められています。

オーストラリアは、集積回路についての知的財産に関するワシントン条約の加盟国であり、同条約の施行をにらんで同法を制定しました。米国の半導体チップ保護法と異なり、同法の保護対象にはマスクワーク（mask work）は含まれていませんが、回路配置は保護の対象となっており、回路配置とは集積回路を構成するものに固定された能動素子と受動素子およびそれらの配線の3次元上の位置の表現と定義されています。

同法で認められる回路配置権は、以下のいずれかの時点から10年間有効です：

- 商業的使用を伴う場合、初回の商業的使用日。
- 商業的使用がない場合、回路配置が作成された年。

登録の必要はなく、登録機関もありませんが、オーストラリア法は、回路配置や集積回路のマーキングの規定を有している点で珍しい立法となっています。



# 連絡先



**John Collins**

National Practice Group Leader

IP & Technology

電話番号: +61 2 9353 4119

[jcollins@claytonutz.com](mailto:jcollins@claytonutz.com)



## 個人情報保護

オーストラリアではプライバシーと個人情報の保護を連邦法と州・準州法の組合せによって規律しています。2018年2月から、1998年連邦プライバシー保護法の改正により、個人情報の漏洩について影響を受ける個人とプライバシーコミッショナーの双方に対する通知を義務づける制度が導入されました。これは、個人情報がどのように取り扱われるかについて、各個人にコントロール権を与え、また各個人の認識を強化するという世界的な潮流を反映したものです。

### プライバシー

プライバシーに関するオーストラリアの主な法的スキームは、1998年連邦プライバシー保護法です。同法が適用される対象の例は以下のとおりです。

- 年間売上が300万豪ドルを超える民間企業または非営利企業
- 売上額に関わらず、すべての保健医療サービス提供者および連邦政府委託業者
- 連邦政府機関
- 年間売上が300万豪ドル以下の小規模事業者のうち、

- 個人情報の取引を行っているもの
- より大規模の事業者と関係を有するもの
- 2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法の対象となる報告事業者。ただし、同法あるいは同法下の規則や規制に定める小規模事業者の行為に限られる（例えば、疑わしい取引の報告や1万豪ドルを超える国際的な資金移動など）
- 法律上当然に連邦プライバシー保護法の対象とはならない小規模事業者のうち、同法の適用を受けることを選択（opt in）したもの

州および準州の政府機関およびその委託業者による個人情報の収集、利用、開示は、各州法および各準州法による規制を受けます。また、保健医療情報も、場合によっては、州や準州のレベルで規制を受けることもあります。

連邦プライバシー保護法には13のオーストラリアプライバシー原則（APP）が含まれており、同原則には組織が個人情報をどのように扱わなければならないかについての全般的な原則が定められています。本法の適用対象となる組織と機関は「APP事業者（APP entities）」と定義されています。

APPは、個人情報のライフサイクルに基づいて構成されており、以下の5つのグループに分けられています。

- パート1は、APPの適用主体が、例えば、個人情報をオープンで透明性のある方法で管理するなどして、個人情報のプライバシーに配慮すべきという原則を定めています（APP1、2）。
- パート2は、不招請の個人情報を含む個人情報の収集についての原則を定めています（APP3、4、5）。
- パート3は、APPの適用主体が、いかに個人情報の個人識別番号を取り扱うかについての原則を定めており、個人情報および政府関連の個人識別番号の使用・開示に関する原則を含んでいます（APP6、7、8、9）。
- パート4は、個人情報の完全性について定めており、個人情報の質とセキュリティに関する原則を含んでいます（APP10、11）。
- パート5は、個人情報へのアクセス・訂正の要求についての原則を定めています（APP12、13）。

APPのもとでの個人情報の取扱いのルールには、以下のものが含まれます。

- 個人情報（特定の個人または合理的に特定可能な個人に関する情報や意見。氏名や住所など）の収集に関する規制
- センシティブ個人情報（個人の種族や民族、宗教的・哲学的信念など）の収集に関する規制
- 収集された個人情報の使用および開示に関する規制（ダイレクトマーケティングのための使用や開示についての制限を含みます）
- オーストラリア国外の他の個人や組織に対する個人情報の移転に関する規制
- 収集、利用もしくは開示された個人情報が安全に保管され、正確、完全、最新であるようにするための措置
- 個人が自分の個人情報にアクセスし、訂正する機会を、組織が与える義務
- 政府の発行する個人識別番号（納税者番号など）の使用に関する規制
- 個人が組織のプライバシー・ポリシーにアクセスできるようにしなければならないという組織の義務



## 2018年以降、連邦プライバシー保護法は、 所定の情報漏洩について通知を強制しています

組織の行為の中には、一定の場合、連邦プライバシー保護法上の義務が免除されるものが複数あります。例えば、個人情報の取扱いが雇用関係に直接関係する場合の使用者による現在または過去の従業員に関する記録の取扱い、メディア組織のジャーナリズム活動における個人情報の取扱い、オーストラリアの登録政党や議員のために働く委託業者による個人情報の取扱いなどがあります。

組織は、インフォメーションコミッショナーに特定のプライバシー規約による自主規制を申請することができます。これが承認された場合、組織はAPPの代わりに、そのプライバシー規約を遵守するよう求められることとなります。承認されたプライバシー規約の例として、市場・社会調査プライバシー規約があります。

2018年から、1998年連邦プライバシー保護法の改正により、所定の個人情報漏洩について通知を強制する仕組みが導入されました。APP事業体は、不正アクセス、情報の喪失または開示が関連する個人に重大な悪影響を及ぼすことになる場合には、インフォメーションコミッショナーと影響を受ける個人の双方に対して通知することが必要となります。APP事業体が個人情報漏洩が発生したと合理的な疑いを有する場合には、30日以内に個人情報の漏洩が発生したか調査する義務があります。

インフォメーションコミッショナーは、以下のような強大な権限を有します(なお、これらの権限は、通常はプライバシーコミッショナーが行使します)。

- 強制執行が可能な約束の受諾

- 重大または反復的なプライバシー侵害に対する民事制裁金の賦課
- APP事業体に対する調査の実施

インフォメーションコミッショナーは、プライバシー関連の苦情を取り扱う外部紛争解決スキームを認証する権限も有しています。

### 通信傍受

電気通信(電子メール、ショート・メッセージ・サービス(SMS)、マルチメディア・メッセージ・サービス(MMS)、インスタントメッセージ、その他の形式の通信を含みます)の傍受は、1997年連邦電気通信法および1979年電気通信(傍受およびアクセス)法によって規制されています。

これらの法の下、電気通信キャリア(電気通信網の所有者および運営者)および電気通信サービス提供者(インターネットサービスプロバイダなど、電気通信網を利用してサービスを提供する者)は、令状が発行された場合に自己のシステムを傍受可能なものにしておく義務があります。

電気通信法は、電気通信キャリアおよび電気通信サービス提供者が、自己の電気通信網で行われた通信の内容に関する情報を含め、一定の情報を開示または使用することを禁じています。電気通信キャリアおよび電気通信サービス提供者は、電気通信法に基づき、監督当局に協力し、自己の通信網や施設設備が犯罪に利用されないよう最善を尽くす義務があります。

電気通信(傍受およびアクセス)法は、原則として、監督当局や情報当局が発行する令状に基づいて傍受が行われる場合以外は、通信者の知らないところで、電気通信を傍受すること(電話の会話を盗聴・録音することなど)を禁じています。電気通信(傍受およびアクセス)法は、特定の監督当局または情報当局に一定の電気通信のデータを開示させる権限を認めています。

さらに、電気通信(傍受およびアクセス)法は、電気通信サービス提供者が、一定の「法執行」機関または「傍受」機関(オーストラリア連邦警察、州警察等)の請求により、情報のアクセスについての令状の発行前に、蓄積された情報を保全することを義務付けています。オーストラリア連邦警察は、外国から請求があった場合には、電気通信(傍受およびアクセス)法に基づき、外国保全通知を発することもできます。

2015年には、電気通信(傍受およびアクセス)法が改正され、電気通信サービス提供者は、所定の通信のメタデータ(通信の内容とは別個の通信自体の情報)を2年間保存する義務が課せられることになりました。本改正は、一定の法執行機関や国家安全保障の観点からのメタデータの使用を行いやすくする目的でなされたものです。

州および準州の盗聴器に関する法律は、会話の当事者らの同意または適切な令状なく第三者が個人的な会話を録音することを禁じています。州・準州によっては、会話の当事者であってもかかる録音が禁じられている場合があります。

### スパム規制

2003年連邦スパム規制法は、「オーストラリアと関係のある」不招待かつ営利目的の電子メッセージ(電子メール、SMS、MMS、インスタントメッセージなど)の送信を禁じています。「オーストラリアと関係のある」の意味は非常に広く、次のような送信メッセージが含まれます。

- オーストラリア国内から送信されるもの
- オーストラリアに在住する個人またはオーストラリアに経営・支配の中心がある組織によって送信されるもの(メッセージが実際にオーストラリアから送信されたものであるかどうかを問わない)
- メッセージへのアクセスに使用されるコンピューター、サーバー、機器がオーストラリアにある場合
- メッセージを受信するアカウント保有者または組織がオーストラリアにいる場合。

電話の音声やファックスで送信されたメッセージは、スパム規制法の対象になりません。

メッセージが営利目的かどうかは、メッセージの表示方法、メッセージに含まれている内容(リンク、電話番号、連絡先情報などを含む)によります。

営利目的の電子メッセージは、受信者の同意の上で送信されなければならない、送信者を正確に示す情報と、実効的な受信中止機能が含まれていなければならない。

送信者を正確に示す情報には、送信者への連絡方法が含まれていなければならない、その



情報は、メッセージ送信後30日間有効でなければなりません。受信中止機能は、受信者が送信者からの電子メールを将来受けないようにすることができるものでなければならず、明確かつ分かりやすい方法で表示されていなければなりません。

また、スパム規制法は、個人またはオーストラリアでビジネスを行う組織が、アドレス収集ソフトや収集したアドレスリストを供給、取得、使用することを禁じています。

政府機関、オーストラリアの登録政党、慈善事業団体、宗教団体、教育機関は、状況によってスパム規制法の適用除外とされる場合があります。

スパム規制法違反には1日あたり最高オーストラリア210万豪ドルに及ぶ罰金をはじめとした、厳しい金銭的制裁が科せられます。



# 連絡先



**Narelle Smythe**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4220

[nsmythe@claytonutz.com](mailto:nsmythe@claytonutz.com)



**Steven Klimt**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4133

[sklimt@claytonutz.com](mailto:sklimt@claytonutz.com)





## 電子商取引

オーストラリアにおける電子商取引は、主として、連邦、州、準州の電子商取引法によって規制されています。連邦の電子商取引法は、連邦法が適用される取引についてのみ適用されます。州法および準州法は、連邦法に類似しており、それぞれの法域で適用されます。

本チャプターでは、各組織がオーストラリアにおける電子商取引を行いやすくするためのルールについてご説明します。オーストラリアにおける個人情報の取扱いについては、個人情報保護の項目で解説します。

### 電子商取引法

電子商取引法の主要な影響は次のとおりです。

- 電子通信や電子署名によっているというだけの理由で取引が無効になることはない。
- 電子通信の送信および受信の時間と場所の確認のためのガイドラインを定めている。
- 情報の書面での記録または保存が法律で義務付けられている場合に、情報の電子的記録と電子文書の保存を可能にする。
- 手書きの署名の代わりに電子形式の認証の利用

を可能にする。

- 電子商取引のニーズに応じて、契約の成立に関する伝統的なルールを明確化している。例えば、自動メッセージシステムの認識、申込みの誘引の明確化、当事者の所在地を決めるルールの設定など。

電子商取引法は、電子商取引を促進する目的で定められていますが、すべての法律や取引に適用されるわけではありません。各電子商取引法には、同法や同法の施行規則が適用されない法律や取引の種類が列挙されています。もしある取引が電子商取引法の適用を受けない場合には、同法の適用が免除されている法令自体や当該取引に適用される一般法といった他のルールの中で電子商取引を促進する手段を採用できないか検討する必要があります。

連邦の電子商取引法の施行規則は、2013年に改正され、現行および新興のデジタルチャンネルや消費者の嗜好に対応するため、複数の例外規定を撤廃しました。

### 契約法

契約法の基本原則には、電子的に契約を締結することを妨げるようなものではありません。したがって、オンラインで締結された契約に適用される法律は、オンライン以外の取引に適用される法律と同じです。

オンラインで締結された契約から発生する問題の一つは、顧客が画面上のアイコンをクリックして標準的契約約款に同意する「クリックスルー」契約の有効性です。現在、オーストラリアには、クリックスルー契約に関連した具体的な判例法はほとんどありません。しかし、原理上は、この方法で契約を締結できないとする理由はありません。

もう一つの問題は、オンラインで締結された契約の約款が契約内容に十分に組み込まれているかどうかです。オーストラリア法の下において、ある約款を通知により契約の要素に組み込むためには、当事者は相手方当事者に対して条件を「合理的に」通知しなければなりません。つまり、約款に依拠する事業者は、当該約款を消費者に知らせるため合理的に必要なあらゆる措置を講じなければなりません。

オンライン契約に適用される法律は**非電子取引**に適用される法律と異なりません



# 連絡先



**Steven Klimt**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4133

[sklimt@claytonutz.com](mailto:sklimt@claytonutz.com)



## 雇用と労使関係

オーストラリアの労使関係を取り巻く環境は、主に2009年フェア・ワーク法（連邦法）（フェア・ワーク法）によって規律されています。

オーストラリアの使用者の大多数は、雇用関係が、産業団体による労使裁定、労働協約、または個別の雇用契約のいずれによって規律されるかにかかわらず、フェア・ワーク法の規制の対象となっています。フェア・ワーク法は、基本的な最低労働条件と不当解雇時の使用者に対する請求権を定めています。

使用者は税制、退職者年金積立金、職場における安全衛生に関する規制も遵守しなければなりません。

### 基本的な最低労働条件

すべての従業員は、フェア・ワーク法で定められている全国雇用基準（NES）と呼ばれる最低労働条件を享受する権利が与えられます。NES内容には以下のものが含まれます。

- 1週間の標準労働時間は38時間と「合理的な超過勤務時間」を限度とすること。
- 年間4週間の年次有給休暇（シフト労働者については年間5週間）
- 年間10日間の有給個人的（疾病休暇を含む）／介護休暇。さらに、追加で2日間の無給介護休暇および2日間の有給引引休暇
- 両親に対し、出産時、または子供を養子にする際に、52週間の無給育児休暇。さらに両親のどちらかが追加で52週間の無給育児休暇を申請することもできる
- 未就学児または18歳未満の障害児の親または介護者は、柔軟な雇用形態を要請することができる。これらは従業員が少なくとも

12か月間継続して勤務していることが要件であり、合理的なビジネス上の理由があるときには認められない場合もある

- 関連する連邦法または州法に基づく長期継続休暇
- 従業員が、陪審員や緊急時のボランティア等の「適格社会奉仕活動」に従事している場合の合理的な期間の無給社会奉仕休暇
- 12か月以上勤務している従業員を余剰人員削減のために解雇する際の余剰人員整理手当。手当の金額は、従業員の勤続年数に基づき決定

最低賃金ベースと最低上乘せ賃金比率、違約金率その他の権利は全国最低賃金と労使裁定に規定されます。

### 不当解雇

フェア・ワーク法は、適格従業員に対し、使用者の解雇に際して、解雇が過酷（harsh）、不公平（unjust）または不合理（unreasonable）であったことを示せ

た場合に、不当解雇に関する不服申立ての権利を保障しています。

従業員15人以下の小規模事業者であって、解雇規則（Code for dismissals）を遵守している者は、不当解雇禁止法制の対象とはなりません。さらに、従業員は、以下に該当する場合には保護されません：

- 「最低雇用期間」にわたって勤務していない場合（小規模事業者の従業員は12か月、その他の場合は6か月）
- 有期労働契約により、または特定の職務のために雇用された従業員
- 短期臨時雇いの従業員
- 特定の期間のみ雇用された見習い従業員
- 季節労働者

解雇が「真の余剰人員整理」のためである場合にも、従業員は不当解雇を主張することはできず、また、高所得基準額（2018年7月1日より14万2,000ドル）を超えている従業員も、労使裁定または労働協約の対象



## 2009年フェア・ワーク法は**基本的な最低労働条件**と不当解雇時の使用者に対する請求権を定めています

となっていない限りは保護されません。この基準額は、毎年7月1日に調整されます。

フェア・ワーク法には、使用者が従業員（または従業員となろうとする者）に対して、人種、宗教、性的嗜好、妊娠の事実または年齢といった従業員の属性を理由とする不利益行為を行う職場での差別に関する条項もあります。

### 職場の安全衛生

職場における安全衛生に関する法律は、就業中の従業員の安全を守るための義務をすべての使用者に課しています。ビクトリア州と西オーストラリア州以外の大半の法域では、職場における安全衛生に関する法律がオーストラリア全土で一貫したものになるよう取り組まれてきました（ただし、州ごとに異なる部分は依然として存在します）。

### 従業員関連の税制

2000年7月1日より、オーストラリアではPAYG (pay-as-you-go) 制度という源泉徴収制度が導入されました。このPAYG制度により、使用者は従業員に支払う報酬から税金を源泉徴収し、定期的にオーストラリア国税庁に納付することが義務付けられています。源泉徴収される金額は、国税庁長官の定める税率表に従って計算されます。

雇用に伴って従業員に提供される一定のFRINGE・ベネフィット（付加給付）については、使用者がその価値に応じたFRINGE・ベネフィット税を支払わなければなりません。FRINGE・ベネフィットの定義は幅広く、様々な特典、サービス、便益などが含まれ、例えば、社用車の私的利用、無金利または低金利融資、宿泊施設の提供などが含まれます。

ペイロール税は、州税であり、給与賃金の総額が所定の金額を超えた使用者に対し、その総額に応じて毎月課せられる税です。税率は、州によって異なります。

通常、使用者の月額支払い賃金の総額が一定レベルに達すると、州が使用者に登録を義務付けます。

### 退職者年金

連邦法は、使用者に対し、各従業員のために所定の最低限の退職者年金積立金を支払うことを義務付けています。現行法のもとでの拠出率は従業員の名目収入（ほとんどの従業員にとって通常の勤務時間の就労に対する給与額を指します）の9.5%に設定されています。使用者がこの最低限の積立てを行わない場合には、使用者に退職者年金保証金（Superannuation Guarantee Charge）を支払う義務が生じます。これは損金算入することができません。

また、従業員のための退職者年金積立金拠出額については、使用者の税額控除に上限金額が設定されています。



# 連絡先



**Saul Harben**

National Practice Group Leader

Workplace Relations, Employment & Safety

電話番号: +61 8 9426 8219

[sharben@claytonutz.com](mailto:sharben@claytonutz.com)



## 資金調達に関する法律

資金調達に関するオーストラリアの法制度は、発行者にとって使いやすいものとして広く認知されており、長年にわたって、市場環境の許す限り、発行市場および流通市場における資金調達を促進してきました。

オーストラリアにおける資金調達活動に関する規制は、会社法に定められています。同法が規制する資金調達活動の例として、金融商品がオーストラリアの発行者によって発行されるか外国の発行者によって発行されるかにかかわらず、オーストラリア国内で募集されるすべての金融商品に会社法が適用されます。「金融商品」の定義は幅広く、株式、信託のユニット、パートナーシップの持分、社債を含みます。かかる規制は、オーストラリア国内における金融商品の募集や申込みの勧誘を対象としており、発行、販売、譲渡がどこで生じるかにかかわらず適用されます。

### 投資家への情報開示

一般に、金融商品の募集は、開示書類が作成され、かつ、一定の場合には同開示書類がオーストラリア証券投資委員会 (ASIC) へ提出されていなければ行ってはなりません (いくつかの例外はあります)。開示書類の内容は、会社法が規定する要件を満たしていなければならない、かつ、いくつもの手続を踏む必要があります。

例外に該当しない限り、新規または既発行の金融商品の市場外での募集または売出しについては、投資家への情報開示が義務付けられています。

通常、既発行の金融商品の売出しの際は情報開示は求められません。ただし、証券 (すなわち株式や社債) の発行から12か月以内の売出しや発行体の支配者による市場外での売却については、投資家への開示が義務付けられる可能性があります。証券の売却に際して必要な証券に関する開示書類は、募集情報文書 (OIS: offer information statement) と目論見書 (prospectus) のいずれかになります。

開示書類が必要となる場合、OISを用いることができる場合を除き、原則として、目論見書を作成する必要があります。目論見書には、完全目論見書 (full prospectus)、要約目論見書 (short form prospectus)、取引固有目論見書 (transaction specific prospectus) があります。

#### (a) 完全目論見書

完全目論見書は、典型的には、オーストラリア証券取引所 (ASX) における新規株式公開の際に用いられます。会社法は、完全目論見書における一般的な開示要件を定めていますが、その中には、次のような事項について、投資家やその専門家アドバイザーが十分な情報に基づいた投資判断をするために合理的に必要なすべての情報が含まれています。

- 募集されている証券に係る権利および義務
- 証券の発行体の資産・負債の状況、財務状態・業績、損益、将来の見通し



## 会社法に違反すると発行会社、発行会社の取締役、アドバイザー、引受人は**民事・刑事責任**を負う可能性があります

### (b) 要約目論見書

要約目論見書が完全目論見書と違う点は、ASICに既に提出済みの一定の文書への参照部分があることのみです。すなわち、目論見書の中にすべての詳細情報を記載する代わりに、単にASICに既に提出されている文書を参照することが認められています。

### (c) 取引固有目論見書

取引固有目論見書においては、通常目論見書と比べて開示する情報内容についての要件が緩和されており、証券取引所に既に上場している発行体のみが利用することができます。

OISは、最高100万豪ドルまでの資金調達についてのみ用いることが可能で、開示する情報内容についての要件が緩和されています。

有価証券 (securities) 以外の金融商品の開示書類は、商品開示文書 (PDS: Product Disclosure Statement) と呼ばれています。

また、会社法には、金融商品の不招請勧誘や金融商品の募集に関する広告についての規制も設けられています。

## 例外規定

金融商品の募集のうち、会社法上の例外に該当する場合、または、ASICが一般的または個別に例外を認めた場合 (例えば、一定の従業員インセンティブ制度の場合など) については、開示書類を提出する必要がありません。かかる例外には、次のものがあります。

- 金融商品の募集に対して申込みを行う際に支払う金額が50万豪ドルを超える場合、または同一の者が保有している同じクラスの金融商品につき以前支払った金額との合計額が50万豪ドル以上になる場合。
- 前2年度の総所得がいずれの年度についても25万豪ドル以上の投資家、もしくは純資産が250万豪ドル以上の投資家に対して募集を行う場合。この場合は、資格のある会計士により所得または資産の証明がなされることが必要です。
- その他の一定の知識・経験のある投資家や機関投資家 (ストックブローカー、一定の年金・生命保険基金、証券投資目的で1,000万豪ドル以上を運用する者を含む) に対して募集を行う場合。
- 12か月間で20名以下の投資家から200万豪ドル未満のみ調達する小規模募集

また、外国の発行者が対象となる例外規定や、公開買付けまたはスキーム・オブ・アレンジメントに伴う発行に関する例外規定があります。適格なライツ・イシューや株主割当てによる募集については、正式な開示書類なしに行うことができます。同様に、適格なSPP (security purchase plan) に基づく既存株主向けの募集も正式な開示書類なしに行うことができます。

これらの例外規定に表れているように、オーストラリアの法制は、海外の多くの国と比べ資金調達活動にとってより有利なものです。セカンダリーオファリング (私募、ライツ・イシュー、株主割当て) については、多くの場合、正式な目論見書やPDSなしに行うことが可能とされています。

## 責任

会社法に基づき証券の募集を行うことに関して、発行者が責任を負う可能性があるのは、主に以下の2つの場合です。

- 開示書類が必要であるにもかかわらず、開示書類を提供せずに募集を行った場合
- 開示書類において、記載に誤りがあるか、必要事項の記載が欠落していた場合

違反があった場合には、民事上および刑事上の責任を負う可能性があります。一定の場合には、発行会社の取締役、アドバイザー、引受人も責任を負うことがあります。

## クラウドソースファンディング

2017年9月、クラウドソースファンディング (CSF) の仕組みが開始しました。非上場の公開会社のうち適格性を有する会社が、CSF募集書類を使用して一般投資家から小額資金を調達する仕組みです。

CSFを利用するには、発行会社は総資産・売上高ともに2500万豪ドル未満でなければなりません。CSFで調達可能な額は、12か月間で500万豪ドル (小規模募集の例外を利用して実施した資金調達を含む) で、各投資家から調達可能な額には1万豪ドルの上限がついています。

CSFにより募集を行う会社のうち、一定の要件を満たす会社は、開示、監査、定時株主総会の開催義務など公開会社に通常課される義務のいくつかを5年間を上限として免除されます。



# 連絡先



**Stuart Byrne**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4722

[sbyrne@claytonutz.com](mailto:sbyrne@claytonutz.com)



**Jonathan Algar**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4632

[jalgar@claytonutz.com](mailto:jalgar@claytonutz.com)



**Brendan Groves**

Partner

電話番号: +61 3 9286 6934

[bgroves@claytonutz.com](mailto:bgroves@claytonutz.com)



**Mark Paganin**

Partner

電話番号: +61 8 9426 8284

[mpaganin@claytonutz.com](mailto:mpaganin@claytonutz.com)





## 企業買収に関する法律

会社法の企業買収に関するルールは、オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場しているオーストラリアの会社や運用投資スキーム (不動産投資信託を含む)、および構成員が50名を超えるオーストラリアの非上場会社 (あわせて「規制対象の事業体 (regulated entities)」といいます) の持分の取得を規律しています。同ルールにはテクニカルな部分もありますが、買収プロセスは概して非常に明確で、過去20年ほど基本的に同じ買収方法が用いられています。

### 企業買収に関するルール

買収の結果、規制対象の事業体に対する第三者の議決権が次のいずれかにあてはまる形で増加する場合には、規制対象の事業体の持分を取得することが禁じられます (ただし、限定的な例外があります)。

- 買収前20%以下の議決権が買収後20%超に増加する場合
- 買収前20%超90%未満の議決権が増加する場合

議決権とは、広く、規制対象の事業体の議決権付証券に係る自己または自己の関係者の持分をいいます。

「持分 (relevant interest)」の概念は広範なものです。原則として、関連する証券を保有しているか、または証券に係る議決権の行使や処分をコントロールできる場合には、証券に係る「持分」を有していることとなります。また、企業グループが保有する持分や、第三者との契約を通じて保有する持分にまで規制が及ぶことがあります。

企業買収に関するルールは、買収者がオーストラリア居住者であれ、外国投資家であれ、等しく適用されます。また、海外における買収であっても、結果的にオーストラリアにおける企業買収の効果を生じさせる場合もあります。とりわけ海外の買収対象が直接または間接にオーストラリアの規制対象の事業体における20%超の議決権を有する場合はこれにあたります。

この企業買収ルールの目的は、規制対象の事業体の支配権をめぐる市場が、効率的で競争的であり、十分な情報が提供されているようにすることと、証券保有者全員に対して、買収提案に参加する合理的で平等な機会を与え、かつ規制対象の事業体に対する相当な持分を取得することとなる買収の提案があった場合に、これを考慮するための十分な情報と時間を与えることにあります。

買収禁止規制についてはいくつかの例外があり、これには、市場内外における公開買付け、裁判所が承認したスキーム・オブ・アレンジメント、買収対象企業の株主が承認した買収、選択的減資、6か月毎に行う3%の範囲内での取得 (acquisition creep) などがあります。これらに加え、ASICは個別案件ごとに買収ルールを免除したり、その修正したりする権限を有しています。

100%の支配権取得が目標である場合には、(本質的に強制的買収であるスキーム・オブ・アレンジメントと選択的減資を別にして) 2種類の強制的買収が存在しますが、通常このような少数株主のスクイズ・アウトは、買収者が買収対象である種類の株式の90%を保有するまでは適用されません。

規制対象の事業体为上場している場合には、その5%以上の議決権を取得する際にも、ASXおよび関連する事業体への開示が義務付けられます。また、企業買収委員会は、支配権に関わる取引の文脈において、現物のみの保有割合が5%未満であっても、スワップのロング・ポジションと現物をあわせて5%を超える場合、またはスワップのロング・ポジションのみで5%を超える場合には、原則として、デリバティブを通じて保有している経済的利益

の開示を求めています。

オーストラリアにおいて企業買収を実施するためにもっとも一般的な方法は、市場外での公開買付けと裁判所が承認したスキーム・オブ・アレンジメントです。市場外での公開買付けは上場会社の証券の全部または一部の買付けの申込みであり、対価は現金、買収者の証券、あるいはこれらの組合せになります。市場外公開買付けの手続、条件および主要な書類は会社法のChapter 6に定められています。

企業買収の文脈でのスキーム・オブ・アレンジメントは、対象会社の全株式が強制的に買収者に移転する取引です。スキーム・オブ・アレンジメントが株主 (総議決権の75%以上および投票した株主の過半数) と裁判所に承認されると、スキーム・オブ・アレンジメントは全株主を拘束し、その結果、対象会社の全株式が買収者に移転することになります。

### 規制当局の関与

企業買収プロセスには、いくつかの規制当局が関わっています。

- **オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)** : 会社法の遵守を監督する機関であり、会社法の規制を修



## 企業買収に関するルールは、買収者がオーストラリア居住者であれ、外国投資家であれ、等しく適用されます

正・免除する権限を有します。ASICは、買収における真実性ポリシー（市場参加者が自己の将来の意図について公表したステートメントに従うことを義務付けるポリシー）に基づき、買収者および買収対象企業の報告書類の事後精査や、買収の過程で提出されたスキーム説明文書や報告書類の審査を行うことができます。

- **企業買収委員会 (Takeovers Panel)** : 買収活動について、法律を文字どおり遵守しているかどうかという点と、それ以外に容認できない状況がないかどうかという点（間接保有による潜脱にあたらぬかなど）の両面において審査を行います。同委員会が容認できない状況があると判断した場合、幅広い命令を出す権限を有します。同委員会の権限は、同委員会が自らの意思で行使可能なものではなく、ASIC、株主、または利害関係者の請求により行使することができるものです。
- **オーストラリア証券取引所 (ASX)** : 上場している事業体が行うことを許されている活動についての規制の一翼を担います。
- **外資審議委員会 (FIRB) / 財務省** : 承認が必要な外国投資の審査を行います。
- **オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC)** : 独占禁止法を所管しています。

ASICとASXは、上場している事業体が継続開示に関する義務を遵守しているかどうかの監視も行っています。ここでいう継続開示義務とは、発行者の証券の価格または価値に重大な影響が及ぶと合理的な判断力を有する人が考える情報を認識した場合に、市場に対して直ちに通知する義務です。

## 証券交換による税の繰延べ措置

オーストラリアの所得税に関して、買収対象の証券保有者は、その売却により通常ならオーストラリアのキャピタル・ゲイン税 (CGT) の課税対象となる場合でも、CGTロールオーバー（証券交換による税の繰延べ）措置の適格性を有する可能性があります。これは、かかる証券保有者が、買収対象の証券と引き換えに、保有証券の価値に相当する買収を行う側の事業体の証券を受け取る場合に生じます。

この証券交換による税の繰延べ措置は、実質的には、買収対象の証券保有者が交換により取得した買収を行う側の事業体の証券を売却するまで、キャピタル・ゲイン税の納税義務を繰り延べるものです。証券交換による税の繰延べ措置を受けるための重要な要件の一つは、当該証券交換の結果、買収を行う側の事業体を買収対象の事業体における議決権付証券の80パーセント以上を取得することです。



# 連絡先



## 加納 寛之

Co-Head of Japan Practice

電話番号: +61 7 3292 7262

[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



## Andrew Hay

Co-Head of Japan Practice

電話番号: +61 7 3292 7299

[ahay@claytonutz.com](mailto:ahay@claytonutz.com)



## Mark Paganin

Partner

電話番号: +61 8 9426 8284

[mpaganin@claytonutz.com](mailto:mpaganin@claytonutz.com)



## Rory Moriarty

National Practice Group Leader

Corporate/M&A

電話番号: +61 2 9353 4764

[rmoriarty@claytonutz.com](mailto:rmoriarty@claytonutz.com)



## Jonathan Algar

Partner

電話番号: +61 2 9353 4632

[jalgar@claytonutz.com](mailto:jalgar@claytonutz.com)



## Andrew Walker

Partner

電話番号: +61 3 9286 6943

[awalker@claytonutz.com](mailto:awalker@claytonutz.com)



## 税務全般

オーストラリア連邦・州・準州政府により、異なる直接税と間接税が課されます。本稿では、オーストラリアの支店を通じて直接的に、またはオーストラリアの会社の持分等を保有することで間接的に投資を行う、外国の事業者に関連があると思われる税務上の主要な問題点についてご紹介します。オーストラリアは、国際的な租税条約に批准しており、税務上の取扱いに条約が影響を及ぼすことがあります。本稿で触れた論点以外にも、オーストラリアでの投資に影響を与え得る他の税務上の問題が数多く存在する可能性があることに、ご留意下さい。

### 所得に関する税制

オーストラリアの居住者（短期居住者を除く）は、原則として国内外で得られた所得に対し課税されます。税率は納税者の属性によって以下のように異なります。

- 個人は累進課税制度のもと最大47%（2%のメディアケア負担金を含む）
- 信託は通常47%
- 会社は通常法人税率である30%

課税所得は、査定所得（assessable income）から

控除可能な損金を差し引いて計算されます。控除可能な損金には、事業を行う上で生じた費用、償却資産の減価償却費、将来の年度における相殺のために繰越しができる前年度以前の欠損金（全額相殺されるまで期限の制約なく繰越し可能）があります。ただし、事業損失とネットのキャピタル・ロスは区別されます。事業損失は、将来の年度の査定所得および利得と相殺するために繰越しができますが、ネットのキャピタル・ロスについては、将来の年度のキャピタル・ゲインとの相殺だけに使うことが許されます。欠損金の不正利用を防ぐために、会社や信託の前年度欠損金には特別な規則および制限が適用されます。

オーストラリア居住者（短期・永住を問わない）とされない非居住者は、通常、源泉徴収の対象となる配当、ロイヤリティおよび利子を除いて、オーストラリア国内を源泉とする所得にのみ課税されます。すなわち、非居住者は、国外源泉所得またはオーストラリアの課税対象資産ではない資産から生じるキャピタル・ゲインに対しては課税されません。

（オーストラリアでの滞在期間にかかわらず）税務上オーストラリアの「短期居住者」である、または「短期居住者」となる個人にも、同様の措置が適用され

る場合があります。短期滞在ビザ保有者で短期居住者の要件を満たす個人は、国外源泉所得に対するオーストラリアでの課税は免除されますが、短期居住中に雇用または役務の提供により得た所得に関しては課税されます。

短期居住者による、非居住者たる貸付人に対する利子の支払いは、利子に対する源泉徴収義務の対象になりません。

外国企業がオーストラリアに支店（恒久的施設）を有し、かつ租税条約が適用される場合には、同恒久的施設から生じる利益は、同恒久的施設が本社その他の関連企業から独立して活動する別の事業体であるかのように、同恒久的施設に帰属するものとみなされます。外国企業は、恒久的施設に帰属する利益に関し、通常の法人所得税率でオーストラリアで課税されます。恒久的施設が事業において使用するキャピタル・ゲイン課税対象資産から生ずる利得についても、オーストラリアで課税されます。

外国企業がオーストラリアに恒久的施設を持たず、オーストラリアを源泉とする事業利益を得ており、かつ租税条約が適用される場合には、通常その事業利益はオーストラリアでの課税対象となりません。

### キャピタル・ゲイン税

資産は、課税事象が発生し、キャピタル・ゲインやロスが認識された場合に、キャピタル・ゲイン税（CGT）の対象となります。1985年9月20日以前に取得された資産については、キャピタル・ゲインもロスも認識されません。一定の免税措置が適用され、また、様々なCGTロールオーバー（課税繰延べ）が認められています。ある取引に対して所得税とキャピタル・ゲイン税がともに課される可能性がある場合には、通常の所得税を優先させる規則によって、二重課税が排除されています。

キャピタル・ゲインは、（当年度または過去の）キャピタル・ロスと相殺され、そうして求められたネットのキャピタル・ゲインが当該年度の査定所得に算入されます。ネットのキャピタル・ロスが生じた場合には、その後の年度に繰越しが可能ですが、将来のキャピタル・ゲインとの相殺のみが可能で

法人の納税者のネットのキャピタル・ゲインは、通常の法人所得税率で課税されます。12か月以上保有した資産については、個人納税者は査定キャピタル・ゲインの50%の減額を受けられることがあります



## 海外企業が支店 (恒久的施設) を有し、租税条約が適用される場合、利益は、恒久的施設が別個の事業体として本店その他の当事者と**独立に取引**したのと同様に取り扱い、恒久的施設に帰属するものとみなされます

が、法人納税者にはかかる減額措置は適用されません。

個人が居住者でなくなった場合（その時点でキャピタル・ゲイン税が課税される可能性があります）や、個人や事業体がオーストラリアの恒久的居住者となった場合には、キャピタル・ゲイン税に関する特則が適用されます。ただし、非居住者のキャピタル・ゲイン（ロス）は、一定のオーストラリアの資産に関してのみ認識されます。対象となる資産には、オーストラリアの課税対象不動産、オーストラリアの不動産の間接持分、オーストラリア国内の恒久的施設の事業資産、そしてそれらの資産を取得するオプションまたは権利が含まれます。

適格短期居住者が（オーストラリアの課税対象資産ではない）資産から得るキャピタル・ゲインやロスは、オーストラリアの税務上認識されません。ただし、オーストラリアにおける雇用または役務の提供に起因して得た株式やストック・オプションから得た利得は例外となります。雇用に基づく労務提供の全部または一部がオーストラリア国内で実施される場合、株式やストック・オプションの従業員割引は、割引によって得た利益の性質および発生時期、株式やストック・オプションによって得た利得、ならびにその他の要素を勘案して、一部のみ課税対象となるか、課税が免除されることとなります。特定の資本性資産は、非居住者でもキャピタル・ゲインに課税されるオーストラリアの課税対象資産です。

2016年7月1日を発効日とする源泉徴収制度に

より、非居住者によるオーストラリアの課税対象不動産（居住用不動産を除く）の処分に、10%の源泉徴収税（源泉課税）が適用されています。

キャピタル・ゲイン税については、様々な形で課税繰延べが認められています。かかる措置は、特定の資産や代替資産にかかるキャピタル・ゲインまたはロスを繰り延べたり、無視する効果をもたらします。このような課税繰延べの一部は、一般的に所有持分の経済的継続性に基づく所定の要件を満たす組織再編を、促進する効果があります。株式と株式、またはユニットとユニットの交換や、企業分割に関する免税措置は、しばしば組織再編の重要な要素となります。

オーストラリアの多国籍企業およびその外国子会社（CFC）は、事業活動を行っている外国子会社のレポートフォリオ株式（10%以上）の売買または処分に関して、一定の条件に従ってキャピタル・ゲイン税の減免措置が受けられます。

## 事業体に関する税

### 会社

（居住者か非居住者かを問わず）会社は、原則として株主とは別個の納税主体として扱われます。連結納税制度によって、100パーセント所有のオーストラリア子会社、パートナーシップ、信託は、各子会社等が連結親会社に属する部門に過ぎないとみなし、法人

の所得税に関して単一の連結事業体として扱われる形で課税を受けることを選択できます。

連結納税は、オーストラリア居住者である単一の持株会社が中間に存在しない場合に限り、外国親会社によって完全所有されているグループも利用可能です（並列加入連結グループといいます）。

連結納税を選択した場合、すべての100パーセント子会社は連結納税グループに含めなければなりません。

連結納税グループ全体の第一次納税義務は、連結親会社にあります。滞納の場合には、連結納税グループに含まれる子会社も連帯して責任を負うことがあります。ただし、連結納税グループ内部で納税義務の負担を明確にする有効な契約を締結することでこのような事態を防げる場合があります。

上場公開会社と非公開会社との間では税務上の取扱いに一定の差異があるものの、一律の法人所得税率が両者に適用されています。

### 信託

信託は、一般的には納税者として扱われません。信託所得の税務申告は必要ですが、信託収入の分配については受益者段階で課税されます。

管理投資信託（MIT）は、他の種類の信託には適用されない一定の税務ルールの対象となります。重要な点として、MITは、非居住者にも分配がなされる場合に所定のファンド・ペイメントに適用される特別な

源泉徴収制度（源泉徴収の軽減税率が認められる可能性あり）の対象になります。

源泉徴収の適用税率は、非居住者である投資家が税務上どこに居住しているかによります。居住地がオーストラリアが情報交換条約を締結している国である場合、源泉徴収税率は15%です。MITが、新設されたエネルギー効率の高い商業用建物のみを保有しているのであれば、10%の源泉徴収の軽減税率が適用されます。その他のすべての状況では、30%の税率が適用されます。オーストラリアにおいて近年制定された配分管理投資信託（AMIT）に関する法律には、一定の信託（典型的には信託が公的な投資ビークルとして利用される場合）を対象とした代替的な課税制度が定められています。

### 退職者年金基金

退職者年金基金、認可貯蓄基金および退職者共同年金信託は、特別な税制の対象となります。これらの区分は、オーストラリア健全性規制庁による居住者の退職者年金基金に関する規制に連動します。

### パートナーシップ

パートナーシップは、情報提供のため事実上税務申告を行うことが義務付けられていますが、パス・スルー課税の取扱いを受けます（パートナーシップの損益は、パートナーの段階で課税されます）。

パートナーシップ持分やパートナーシップのCGT資産に関するキャピタル・ゲインおよびロスは、パートナーが個別に得たものとして取り扱われます。外国



のハイブリッド型リミテッド・パートナーシップや有限責任会社 (limited liability companies) のうち一部も、パートナーシップと同様の取扱いを受けられることがあります。ただし、所得税法上の「法人リミテッド・パートナーシップ」に該当するリミテッド・パートナーシップは、会社として課税されます。

#### 合併事業

合併事業とは、一般的には、参加者が共同で何らかの出資を行い、各参加者が合併事業から得られた成果を分配するものをいいます。

したがって、共同で所得を受け取るのであれば、合併事業の参加者は納税パートナーとして課税される場合があります。各合併事業参加者が合併事業の収益からの取り分を個別に得る場合には、独立の納税者として取り扱われます。

## 会社が支払う配当

インピュテーション方式により、オーストラリアの居住者である会社が支払う配当については、当該配当利益について法人レベルで既に支払われた税額に対応するインピュテーション・クレジットの税額控除を受けることができます。税額控除可能な配当を受け取った株主は、現金で受け取った配当と、これに付随するフランキング・クレジットの額を共に査定所得に含めなければなりません。この後、フランキング・クレジットと同額の税額控除を受けることができ、これによって株主が配当について支払う税額が軽減され、またはゼロになります。

一般論として、配当の支払先が個人、信託、パート

ナーシップ、退職者年金基金と関連事業体、生命保険会社、法人株主のいずれであるかにより、異なるルールが適用されます。

税額控除可能な配当を受け取った会社その他の法人納税者は、個人と同じ取扱いを適用することを義務付けられます。つまり、税額控除可能な配当については、それに付随するフランキング・クレジットの額を会社の査定所得に含めてから、フランキング・クレジット分の税額控除により支払法人税額を減額することとなっています。しかし、会社その他の法人納税者は、余った分の税額控除の還付を受けることはできません (ただし、状況によっては、余った分の税額控除額が税務上の繰越欠損金に振り替えられる可能性があります)。

居住者たる会社が非居住者たる株主に対して配当を支払う場合、税額控除を付すことのできない部分についてのみ、源泉徴収税を支払わなければならない可能性があります。つまり、非居住者たる株主は、インピュテーション方式の税額控除や還付を受けることができない代わりに、受領した配当のうち本来インピュテーション方式の税額控除が適用される部分については、配当源泉徴収税が免除されることになります。

源泉徴収税は、インピュテーション方式の税額控除が適用されない部分の配当の総額に対して課税されます。通常の配当源泉徴収税の税率は30%ですが、租税条約批准国の居住者に対して支払われる配当については、同条約に規定されている税率(通常は15%)が適用されます。

現在、導管外国所得 (CFI: Conduit Foreign Income) 制度が、オーストラリア法人が非居住者である株主に一定の配当を行う場合に適用されています。導管外国所得に該当する場合、配当は査定所得とされず、税額控除を受けられない配当部分については、配当源泉徴収税の対象外とされています。導管外国所得は、オーストラリアで通常、非居住者たる会社が課税されない海外での所得や利得に限定されています。例えば、海外支店収入、海外の非ポートフォリオ配当 (少なくとも10パーセントの議決権を有する場合)、事業活動を行う外国法人の非ポートフォリオ持分の売却から得られる利得などが挙げられます。

## オーストラリア企業の負債 (デット) による資金調達

利子に対する源泉徴収税 (IWT) は、オーストラリアの居住者が、オーストラリアにおける事業上の経費として、オーストラリアに恒久的施設を持たない非居住者である貸付人に対して利子を支払う場合に課税されるものです。また、かかる利子に対する源泉徴収税は、非居住者である借入人が、自己のオーストラリア支店の事業上の経費として、非居住者である貸付人に対して利子を支払う場合にも課税されます。

さらに、非居住者である借入人が、オーストラリアにおける事業の経費として、オーストラリア居住者の外国にある恒久的施設から借り入れた金銭に対して利子を支払う場合についても、源泉徴収税の支払義務が生じます。

支払われた利子については、その総額に対し、一律

に10%の税率が課せられます。ほとんどの場合、この税率は、租税条約によって影響を受けません。しかし、一部の租税条約は、外国の銀行や金融機関に対して支払う利子に関する免税措置を規定しています。支払いの性質を判断する際には、法定の負債／資本テストが使われます。

しかしながら、非居住者である貸付人が、オーストラリアに恒久的施設を有し、かつ利子が実質的にかかる恒久的施設と関係している場合には、かかる利子の支払いについては、オーストラリア国内で通常の査定によって課税され、利子に対する源泉徴収税の対象にはなりません。一定の公募債やグローバル債などに関する利子については、免税措置を受けることも可能です。

過少資本税制は、容認できる範囲の負債と資本の比率 (ギアリング) に基づいて、利子やその他の負債に関する経費の損金算入に一定の制限を設けています。過少資本税制の目的は、オーストラリアの企業が、資本による資金調達と比較して、負債による資金調達の税制措置に過度に依存することを防止する点にあります。

この税制は、(支店を通じて) オーストラリアに直接投資する外国企業、外国資本が支配するオーストラリアの事業体、および支配下にある外国投資を外国で行っているオーストラリア企業に適用されます。この税制の下では、オーストラリア資産取得のための資金調達に使った負債が所定の限度を超える場合には、控除可能な負債にかかる損金算入が査定所得についてできなくなります。



## 外国会社に支払うロイヤリティ

特許権などのロイヤリティ（使用料）が、オーストラリアの会社から非居住者に支払われる場合、30%の通常税率、または租税条約が適用される場合には低い税率（通常は5～15%）の源泉徴収の対象となります。しかしながら、ロイヤリティの受益者が、恒久的施設を通じてオーストラリアで事業を営み、ロイヤリティの支払いが発生する資産または権利が実質的に当該恒久的施設に関連している場合には、当該ロイヤリティはオーストラリアでの査定によって課税されます。

源泉徴収課税制度は、非居住者による支払いのうち、ある種のカテゴリーにも適用されます。この制度の目的は、従前の源泉徴収のカテゴリーから除外されていた非居住者の特定のカテゴリーの査定所得を源泉徴収制度の枠内に取り込むことです。非居住者である事業体に対する支払いのカテゴリーは、源泉徴収の税率とあわせ、規則によって規定されています。最初の3つのカテゴリーは、カジノ賭博接待のための支払い（3%）、娯楽およびスポーツ活動のための支払い（通常税率）、および、建物、工場、設備の建設、設置または整備のための契約に基づく支払い（5%）です。

## 多国籍企業の租税回避

### 移転価格税制

国際的な移転価格（利益移転）の問題は、外国の事業体とオーストラリアの事業体または支店との間で取引される商品や役務につき独立当事者間価格ではない価格を付することにより、課税対象利益がオーストラリアの課税権の外に移転される場合に発生します。オーストラリアの事業体が外国事業体や外国特許に対して支払う対価、または海外本店とオーストラリアの支店間の取引価格が過大な場合、あるいは受領する対価が不十分な場合に、オーストラリアの税額が減少することがあります。低利子または無利子の貸付けも利益移転の効果をもたらす場合があります。

一定の状況下において、国税庁長官は、税務上、（広義の）国際的な契約に基づく資産や役務の供給や取得に関し、独立当事者間価格を擬制することができます。

納税者にとっては、許容される価格算定方法を補強する文書を適時に作成しておくこと（文書は関連する納税申告書の提出時までには作成される必要があります）がきわめて重要です。適時に文書を作成しないと、納税者は追加の課税査定がなされた場合に自らの主張を合理的に基礎づけることができないことになり、重大な不利益を被るおそれがあります。

### 多国籍企業租税回避防止法

2015年に連邦政府は、「多国籍企業租税回避防止

法」（MAAL）を導入しました。MAALは、多国籍企業がオーストラリア国内に課税実体を置くことを回避しようとすることを防止するために策定されており、多国籍企業にオーストラリアでの経済活動に源泉のある利益に対して税金を納めさせるための法律です。MAALは、「大規模グローバル事業体（significant global entities）」（外国事業体または国際的グループの一員である事業体のうち、全世界での年間所得が10億豪ドルを超えているもの）に対して、以下の場合にのみ適用されます。

- 外国事業体がオーストラリアの顧客に一定の供給を行っている
- 供給に直接関連した活動がオーストラリアで実施されている
- それらの活動の一部または全部が、外国事業体に関係しているか商業上依存しているオーストラリアの事業体（またはオーストラリア国内の恒久的施設）により実施されている
- 外国事業体が、供給から所得を得ている
- その所得の一部または全部が、外国事業体のオーストラリア国内の恒久的施設に帰属していない

またMAALには目的テストが含まれています。このテストは、スキームの主たる目的がそのスキームとの関連で納税者に税務上の利益を取得させることである場合に充足されます。スキームがMAALの規定に反すると判断された場合、国税庁長官はそのスキームから取得された税務上の利益を取り消す権限を有し、回避された税金の100パーセント（加算要素が存在する場合には最高120パーセントに達します）を

最高額とする重大な制裁金が課される場合があります。

### 迂回利益税

迂回利益税は、税務上の利益の獲得を主要な目的として海外の関連当事者と協調して実行されたスキームから得られた利益に対して40%の懲罰的な課税を行うものです。迂回利益税は大規模グローバル事業体にのみ適用され、海外の関連当事者と組成した取り決めを通じて利益を海外に迂回する行為を対象にするものです。

## 商品サービス税（GST）

オーストラリアのGSTは広範囲にわたる消費税です。オーストラリアのGSTは、以下のものに対して10パーセントの標準税率で課されます。

- 間接税圏（ITZ）（つまり、海外領土と一定のオフショア・エリアを除いた、オーストラリア領内）に関連して、事業者が対価を得て行う大半の供給（例えば、物品、役務、情報、権利および不動産）
- 一定の物品の輸入

### 供給に対するGST

GSTが課されるのは、供給を行う事業体（個人、会社、パートナーシップおよび信託を含むと定義されています）がGST登録を行っている、またはGST登録が義務付けられている場合に限られます。一般的に、ITZとの関連がある供給に関する直近12か月の年間取引高、または今後12か月間の年間売上高見通しが、7万5,000豪ドル（非営利事業体の場合は15万



豪ドル)を上回る場合に、事業者のGST登録が義務付けられています。

登録事業者による供給が対価を伴い、かつ供給がITZと関連している場合、当該供給は一般に課税対象となり、当該供給についてGSTの支払義務が生じます。当該供給に係るGSTは供給を行った事業者が受け取った対価(GST込み)の11分の1です。通常、課税対象となる供給に課されるGSTは、供給を行った事業者がATOに対して納付する義務があります。もっとも、「リバース・チャージ」(任意のリバース・チャージを含む)や非居住者による居住者たる代理業者を介した供給など、いくつかの例外があります。

GSTの対象を外国の供給者がオーストラリアの顧客に対して行うデジタル商品などの無形商品の供給および外国からの低価格品の供給にも拡大する特別なルールが導入されました。これらの供給を行う事業者は、オーストラリア内でビジネスを行っている実態がなくても、GST登録を義務づけられる場合があります。

### GST免税

GST免税(GST-free)と分類される供給(特定の健康関連品、食品、教育の供給、輸出、継続事業価値での事業の売却などを含みます)にはGSTが課されません。また、GST非課税(input taxed)の供給に関しても、GSTは課せられません。例えば、損害保険を除く金融サービスや、既存の住宅の販売や賃貸などがあります。

### 仕入税額控除

一定の場合、課税対象の商品や役務の供給を受給する事業者は、取得価格に含まれるGST相当額につき、仕入税額控除(input tax credit)を受けることができます。事業者は、通常の業務の過程で商品や役務を購入し、かつオーストラリアのGST登録をしているか、または登録が義務付けられている場合、仕入税額控除を受けることができます。しかし、商品や役務の取得がGST非課税(input taxed)の供給と関連するものである場合や、個人的または家庭用の性質のものであった場合には、その商品や役務の取得に関する仕入税額控除について、その登録事業者は制限を受けることがあります。

一般的に、登録事業者は、供給に課せられるGSTを月毎または四半期毎にATOに納付し、それを事業活動報告書(BAS)に記載する必要があります。同時に、登録事業者は、ATOから業務上の仕入価格に含まれるGSTに係る仕入税額控除の還付を受けることができます。

### 輸入品に対するGST

事業者が、ITZに国内消費向けの物品を輸入した場合には、その事業者は課税対象となる輸入を行ったことになり、GSTが課税されます。この場合、その事業者が、物品の所有者として、オーストラリア税関に対して申告を行うこととなります。ほとんどの場合、登録輸入業者は、課税対象輸入についてGST課税額に相当する仕入税額控除を受けることができます。オーストラリアに物品を輸出する外国企業が、オーストラリアでGST登録をする意図がない、または登録を義務付けられていない場合には、オースト

リア国内消費向けの物品を実際に持ち込む者がこの仕入税額控除を受けられるように注意する必要があります。

## その他の税制

### FRINGE・ベネフィット税

FRINGE・ベネフィット税(FBT)は、様々なFRINGE・ベネフィット(付加給付)に関して、受益した従業員ではなく、使用者に対して独立して納税義務を課す連邦税です。FBTは特定のFRINGE・ベネフィットについて、それを現金に置き換えた場合の税額と同等の結果になるように設計された数式に基づいて計算された課税金額の総額に対して課されます。当該総額に適用されるFBTの税率は47%です。一般に、使用者は、FRINGE・ベネフィット供与のための費用およびFBT支払額を、所得税の計算上控除することができます。

使用者による自己査定および四半期ごとの分割納付に関しては別途のルールが適用されます。FBT課税年度は4月1日から翌年の3月31日までと定められています。

### 給与税

給与税は、それぞれの州または準州で規定された基準額を超えた従業員への年間給与に対して、一定の税率で課される州・準州の税です。使用者は、該当する州または準州の税務当局に登録することが義務付けられています。

税率は4.75%から6.85%と幅があります。請負人に対する支払いに関する非常に幅広い規定や、グルー

プ内従業員に対する賃金や給与の合算のための使用者企業のグルーピングに関する規定に関して、実務上難しい問題が生じています。

### 印紙税

印紙税は、オーストラリアのすべての州・準州における不動産またはその他の財産(対象は法域ごとに異なります)の移転に課される税です。印紙税の税率は法域ごとに異なり、印紙税の対象となる財産の価値によって、スライド制で課されます。印紙税の対象となる財産の取引の対価が評価額のうち、いずれか高額な方に対して課税されます。印紙税の最高税率は法域によって異なり、4.5~7%です。さらに、居住用不動産を購入する外国購入者には追加で3%が課税される法域もあります。

### 関税および物品税

関税は、物品がオーストラリアに持ち込まれたときに発生します。関税は、一般にオーストラリア法に基づいて決定される商品の税関価格(custom value)に基づいて課されます。

物品税は、オーストラリア国内で生産または製造される特定の物品(たばこ、石油製品およびアルコールを含む)に課される税です。

## 使用者の重要な考慮事項

ペイ・アズ・ユー・ゴー(PAYG)制度という統一的な源泉徴収による分割払いの納税制度が、使用者から従業員への支払いを含め、多数の源泉徴収の支払いに適用されています。





従業員の賃金や給与から（源泉徴収税額を）控除することが義務付けられている使用者は、オーストラリア国税庁（ATO）でPAYG源泉徴収登録を行い、またGST登録をしている場合は事業活動報告書（BAS）により、GST登録をしていない場合は収入報告書（IAS）により、定期的に源泉徴収に関する義務についての申告を行わなければなりません。

加えて、商品や役務を受け取る企業はすべて、供給者が供給に関するインボイスその他の書類にオーストラリア事業者番号（ABN）を表示していない場合は、最高税率相当額にメディケア負担金を加えた金額を源泉徴収することが義務付けられています。ABNは、他の企業や、ATOその他の連邦政府機関との商取引で使われる、単一の識別番号です。短期間であっても、オーストラリアとの関係で供給を行う外国企業や、オーストラリアで事業を行う外国企業は、通常はABNの申請資格があります。

納税者番号（TFN）制度は、ABNを持たない個人納税者の給与や賃金、投資所得など一定の区分の所得に対する課税について適用されます。有効なTFNが提示された場合には、特定の源泉徴収税率が適用されますが、TFNの提示がないと最高税率とメディケア負担金の合計額で源泉徴収されます。

現在では大半の企業がPAYG分割納付金について毎月の支払いを義務付けられています。ただし、基本評価分納所得（基準額）で10億豪ドルに満たない中小規模事業体は毎月の納付義務を課せられません。

PAYG制度の下で、大半の事業体は法人所得税、FRINGING・ベネフィット税およびGSTを毎月支払い、そ

の金額の申告は一般的にBASに記載して行います。

登録されている事業体の支店は、PAYG源泉徴収を行う支店として登録することが可能です。かかる登録を行った支店は、事業体の本体とは別個のBASを提出し、当該支店に関するPAYG源泉徴収に関する義務についての申告を行うことができます。

一般に、非居住者は、オーストラリアを源泉とする（非課税所得や源泉徴収課税対象の所得以外の）所得があった場合は、年に一度、所得税の申告をすることが義務付けられています。この場合は、自己査定制度が適用されます。



# 連絡先



**Andrew Sommer**

National Practice Group Leader

Tax

電話番号: +61 2 9353 4837

[asommer@claytonutz.com](mailto:asommer@claytonutz.com)



## 独占禁止、競争、不公正な取引慣行に関する規制

2010年競争・消費者法（連邦法）（**CCA**）の目的は、「公正な競争と取引の促進、および消費者保護の提供により、オーストラリア人の福利を向上させること」です。この目的を達成するため、広範にわたる規定がなされています。オーストラリアにおいてCCAは、その対象範囲が極めて広いことから、関連訴訟の数が最も多い制定法の一つであり、またその主たる監督機関であるオーストラリア競争・消費者委員会（**ACCC**）は、最も積極的に世間の注目を浴びる監督機関の一つとなっています。ACCCは訴追機関であり、オーストラリアの連邦裁判所の判断を得て初めて矯正措置を採ることができます。そのため、ACCCは罰金や合併の禁止などの措置を自ら実行する権限はありません。

CCAの主要な規定には、以下のようなものがあります。

- カルテルや、協調行為（concerted practices）や市場支配力の濫用などの競争制限的な行為の禁止
- 個別の損害毎の私的損害賠償請求制度
- 執行役員等の個人がカルテルに知りながら関与した場合の個人責任

- 独占的インフラストラクチャー保有者に対して、所定の状況下で他者に施設へのアクセスを許可する義務
- 商業取引および消費者取引における誤解を招き人を欺くような行為および極めて不当な行為（unconscionable conduct）の禁止
- 小規模事業者や消費者に対する不公正な契約条項の禁止
- 消費者契約における商品やサービスの安全性や品質に関する法定保証制度
- 欠陥商品の製造者に関する厳格責任制度

最後の2つの点は、製造物責任法の分野にも関わるものであり、別章で扱います。このチャプターでは、CCAのうち、主に競争法に関する側面を扱います。

2017年11月には競争・消費者法の改正が複数行われ、同法の適用対象が以下のように拡大しました。

- 事業者がオーストラリア市場における競争を実質的に制限する協調行為（concerted practices）を行うことの禁止
- 実質的な市場支配力を有する事業者が関連するオーストラリア市場における競争を実質的に制限

する目的、効果または可能性がある行為を行うことの禁止

### 競争に関する規定

CCAの競争に関する規定は、市場における行為の規制、および（市場における行為の規制ほどではありませんが）市場構造の規制を目的としています。かかる規定は、以下の方法によって実現されています。

- カルテルを含む一定の行為を絶対的に禁止すること（刑事罰および民事罰の適用あり）
- オーストラリアの市場における競争を実質的に制限する目的または効果を有するその他の一面的、水平的、垂直的な行為を禁止すること
- オーストラリアの市場における競争を実質的に阻害する効果を有するまたはその可能性がある合併や買収を禁止すること
- 一定の限られた状況において、アクセス制度の下、一定の独占的インフラストラクチャーの保有者に対し、そのインフラストラクチャーへのアクセス提供を義務付けること

### カルテル

カルテルは厳格に禁止されています。カルテルには、競争者間で価格を固定、操作または維持するための合意、取決め、その他の共通理解をもつことや、特定の人や団体に対する供給を制限する協定または談合（共同ボイコット、入札談合あるいは市場分割など）が含まれます。

ACCCは積極的に競争・消費者法のカルテル条項を執行し、重大な罰金や10年以下の懲役を含む民事罰や刑事罰を求めていきます。カルテルによって被害を受けた私人はクラスアクションによる場合を含めフォロー・オン（follow-on）損害賠償請求を行うこともできます。連邦検察官のディレクターは企業および知りながら関与していたマネジメント個人に対して刑事訴訟を提起することが可能です。

2018年6月現在、多くの企業および個人がカルテルを理由に訴追されてきました。その中には、海運会社2社、リハビリ・高齢者ケア企業1社、銀行6行およびそれらの役員6名が含まれています。大抵のケースは依然として法廷で審理中です。

カルテル違反に対する制裁金の最高限度額は、企



## ACCは積極的に競争・消費者法のカルテル条項を執行し、 重大な罰金や10年以下の懲役を含む民事罰や刑事罰を求めています

業の場合、1,000万豪ドル、違法行為から得た利得の3倍の金額、あるいは関連市場での売上高の10カルテル%の3つの中で、最も高い金額です。個人の場合は、50万豪ドルです。かかる金額は個々の違反事例に対して科される限度額ですので、違反の事実が複数ある場合は、それぞれに対する制裁金が重畳的に課せられるため、容易にこの限度額を超えることとなります。

これまでに科された民事罰の最高額は4,600万豪ドルで、2018年5月に日本企業である矢崎総業に対して課せられました。2017年8月には、国際的な海運会社である日本郵船に対して、2,500万豪ドルの刑事罰が科されました。同社は2009年から2012年の間に日本からオーストラリアに輸送された自動車の輸送に関して、他の海運会社との取決め・共通理解があったとしてカルテル行為を認めました。

再販価格維持は、商品または役務が再販される際の最低価格を定めるものですが、これも厳格に禁じられています。もっとも、もっとも、ACCCは、再販価格の維持を効率性または公益の見地から許容する権限があります。

### その他の競争法上の制限

オーストラリアの競争法では、近時2つの重要な変更が行われました。

第一に、競争を実質的に制限する目的または効果があるまたは可能性がある「協調行為 (concerted practices)」の禁止です。これは英国や欧州の競争法にならったもので、協力ではあるが共通理解や合意には至らない競争者間のコミュニケーションを捕捉するものです。協調行為は、競争者間で競争者としての独立性に影響を与えるような態様で情報交換

が行われる場合に認められます。協調行為に該当するためには、現行法のカルテルにおいて必要とされる関係者の積極的関与 (commitment) の要素を必要としません。

第二に、一方的行為 (unilateral conduct) や市場支配力の濫用 (misuse of market power) の禁止です。CCAは、実質的な市場支配力を有する会社が、直接又は間接に参加する市場において、競争を実質的に制限する目的または効果があるまたは可能性がある行為を行うことを禁じています。目的テストに加えて「競争に対する効果」も判断基準として取り入れた点は、旧法からの大きな変更点です。この改正により、同条項は欧州における議論に沿う形で運用されることとなります。

その他垂直的にまたは水平的にオーストラリア市場における競争を実質的に制限する目的または効果を有する多岐にわたる行為が禁止されます。かかる行為には、以下に挙げるものがあります。

- かかる競争制限的な目的または効果を有する契約、取決め、または共通理解
- 商品やサービスを特定の者に対して独占的に供給することを伴う取決め
- 一定の抱き合わせに関する取決め

### ACCCによる免除

ACCCは、公益テストを満たす場合には、通常であればCCAに違反する行為を許容し、CCAの適用を免除する権限があります。

## オーストラリア市場における企業結合規制

CCAは、オーストラリアの資産または株式の買収が、オーストラリア全体、州や準州、または地域の市場における競争を実質的に制限する効果を有するか、あるいはそのような効果をもたらす可能性があるような場合には、かかる買収を禁止します。オーストラリア国外の資産の取得についても、買収者または対象会社がオーストラリアで事業を行っており、資産の取得がオーストラリア市場における競争に影響を与える場合には、オーストラリアにおいても審査の対象になり得ます。オーストラリアの競争法では、企業合併または買収の際に当局への事前通知の義務はありません。ただし、外国企業による投資については、本稿のFIRBについて取り扱っているチャプターをご参照ください。FIRBによる承認が必要となる場合には、FIRBはACCCと協議し、それを踏まえてACCCが合併または買収についての承認申請を提出するよう要求する場合があります。

ACCCには非公式な承認のプロセスがあり、当事者はこれを利用することで、ACCCが企業結合を非公式に承認するか反対するか (反対する場合、最終的には連邦裁判所に対する差止命令の申立てを行うこととなります) について、ACCCの見解を探ることができるようになってきました。ACCCは、以下の両方に該当する案件について、当事者がACCCに対する通知を行うことを推奨しています。

- 当事者同士の商品が互いに代替可能かあるいは補完可能である場合
- 合併後のオーストラリアにおける関連市場占有率が20%を超える場合

ACCCの「企業結合ガイドライン」は、企業結合・買

収案件を審査する際にACCCが適用する分析・評価の枠組みについて概説し、ACCCの判断材料となる要素についてのガイダンスを提供しています。ACCCは、企業結合の影響を審査するにあたり、以下のような様々な要素を考慮します。

- 輸入競争のレベル
- 参入障壁
- 市場シェアの集中のレベル
- 買収により、活発かつ有力な競争相手が排除されることになるか否か
- 市場における競争相手の競争力
- 結合企業が大幅な価格の値上げを行い、それを維持する能力
- 市場における代替品の入手可能性の程度
- 技術革新、成長、集中、または製品の差別化に関する市場の変化の程度
- 市場での垂直的統合の性質と程度

ACCCに対して、結合当事者が企業結合プランを事前に非公式に承認してもらうよう打診することは珍しいことではありません。この手続は機密性を保ったまま行うことも可能です。単純な事案では、書類に基づくハイレベルな事前審査のみで承認が得られる場合があります。より複雑な事案では、ACCCは、取引が公になった段階で、市場調査を行う権利を留保するのが通常で、当事者に対してかかる調査が完了するまでは取引を実行しないよう求めます。

なお、ACCCは競争制限的な効果が予想されたとしても、公益性または効率性を理由として企業結合の認可をお与えることはできませんが、この要件が充足されることは稀で、ほとんど利用されません。



## 独占的インフラストラクチャーのアクセスに関する規制

オーストラリアは、通称「不可欠な施設」(essential facilities)と呼ばれることもある、国にとって重要なインフラストラクチャーのアクセス権に関して、様々な法定の規制上の仕組みを導入しています。

オーストラリアには、CCAに基づくインフラストラクチャーのアクセスに関する一般的な規則のほかに、特定の法令や業界規範・制度に基づく産業特有の規則があります。産業特有の制度に関しては、次の産業が特に規制されています。

- 電気通信
- ガス
- 電気
- 水道
- 鉄道
- 空港
- 郵便

各分野における政府の介入の程度は様々です。

## オーストラリア消費者法

2011年1月1日、連邦および州・準州レベルで適用されるオーストラリア消費者法 (ACL) が発効しました。ACLは、不公正な契約文言に関する国家レベルの制度 (消費者契約と小規模事業における標準約款が適用対象) を確立しました。また、ACLは、消費者取引における製品またはサービスに関する消費者保証について、契約で適用を除外することができないものとして定めています。

さらに、ACLは、罰則、執行権限、消費者救済方法を含め製品安全に関する国家レベルの法的枠組みを規定しています。

ACLの消費者保護に関する規定は、大きく以下の4つに分類されます。

- 製品の安全に関する規定：強制的な消費者安全基準、製品情報基準や自主的リコール通知、ならびに強制的リコールの命令権が規定されています
- 消費者保証に関する規定：商品およびサービスが「許容可能な品質」であり、取引の目的に合致していなければならないと定めるもの。違反時の救済として、返金や補償を求める権利が定められており、契約で適用を除外することはできません
- 極めて不当な行為、誤解を招く行為あるいは人を欺く行為など消費者に影響を与える行為の禁止 (これについては極めて広範な規定となっています)
- 欠陥商品に関する規定：欠陥商品の製造者や輸入業者の厳格責任規定を含みます

## 誤解を招くあるいは人を欺く行為、および極めて不当な行為

誤解を招いたり人を欺いたりする行為は禁止されています。違反すると厳格責任が問われる対象には、広告に関する違反、商品表示に関する違反、その他の事業におけるコミュニケーションにおける違反が含まれます。

そのような行為によって影響を受けた者には、損害賠償請求権が与えられ、さらにその他の補償救済手段に訴える権利が与えられる可能性もあります。かかる規定は、契約前の交渉や誤解を招くような広告を含め、幅広い事例に適用されてきました。ACCCは、一般消費者向けの広告における誤解を招いたり人を欺いたりする表示を絶えず監視しています。

また、「極めて不当 (unconscionable)」と認められる取引上または商業上の行為も禁止されています。何が「極めて不当」な行為に当たるかは、たとえば以下の例を含む事情を考慮して決められます。

- 当事者の相対的な交渉上の立場
- 課された条件が正当な利益の保護のために合理的に必要なものといえるかどうか
- 被害を被ったと申し立てる当事者が、関連文書を理解することができたか
- どのような条件で同等の商品やサービスを他の供給者から取得できたか
- 当事者に対し、過度の影響や圧力がかけられたかどうか、または不当な策略が使用されたかどうか
- 関連する業界規範

- 当事者がどれだけ誠実に行動したか

ただし、一方の当事者が優位な交渉力を有しているというだけでは、その当事者の行為が極めて不当とされるわけではありません。当事者が、良心に基づかずに行使したか、または何が正当かつ合理的かを一顧だにせず行為し、自己の地位を利用したといえる場合にはじめて当事者が極めて不当に行為したとされます。

## 消費者保証

2011年1月以降、事業者は、製造、販売、利用または賃貸している消費者製品およびサービスについて、法定の保証義務を負うこととされています。消費者製品またはサービスとは、

- 4万豪ドル未満、および
- 通常個人または家庭の用に供するために購入された4万豪ドル以上

の製品またはサービスをいいます。

供給者が明示的な保証を提供しているかに拘らず、CCAは自動的に保証を付与します。供給者は、この保証を受ける権利を契約で除外することはできず、そのように試みた場合には罰則があります。また、消費者はそのような保証を受けることを放棄することもできません。

消費者は、供給者から、不完全 (faulty) な製品の修理、交換または返金を求めることができ、また、重大な問題がある場合にはサービスを解約することができます。消費者は損失の補償を求めることも可能です。



法定の消費者保証の概要は以下のとおりです。

- 取得した製品が許容可能な品質を有すること（すなわち、瑕疵がなく、製品に期待される状態であること）および製品の説明と一致していること
- サービスが許容可能な注意および技術または知識をもって提供されること、損失や損害を回避するための必要な措置が講じられること、サービスが求められた目的に適合していること

製品またはサービスの購入後、「合理的な期間」内であれば、消費者は保証違反を主張できます。合理的な期間は、当該製品またはサービスの性質によって変わります。製品を競売で取得した場合、プライベートの売主から一過的に製品を購入した場合や事業用の製品またはサービスの対価が4万豪ドルを超える場合、保証は与えられません。

## 不公正な契約条項

不公正な契約条項の禁止は、「標準約款」に基づく契約に適用されます。以下のすべての条件を満たす契約条項は不公正とされ、その結果、他の条項と分離され無効と取り扱われます。

- 条項が「一方的」であること、すなわち両当事者の契約上の権利義務に著しい不均衡をもたらすこと
- 当該条項により有利な取り扱いを受ける当事者の正当な利益を守るために合理的に必要であるといえないこと
- 当該条項が適用され、または当該条項に依拠されることにより、一方当事者に不利益（経済的なものに限らない）をもたらすこと

個々の条項が不公正であるかは、契約全体の文脈の

中で考える必要があります。価格を決定する条項、供給される製品またはサービスを定義する条項、またはACLで認められている責任限定の条項など法令が許容もしくは要求する条項は、不公正ではありません。

2016年11月にACLが改正され、不公正条項の禁止の対象が小規模事業者契約に拡大されました。小規模事業者契約に該当するには、以下の要件すべてを満たす必要があります。

- 契約が標準約款を用いたものであること
- 製品もしくはサービスの供給のための契約であること、または土地に対する権利の販売もしくは権利の設定のための契約であること
- 契約締結時点で、少なくとも契約の一方当事者が事業者で雇用人数が20人未満であり、かつ
  - (i) 契約に基づき支払われる頭金が30万豪ドルを超えないこと、または
  - (ii) 契約期間が12ヶ月を超え、契約に基づき支払われる頭金が100万豪ドルを超えないこと

契約条項が不公正であるかどうか判断するにあたって、裁判所は、条項の透明性の程度および契約全体の両方を考慮しなければなりません。平易な用語で表現され、読み易く、明快に記載されている条項は透明性が認められる可能性が高いです。

## 原産地表示

CCAには、原産地表示に関する特定の規定があります。原産地表示は、すべての製品に義務付けられるものではありませんが、人が消費する食品や、医薬品や、電磁放射線を放射・受信する機器やレーザーを含む機器（多くの家庭用電化製品を含み、それらには特定の規制があります）のような製品は、規制対象であり、それらについて表示を行う場合はかかる規定を遵守しなくてはなりません。

食品の場合、以下の事情に応じて異なる表示規制が適用されます。

- オーストラリアで栽培、生産または製造されたか
- オーストラリアで包装されたか
- オーストラリア以外の国で栽培、生産または製造されたか
- オーストラリア以外の国で包装されたか

食品がある国で「製造された」といえるためには、その食品が該当国で「相当程度変換された」ものである必要があります。

商品がある国で「生産された」または「栽培された」と表示するには（例えば「オーストラリア産 (Product of オーストラリアAustralia)」）、商品のそれぞれの重要な原料や成分が表示された国に由来しており、すべて（またはほとんどすべて）の生産・製造の工程がその国で行われていなければなりません。

また、例えば、商品が「オーストラリアで作られた (Australian Made)」ということを示すために使われるマークなど、原産国を示す意図で商品に使われるロゴの使用に関する規制もあります。

2018年7月1日に、ACLの下で新たな原産国表示制度が開始されました。この新制度では、オーストラリアの原材料のみを使って、オーストラリアで生産、栽培または製造された食品には、次の表示を付すことが義務付けられます。

- その食品がオーストラリア産であることを容易かつすぐに識別可能にするための、三角形の中にカンガルーが描かれたマーク
- その食品がオーストラリアで栽培、生産または製造され、原材料がオーストラリア産であることを示す文言
- 原料がすべてオーストラリア産であることを示す棒グラフ

大半の輸入食品（オーストラリア以外の国で栽培、生産、製造または包装された食品）については、表示ラベル上のはっきりとした枠の中で原産国を明記する必要があります。



# 連絡先



**Kirsten Webb**

National Practice Group Leader  
Competition

電話番号: +61 2 9353 4608

[kwebb@claytonutz.com](mailto:kwebb@claytonutz.com)



## 製造物責任

オーストラリアでは製造物責任訴訟の数が増加しています。これは、国民全体の消費者権利意識の向上、消費者監視団体の積極的な活動、そして消費者側の原告弁護士や製品の安全性に関する主要な規制当局であるオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）の積極的な活動の結果ともいえます。また、この流れは、医薬品、食品汚染、医療機器、自動車、ホームウェアに関する、注目を集めた製品安全性関連の訴訟によっても促進されてきました。

### 製造物責任訴訟の提起方法

オーストラリアの製造物責任訴訟は、通常は、連邦裁判所、または州もしくは準州の最高裁判所もしくは地方／郡裁判所で提起されます。重要な訴訟のほとんどは、各州の州都にある裁判所で提起されるのが通常です。シドニー、メルボルン、ブリスベン、そしてパースは、複数原告による製造物責任訴訟が提起される中心的な都市です。

オーストラリアの裁判制度は、当事者主義的な制度になっています。オーストラリアの法制は、英国の法律制度に由来しています。その結果、オーストラリアと米国とでは、訴訟手続について、以下のような複数の根本的な違いがあります。

- オーストラリアでは、正式審理前の供述録取（depositions before trial）の手続はなく、書証の証拠開示の手続（係争中の争点の判断に必要な証拠書類の提出）に重点がより置かれています。
- 民事訴訟において、州や準州の裁判所は陪審による裁判のルールを設定していますが、ビクトリア州を除くほとんどの法域では陪審による裁判が採用されるのは稀です。連邦裁判所には、陪審による裁判はありません。
- オーストラリアでは、勝訴当事者は、敗訴当事者から弁護士費用その他の費用を含む訴訟費用の一部を回収することができるのが通常です。

### 集団訴訟

オーストラリアは、集団訴訟（class action）のための環境が整った国であり、この種の訴訟は活発さを増しています。米国と比べても、オーストラリアの法制は、いくつかの点で原告に有利なものとなっています。

連邦裁判所の集団訴訟手続においては、以下の両方の要件に該当する、同一被告に対する訴えについて原告適格を有する7人以上の集団を代表し、一人または複数の原告が訴訟を提起することができます。

- 請求原因が同一、類似、または関連した状況で生じたこと
- 法律または事実の点で実質的に共通の争点があること

このような方法で開始される訴訟は、「代表訴訟（representative proceeding）」と呼ばれます。





## オーストラリアは、**集団訴訟**のための環境が整った国であり、この種の訴訟は**活発さを増しています**

製造物責任訴訟において集団訴訟を利用すると、特定の欠陥商品を使用して損害を蒙ったと主張する人々が、すべての関連当事者を代表する形で、製造者に対して訴訟を提起し、一回の訴訟で事件を処理することが可能になります。

米国とは対照的に、オーストラリアにおいては、代表訴訟を進行するために裁判所の許可を得る必要はありません。むしろ、当該訴訟を代表訴訟として進行することは許さないとの命令を裁判所に求める被告側が、当該訴訟が代表訴訟の要件を満たしていないこと、または代表訴訟の手続が適切ではないことを立証しなくてはなりません。かかる命令を得るのは容易ではありません。

1992年にオーストラリア連邦裁判所に集団訴訟制度が導入されて以来、500を超える集団訴訟が提起されてきました。ビクトリア州最高裁判所では2000年に、ニューサウスウェールズ州最高裁判所では2011年に、クイーンズランド州最高裁判所では2016年に集団訴訟制度が導入されています。

製造物責任の文脈では、集団訴訟は、金融商品・役務、医薬品、医療機器、自動車、各種の消費者製品など、製造物責任などに関連して提起されています。

### 訴訟資金援助

第三者による訴訟資金援助は、それがなければ訴訟を利用できない原告に対し、訴訟を利用する機会を与えます。オーストラリアでは、かつては訴訟に関する資金援助は「手続の濫用」とされてきましたが、現在では訴訟へのアクセス手段の1つであると考えられるようになりました（この考え方は、オーストラリア連邦最高裁判所も支持しています（Campbells Cash and Carry Pty Limited v Fostif Pty Limited (2006) 229 CLR 386））。

IMF Bentham Ltdは、オーストラリア最大の訴訟資金援助者であり、この種の会社としてオーストラリア証券取引所に最初に上場された会社でもあります。現在のオーストラリアには、訴訟資金援助者により構成される、成熟した市場があります。それらの訴訟資金援助者の中には、集団訴訟活動に日常的に従事する上場公開会社もあります。従来、オーストラリアの訴訟資金援助者が重点的に扱っていたのは、金融サービス部門の集団訴訟と株主の集団訴訟でした。しかし、現在では訴訟資金援助者はより多岐にわたる事案に関与するようになっています。

近時訴訟資金援助は審査の対象になっています。オーストラリア法改正審議会は、近時、集団訴訟手続と第三者による訴訟資金援助についてのディスカッションペーパーを公表し、現在コンサルテーション手続中です。法務省長官は2018年12月に最終報告を行う予定です。

### 法的責任の根拠

製造物の安全性や品質に関する訴訟の多くは、オーストラリアの法律における下記の3分野のうちの一つ以上に基づいて発生します。

- オーストラリア消費者法 (ACL)
- 契約に関するコモン・ロー
- 不法行為の過失責任に関するコモン・ロー（現在はほとんどのオーストラリアの法域で部分的に成文化されています）

完全を期すため、上記に加えて多岐にわたる制定法と、一定の消費者商品（食品、医薬品、医薬機器、電化製品、自動車を含む）の供給を所管する連邦および州・準州の規制機関が存在します。

### オーストラリア消費者法

ACLには多岐にわたる消費者保護規定が含まれており、これらの規定は、消費者製品のサプライチェーンのあらゆる構成員（供給者、輸入者、製造者、およびオーストラリアでの消費者製品の広告宣伝に責任を負う者を含む）に義務を課します。消費者保護規定は、以下のような内容を争う訴訟のための請求原因となり得ます。

- 安全性基準または情報基準に対する違反。これらの基準は、特定の消費者製品について遵守が必須となる最低限の強行的な基準です。
- 誤解を招くあるいは人を欺く行為。これらは通常、宣伝広告によってまたは製品に付随する情報によって行われます。財産的損害または経済

的損失の補償を求める製造物責任に関する訴訟の多くは、製品の製造者、輸入者、または販売者が、誤解を招くあるいは人を欺く行為を行ったという主張を含んでいます。

- 消費者製品の供給者に対する提訴を可能とする法定の「消費者に対する保証」（製品の適正品質、目的適合性、そして販売時の製品説明の正確性の保証を含む）に対する違反。
- 商品に「安全上の欠陥」があったことにより蒙った損害または損失。ACLは、欠陥商品の製造者・輸入者に対して、概ねEU製造物責任指令に基づく厳格責任制度を定めています。すなわち、欠陥商品により損害を蒙った者は、当該製品の製造者の過失 (fault) を証明しなくても、当該製造者から損害賠償を求めることができます。製品の安全性が一般の人々が期待する程度に至っていないと判断される場合、かかる製品は「欠陥商品」とであるとされます。

個人が損害賠償請求を行う場合、個人（複数の場合を含む）を代表して規制当局が損害賠償を行う場合、または民事もしくは刑事上の制裁を科すために規制当局が損害賠償請求を行う場合の方法を規律するルールが存在します。例えば、誤解を招くあるいは人を欺く行為についての損害賠償請求については、人身傷害の賠償金は支払われません。またオーストラリア法 (ACLと州・準州の民事責任に関する法律の両方) は、製造物責任における人身傷害に関する損害賠償請求に制限を設けています。

商品に安全上の欠陥があるという主張に基づく訴訟については、下記の複数の抗弁の方法があります。



- 主張されている欠陥が、商品が製造者により供給された時点で存在しなかった
- 商品の欠陥は、強制基準に遵守したことのみの理由として生じた
- 商品が供給された時点の科学的または技術的知識の水準が、その欠陥の発見を可能とするには至っていない
- 製品に使用される部品の製造者の場合、その欠陥は、部品の欠陥であるというよりも、完成品の設計を原因としているか、完成品の製造者による表示、指示または警告を原因としたものである

ACCCの近年の活動（文書・情報の収集や連邦裁判所における制裁手続において広範な権限を行使していること）は、ACCCが製品の安全性と品質に関する問題に対処する積極的な措置を実施しようとしていることを示唆しています。

- 2016年の初めに、あるオーストラリアの大規模な小売業者が300万豪ドルの制裁金を課されました。これは、ある消費者製品が人身傷害に寄与していると当該事業者が把握した後もその製品の販売提案を行うことにより、そしてある消費者製品の品質について特定の表示をすることにより、当該事業者が誤解を招くまたは人を欺く行為を行ったというACCCの主張を受けてのことです。
- 2018年には、電子調理機器を製造販売する業者が業者が450万豪ドルを超える罰金を課されました。上記と同種の違反と、製品のリコールと人身傷害の報告を受けていたにもかかわらず、対メディアおよび消費者に製品が「絶対に安全である (absolutely safe)」と発言したことが理由です。

- 2018年、自動車製造業者が極めて不当な行為に関して1000万豪ドルの罰金を支払うことに合意 (consent orders) しました。これは特定の車種の品質の問題（安全の問題ではありません）に関する顧客の不満の処理の仕方が極めて不当であったことを理由とするものです。

さらに、2016年～2017年のオーストラリア消費者法レビューの結果を踏まえた対応が続いており、議会では立法的な改正が議論されています。最新の状況としては、新法がACLにおける罰金の上限額を相当程度引き上げ、競争法違反の場合と平仄を揃えたかたちになります。

上記に加えてACLは、製品関連の死亡や重大な傷病事故についての報告、そして製品リコールについて、消費者製品の供給に関する義務を課しています。

#### (a) 製品に関する報告義務

ACLの第131条に基づき、供給者が人の死亡あるいは重大な傷病を認識した場合であり、

- 供給者自身が、消費者製品の使用または予見可能な誤使用により事故が起こったか、起こった可能性があると考えた場合、または、
- 供給者以外の者が、消費者製品の使用または予見可能な誤使用により事故が起こったか、起こった可能性があると考えたことを供給者が認識した場合、

供給者は2日以内に所管大臣に書面で事故の通知を提出しなければなりません。

ACLにおいて、重大な傷病とは、「医療従事者もしくは看護師による、またはそれらの者の指示による医

学的・外科的治療（病院、クリニックまたはこれらに類する場所で行われるか否かを問わない）が必要な深刻な身体的傷害・疾病」と定義されています。同様に、死亡または重大な傷病のない財産的な損害だけでは、強制報告義務は発生しません。薬品・医薬品法制または公衆衛生法制など他の報告義務が課されている場合には、ACLの第131条に基づく強制報告義務は発生しません。

報告義務の有無を判断は難しい場合が多いですが、ACLの要件に従って死亡や重大な疾病を報告することを怠った場合、重大な制裁が科されることとなります。

#### (b) 製品のリコール

自主的製品リコールは、製品の安全性または品質に関する問題を発見し、適切な調査を行い次第、供給者はいつでも開始することができます。

コモン・ロー上、消費者製品の製造者と供給者には、自社の製品が消費者に傷害を与えることのないよう合理的な注意を払う義務があります。この義務は、製品の製造と販売の時点だけでなく、その後も適用されます。製造者は、製品が市場に出たり使用されるようになったりした後にその製品の危険が明らかになったような場合でも、適切な行動を取らなくてはなりません。

製造者は、どのような行動を取るか決定するにあたって、次の点を考慮する必要があります。

- 製品に関連して生じる可能性のある危険の重大性
- そのような危険が起こる可能性
- 想定される是正方法の費用、困難性および不都合

製造者は、かかる要素を比較衡量しなくてはなりません。重視しなくてはならないのは、消費者の安全であり、これは単なる費用対効果の問題ではないことを認識しておくなくてはなりません。人の死亡や重傷を引き起こすような重大性のある危険の場合には、製品リコールの十分な理由があるといえるでしょう。

自主的リコールの実施は、限られた法律により規律されています。ACLの下では、安全上の問題に関連してリコールを実施する者は、リコール実施後2日以内に所管大臣に対して通知をしなくてはなりません。何が「リコール活動」を構成するのかは定義されているわけではありませんが、安全性を理由とした製品の修理や改善と、市場からの商品の撤去は、リコール活動の一環として行われる可能性が高いものです。

製品リコールの実施においては、食品、医薬品、医療機器、電気製品、自動車などの特定の種類の製品に関する連邦法および州・準州の法律とガイドラインも考慮しなくてはなりません。

自主的リコールの実施や進捗は法律により規律されませんが、ACCCおよび連邦および州・準州の専門的規制当局は、それぞれ安全でない製品のリコールまたは供給停止のための権限を有しています。一般的に、これらの強制的リコール権限は、商品が人的損傷を引き起こすかその可能性がある場合であって、供給者がその商品による人的損傷を防止する十分な措置を講じていないと考えられる場合にのみ、行使されます。



州法も、一定の故意の汚染や改ざんに関して報告義務を課しています。

## 契約に関するコモン・ロー

製品が、製造者から小売業者に、または小売業者から消費者に供給された場合、当事者となる二者間には契約関係が生じ、当事者間の契約の条件が両当事者の関係を規律します。ただし、契約の相対性（privity of contract）の原則のため、契約の当事者でない第三者は、商品により傷害を蒙ったとしても、通常は契約法の下で供給者に損害賠償を請求することはできません。

州および準州の商品販売法に基づき、商品供給契約には、製品の品質に関する黙示の保証条項が組み込まれます。場合によっては、この保証条項を除外または変更できない可能性があります。もし、かかる黙示の条件に対する違反があった場合、製品の受領者は、契約違反に基づいて訴訟を起こすことが可能です。

また、ACLのもとでも、顧客に対する商品の供給には、法定の保証（許容可能な品質など）が与えられています。

## 過失責任に関するコモン・ロー

オーストラリアでは、過失（negligence）による不法行為に関するコモン・ローは、製造物責任訴訟における法的権利および救済方法の重要な根拠として機能し続けています。かかる過失責任に関するコモン・ローによると、以下の3つの要件を満たす場合に、原告から製造者への損害賠償請求が可能です。

- 製造者（被告）が、原告に対し、法律上の注意義務を負っており、
- 被告が、法律が要求する注意の基準を満たさずに、かかる注意義務に違反した結果、
- 原告が、かかる義務違反に基づき損害を受けた場合。

オーストラリアでは、製品の製造者は、製品を購入または使用した者に対して、製品の供給者よりも広範な注意義務を負うというルールが、一般的に確立しています。コモン・ロー上は、製造者は、製品の設計、製造、安全、および販売について考慮する際、合理的な範囲で、製品を使用する者のことを想定し、注意を払うべきであるものとされています。

供給者は、欠陥商品を提供しないようにする義務や、特定の商品について警告を伝える義務を負っています。裁判例には、制定法上の義務を準用し、供給者の責任を問うためには供給者に過失があることや警告を怠ったことに関して害意があることは不要として、供給者に実質的な厳格責任を課したものもあります。

2003年に、人身傷害の賠償額の大きさと、保険料の高騰に対する社会一般の懸念に対応して、州および準州政府は、広範囲にわたる民事責任に関する法律

の改正を行いました。この改正により、裁判で認められる損害賠償額が制限されただけでなく、過失責任に基づく人身傷害賠償請求を提起することや勝訴することが従前よりも難しくなりました。

かかる改正は、それぞれの州・準州によって違いがありますが、概ね次のような内容になっています。

- 過失責任に関する法を部分的に成文化する。
- 一定の種類 of 請求に関して特別の抗弁を創設する（アスベストあるいはその他の塵肺関連のケースを除き、製造物責任はかかる特別の抗弁が適用される種類の請求には含まれていません）。
- 裁判所で認められる損害賠償額に上限や基準値を設ける。州や準州によっては、訴訟前の紛争解決手続の利用を義務化したところもあります。

上記改正に関してより議論を生む問題のひとつは、過失法の一部成文化により実体法に変更が加えられたのか、仮にそうであれば、原告による請求は容易になったのか困難になったのか、という点です。改正によってすぐに現れた効果として、人身損害賠償訴訟の数は減っていますが、依然としてかなりの数があります。

## 救済方法

金銭的損害／非金銭的損害のいずれに対しても、金銭による損害賠償が認められます。さらに、裁判所は、消費者保護規定の一定の違反があった場合や違反が行われようとしている場合に追加で差止命令を下すこともできます。裁判所には広範な権限が与えられており、違反に関与した者に対し、裁判所が適切であると判断する内容の命令を下すことができます。

## 損害賠償

契約責任および過失責任に基づく損害賠償の算定と、法定の請求原因に基づく損害賠償の算定には、多くの技術的な違いがありますが、一般的には、製造物責任訴訟で勝訴した原告は、以下の損害賠償を受けることができます。

- あらゆる肉体的・精神的苦痛に対する損害賠償
- 医療費を含め、傷害の治療や損害を受けた財産の修繕のために負担した費用に関する損害賠償
- 傷害や損害のため生じた得られるべき収入の減少に関する補償
- 傷害の治療や損害を受けた財産の修繕のため将来発生する費用に関する補償
- 推定寿命の短縮または所得能力に対する継続的障害に関する補償

裁判所は、懲罰的損害賠償または加重損害賠償を命じることができます。ただし、これらの種類の損害賠償は、ACLに基づく訴えに関連するものには認められず、州や準州によっては人身傷害賠償を求める過失責任訴訟でも認められません。

過失責任による人身傷害請求に関しては、民事責任に関するルールが改正され、損害項目に応じて損害賠償額が制限されています。さらに、契約法および制定法は、裁判所に様々な金銭賠償以外の代替的な救済を命じる権限を与えており、被害者救済のための措置を取るよう製造者や供給者に命じることができるようになっています。



# 連絡先



**Colin Loveday**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4193

[cloveday@claytonutz.com](mailto:cloveday@claytonutz.com)



**Greg Williams**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4798

[gwilliams@claytonutz.com](mailto:gwilliams@claytonutz.com)



## 消費者製品に関する規制

連邦および州・準州レベルの制定法により、消費者製品の構造、デザイン、表示に対して多くの規制が課されています。

規制当局は、製品が法定の基準を遵守しているかどうかを確認するため、抜き打ち検査・サンプリングをしばしば行っています。これは人身傷害発生の危険性を最低限に抑えるためです。また、消費者や競争事業者からのクレームを受けて、調査を開始する場合があります。

製造者、供給者、輸入者がかかる規制を遵守しなかった場合、関連する法律に基づいた罰則を受けることがあります。また、輸入品が規制を遵守していない場合は、オーストラリアへの輸入自体が拒否されることもあります。消費者は規制が遵守されなかったために発生した損害について、私的な法的処置を取ることもできます。そのため、消費者製品を扱う企業は、製品のリスクをすべて未然に防止し効果的に管理するための実効的なプログラムを整備する必要がありますといえるでしょう。

### 法律の複雑さ

オーストラリアでは、法域によって、同じ製品を規制する方法が異なる場合があります。また、ある製品が具体的にどの法律の適用を受けるかを見定めること自体が難しい場合があります。さらに、一定の輸入品には、表示に関して追加的な義務が課されることがあります。また、その他にも、ACLや他の消費者保護に関する法律など、より一般的な法律があります。産業界のガイドラインや実務規則が適用される場合もあります。

そもそも製品を法律に基づいて分類することが容易にできない場合には、さらに難しい問題が生じます。例えば、化粧品と医薬品の成分が似ていても、その機能が違ってもいえる場合があり、そうすると適用される規制の基準が違うものになる可能性があります。このような場合、製品の提示方法、提案されている使用方法、製品を市場に売り出す際の広告内容などの要素が、製品の分類を決定する上で参考になります。

### オーストラリア規格

オーストラリア規格は、一般的には任意のものであり、法律で準用されない限り、拘束力はありません。ただし、これらの規格の多くは、法律で準用されており、結果として遵守が義務付けられています。オーストラリア規格は、例えば、特定の製品につき、その性能特性、構造、製造方法・過程、組立て、包装に関して、一定の規則を遵守するよう定めることができます。また、消費者に提供する情報の種類を規定することもできます。

現在、合計2,500ほどのオーストラリア規格が法律に編入されています。場合によっては、規格に準拠していることを示すため第三者機関による認証が必要になることもあります。例えば、電気安全法では、トースターやヒーターなどの一般的な家庭用電化製品について、関連するオーストラリア規格の遵守、認証の取得、取得した認証のマークの標示が義務付けられています。

また、オーストラリア規格は、ACLにおける強制的な消費者製品規格の基準としても使用されています。連邦政府は、任意規格の全部または一部を強制的な規格とする権限を有しています。オーストラリア

規格の遵守を義務付けられている製品には、自転車（性能および安全上の基準）、子供用寝間着（デザインおよび生地仕様、表示の基準）、サングラス（性能および安全上の基準）などがあります。

強制的な規格を遵守しなかった場合には、犯罪に該当することになります。また、任意・強制を問わず、規格を遵守しなかった場合には、それが過失の証拠になったり、製品に欠陥があることまたは使用目的に適合していないことの証拠にもなり得ます。

### 危険な製品

オーストラリアでは、製品に含まれる成分が、その化学的特性のゆえに身体や環境に害を与えるおそれがある場合、その製品には法律による厳格な規制が課せられます。例えば、有毒物質を含む家庭清掃用品や医薬品などがこれに該当します。このような製品の保管、取扱い、運送、包装、表示、広告を規制する各種の法律があります。

毒物の表示や包装に関する基準の多くは、「薬物・毒物統一基準（Standard for the Uniform Scheduling of Medicines and Poisons）」で定められており、制定法に様々な形で準用され



## オーストラリア規格は、一般的には任意のものですが、多くは、**法律で準用**されており、**遵守が義務**付けられています

ています。この基準には、これらの製品に含められるべき、使用方法、注意事項、安全上の指示などの情報が定められています。特別な包装（例えば子どもが開けられない安全な密封容器）が要求される場合もあります。

また、危険な製品に関する法律には、爆発性、毒性、可燃性、腐食性のある製品の運送、表示、および包装に関して必要な事項も定められています。

### 特定の製品の登録

オーストラリアでは製品の製造者または製品自体について、登録が要求される場合がしばしばあります。たとえば、薬品・医薬品の製造は、免許を有する製造者だけに認められています。また、薬品・医薬品は、販売前にオーストラリア薬品・医薬品登録簿 (Australian Register of Therapeutic Goods) に記載または登録されていなければなりません。さらに、薬品・医薬品の製造、成分、取扱い、表示、広告に関して、厳格な基準があります。

薬品・医薬品は、危険性のレベルや製品に関する広告内容によっては、安全性および効能について検査が行われることがあります。薬品・医薬品の広告主は、包装や広告に使われる表示内容の正確性を裏付けるのに十分な証拠を保持している必要があります。また、特定の薬品・医薬品については、広告について規制当局の承認を得るための手続も法律によって規定されています。

この他に登録が必要とされる消費者製品には、除草剤や殺虫剤など駆除用の化学製品、化学肥料や一定のプール用化学薬品などがあります。こうした製品

の供給を行おうとする者は、オーストラリア農業・動物医局を通じ、申請を行う必要があります。また、これらの製品の表示に関しても、それぞれ基準があります。

### 食品

オーストラリアの州・準州には、食品に関する法律があり、食品の成分、包装、広告、表示、および食品を扱う場所や設備の衛生について規制しています。

すべての州・準州で、あらゆる食品の表示に関する基準を規定しているオーストラリア・ニューゼaland食品基準規約 (Australia New Zealand Food Standards Code) が採用されています。この規約では、一定の表現の使用が禁じられているほか、ある特定の条件下でのみ使用できるとされる表現（例えば、健康や栄養に関する表示内容）も定められています。これらの規制は、比較的頻繁になされている規約改正により、さらに厳しくなっています。

また、個別に許可を得ない限り、食品添加物、ビタミン類、ミネラル類、特定の植物抽出物などの物質を食品に加えることは、原則として、禁止されています。規約においては、特定の食品に適用される基準も規定されています。また、新しい種類の食品や遺伝子組み換え食品などのいくつかの食品は、安全性に関する厳しい検査を受けてはじめて販売することが可能になります。

### 商品の計量

州・準州の商品計量に関する法律においても、包装された食品や他の消費者製品の表示について特定の基準が設けられています（基準は全国で統一されつつあります）。この法律の基準は、特に免除されていない限り、オーストラリアで包装される製品およびオーストラリアで販売するために輸入される製品のすべてに適用されます。またこの法律には、包装された製品の量目不足による刑事責任も規定されています。

### 広告内容

ACLは、取引や商売にあたって、誤解を招いたり人を欺いたりする行為を、全般的に禁じています。また、ACLは、一定の虚偽の表示、例えば、ある製品が特定の規格、質、価値、等級、構造、様式、型式のものであるとか、特定の来歴や使用歴について、虚偽の表示をすることも禁じています。

製品の表示や広告の内容については、ACLの規定に照らして争われることが多いため、これらの内容は必ず裏付けができるものである必要があります。オーストラリアの規制当局は、広告内容についての証拠の提出を求めて実証通知書を発したり、また、広告内容に法律違反があると判断した場合に違反通知書を発したりする権限を持っています。裁判所は、広告内容が誤解を招くものかどうかを判断するにあたり、明示的および黙示的な表現が正確であるか、また全体的な印象が的確であるかなどの点を検討します。



# 連絡先



**Kirsten Webb**

National Practice Group Leader  
Competition

電話番号: +61 2 9353 4608

[kwebb@claytonutz.com](mailto:kwebb@claytonutz.com)



## 不動産に関する法律

土地の権利を取得する外国投資家は、通常外資審議委員会（FIRB）の承認を得なければなりません。免除規定が適用されない限り、この制限の適用は農業用地、商業用地、居住用地、採掘・生産のための鉱業権などに及びます。外国投資に関する法制上、財務大臣は重要な行為（significant actions）と通知義務行為（notifiable actions）について幅広い命令を発することが可能です。

投資家は、FIRBによる制限を確実に理解するために、取得しようとする資産や権利に関する包括的なデュー・ディリジェンスを行う必要があります。

### 土地の権利

オーストラリアの土地の権利には以下に記載するものが含まれます。

- 法的または衡平法上の土地の権利（一定の状況を除く）
- オーストラリアの土地を所有する事業体の証券への権利
- 賃借人またはライセンスとしての権利
- 土地の権利を発生させる契約上の権利

- オーストラリア土地法人または農業用地法人の証券への権利
- オーストラリア土地信託または農業用地信託の受託者として活動する法人の持分

なお、土地の権利には、5年未満の賃借権または立入権（licence）は含まれません。

### 重要な行為

重要な行為には、2015年外資買収法規則（連邦法）（Regulations）により設定されている基準額を超える、オーストラリアの土地の権利の取得が含まれます。ここでいう取得には、発効の前提条件があるものを含め、契約またはオプションの締結も含まれます。

### 通知義務行為

1975年外資買収法（連邦法）（FATA）は、一定のオーストラリアの土地の権利の取得を試みる外国人に財務大臣への通知義務を課しています。重要な行為のうち所定のもののみが通知義務行為に該当します。通知義務行為に該当するか否かを判断する方法の一つは、対象行為が所定の金額基準を超えるかどうかというものです。本稿の外国投資に関するチャプターで、

金額基準とFIRB申請の手数料について取り扱っています。

### 財務大臣の権限

通知義務行為は、財務大臣の承認がなければ進めることはできません。Regulationsが財務大臣による決定期間を定めています。

現在、財務大臣が通知を検討して決定を下すまでの期間は30日間ですが、この期間は変更されることがあります。適用される決定期間は、申請時点で最新の期間になります。財務大臣は決定期間を90日を上限として延長することができ、また、申請者も書面で同じ期間だけ決定期間の延長を求めることが可能です。

財務大臣は、通知義務行為について財務大臣の承認を得なかった場合、または承認に付された条件への違反があった場合、取得された土地を処分する命令を下すことができます。

### 適用除外

Regulationsは、重要な行為または通知義務行為について、下記を含む一定の適用除外を設けています。

不動産に関する権利の取得については複数の適用除外があります。例えば、外国人は、以下の場合には財務大臣への通知を行う必要がありません。

- 新築の住居の取得について、その住居を販売する開発業者に事前に適用除外証明が付与されている場合
- オーストラリア政府機関からの土地の権利の取得（取得者が外国政府投資家である場合、重要インフラ資産の取得を伴う場合を除く）
- 遺言、法律の定めによる権限委譲（devolution）による土地の権利の取得

適用除外に該当する行為は定期的に更新されるので、適用除外に該当するかどうかはケースバイケースで検討する必要があります。

### 刑事罰と民事上の制裁

外国人がFATAに違反した場合には、刑事および民事の両方の制裁の対象となります。違反には、財務大臣への通知義務に違反した場合と承認の条件を遵守しなかった場合が含まれます。刑事罰には、個人の場合には罰金と最長3年間の懲役刑が、会社の場合には罰金があります。財務大臣は民事制裁手続





## オーストラリアでプロジェクトを行う場合、**FIRB申請について不確実性を排除することが非常に重要**です。

を開始することもできます。

これらの制裁は、会社役員、弁護士、会計士、不動産エージェントなどの第三者にも及ぶ場合があります。制裁金の支払いを怠った場合にはその土地に抵当権が設定され、未払いの金額を支払わない限り抵当権は解除されません。

### 先住権 (Native title) および文化遺産

1992年以降、オーストラリアの裁判所は、先住権、すなわち、オーストラリア先住民の法律や慣習で認められた土地および水域に対する権利が、ヨーロッパ人の入植後も存続してきた可能性があることを認めるようになりました。

裁判所は、以下の行為により先住権が消滅した場合を除いて、先住権は存続するという判断を下すようになりました。

- 先住権の存続と相反する政府の行為。たとえば、以下の行為：
  - 自由所有権の付与
  - 排他的占有権のある借地権の新設
- 政府によりまたは政府のために実施された公共事業による特定の建物や道路の建設
- 土地とアボリジニーまたはトレス諸島民のグループや氏族とのつながりの喪失。

つまり、先住権は、州の保護区、公園、森林、海岸地帯、その他の政府所有地をはじめとする、オーストラリア大陸の広い地域および各州や準州の境界内または境界を越える水域にわたって存続している可能性があることとなります。

1993年連邦先住権法（連邦法）（**NTA**）は、このようなコモ・ロー上の発展を確認・成文化したもので、先住権を認め、保護する枠組みを定めています。NTAでは、アボリジニーおよびトレス諸島民が、先住権の消滅していない土地および水域に関する先住権を主張する仕組みを設けており、その主張は連邦裁判所によって判断される仕組みになっています。

オーストラリアでプロジェクト開発を行う場合、プロジェクトのために政府から付与される所有権や許可の有効性について疑義がないことを確認することが非常に重要です。

NTAの下では、1994年1月1日以降の、自由所有権や借地権の付与、政府所有地の法定使用権の付与といった、先住権を消滅させる政府の行為（または先住権の継続的な存在または行使と矛盾する行為）は、それが先住権に影響を与える限りにおいて無効となります。ただし、当該行為がNTAが規定する例外に該当する場合（かつNTAの規定に従って行われる場合）は、この限りではありません。このような政府の行為は、「将来の行為（future acts）」として知られています。

オーストラリアで事業を行う者は、自身のプロジェクトや取引を実行するために将来の行為がどの程度必要か検討する必要があります。将来の行為がNTAに定められている場合には、NTAに遵守すべき所定の手続が定められている場合があります。かかる手続

は、典型的には、政府が、登録先住権者や先住権を主張する者として登録されている者に対して政府の行為について通知した上で、意見陳述の機会を与えらるというものです。場合によって（特に鉱業権を付与する場合には）、政府の行為について関連する先住権当事者から同意を取得すべく交渉する必要があります。このような有効化の手続は、一定の種類の公共インフラストラクチャーの建設または運営の許可を含む、多様な将来の行為について規定されています。

1998年以降、NTAは、（前述の手続によらない）代替的な手続による政府の行為を認めています。これは、企業や開発事業者の多くが利便性を認め利用しているもので、プロジェクト開発の早い段階で、プロジェクト対象地の先住権者や先住権者である可能性がある人々（例えば、先住権を主張する者として登録されている者）との間で先住地使用合意（Indigenous Land Use Agreement - **ILUA**）を締結し、登録するというものです。ILUAが登録された場合、将来の行為は、当事者が同意したものであるとしてILUAに記載されている限り有効になります。

ILUAで通常規定されるのは、神聖視される場所や重要な場所の保護、アボリジニーのグループ・氏族に関する重要な文化情報の交換、プロジェクト開発者によるグループ・氏族のメンバーの雇用、プロジェクト開発が先住権に及ぼす影響に対する補償金の支払いなどです。

先住権を認めるようになったのは、オーストラリアの不動産法における比較的最近の動きであり、僻地で

の鉱業やインフラ開発において課題となる可能性があります。ただ、通常、先住権の存在を主張する者との交渉を早期に開始すれば、先住権がプロジェクト成功の妨げになるほど大きな障害となることはありません。

### 文化遺産管理計画

連邦政府および各州・準州政府は、アボリジニーおよびトレス諸島民の文化遺産保護法も制定しています。大規模プロジェクトの場合、原則として、関係するアボリジニー当事者およびトレス諸島民らと文化遺産管理計画（Cultural Heritage Management Plan）について交渉しなくてはなりません（該当する問題について規定した登録済みのILUAがある場合を除きます）。このような交渉も、プロジェクト開発の初期の段階で開始し、先住権問題の交渉と同時期に並行して行うことが重要です。

### 不動産のデュー・ディリジェンス

デュー・ディリジェンスは、当事者または不動産に関する情報、記録、書類を調査し、検証するプロセスです。投資家が当該不動産の購入に関するリスクを十分に知ることができる点で、デュー・ディリジェンスは重要です。また、デュー・ディリジェンスにより、投資家は、不動産の価格についても十分に情報を集めた上で決定することができます。

一般的な不動産のデュー・ディリジェンスの対象に



は、不動産の所有権の調査、不動産の賃借権の精査、開発証明の精査、不動産の使用と将来の再開発の可能性に影響を与える開発条件・規制の精査が含まれます。

デュー・ディリジェンスを行うにあたり、以下の点を意識しておくといでしょう。

- **早く始める** – 多くの場合、資料が手に入り次第、デュー・ディリジェンスをできるだけ早く行うことが有益です。このことは、売主が取引の次のステージに進む準備ができていない買主を求めている場合に、買主にタイミングの面で有利に作用します。
- **専門のコンサルタントを利用する** – 経験豊富なコンサルタント（弁護士、エンジニア、環境コンサルタントなど）は、投資家に対して、不動産に関する最も包括的な分析を提供します。
- **第三者の依拠についての許可を求める** – 買主が、売主のコンサルタントが準備したレポートに依拠したい場合には、買主は通常そのコンサルタントから許可を得る必要があります。場合によっては、コンサルタントに対してそのための費用を支払う必要があることもあります。
- **保険をつける** – 投資家は購入しようとする不動産のために十分な保険をかけることが重要です。



# 連絡先



**Nikki Robinson**

National Practice Group Leader

Real Estate

電話番号: +61 2 9353 4942

[nrobinson@claytonutz.com](mailto:nrobinson@claytonutz.com)



## 環境法

オーストラリアの環境、汚染および開発計画に関する法律は、過去に大きな変化を遂げ、現在も大きく変化し続けています。あらゆる法域において、気候変動に特化した法律などの新しい立法がなされています。こうした新しい制定法や、行政当局の方針や運用の変化（特に法律に基づく規制の執行に関するもの）が相まって、この分野の法律が日常の事業活動に及ぼす影響は極めて大きなものになっています。

一般論として、環境、汚染および開発計画に関する法律は、すべて州・準州が管轄する分野であり、連邦法は限られた範囲で関係するに過ぎません。しかし、連邦法は次第に環境規制において重要な役割を果たすようになってきています。州や準州ごとの立法の違いがあると、それぞれの法律の解釈は大幅に難しくなります。

また同じ法域内でも、各種の承認要件間で、環境、汚染、開発についての考慮事項が、相当程度、重複する可能性があります。

ほとんどのオーストラリアの法域で、第三者による不服申立てを認める広範な不服申立て規定が存在します。これらの規定の中には、申立てに対する判断において幅広い利益衡量を行うものもあれば、判断対象を法的な誤りのみに厳格に限定しているものもあります。

## 連邦法

連邦法は、国際条約に基づく国の環境保護義務を履行するためや、関連するプロジェクトが連邦の関与を必要とする場合に、執行されるのが通常です。例えば、事業活動が連邦の所有地で行われる場合や、国の環境に重大な影響を与えるおそれがある場合などです。

主要な連邦法である1999年環境保護・生物多様性保全法（**EPBC法**）は、主に、以下のように、「国の環境に重大な影響を与える」計画に適用されます。

- 世界遺産
- 国家遺産
- 国際的に重要な湿地生態系
- 絶滅危惧種／生態学的共同体として指定されたもの
- 移住性がある種
- 連邦の海域
- 放射能に関する活動（ウランの採掘を含む）
- 炭層ガス開発および大規模炭鉱開発による影響を受ける水資源

EPBC法は、環境、開発、遺産に関する問題も幅広く取り扱っています。

EPBC法上、取締役は、会社の行為に影響を与える立場にあり、法律違反を防止するための合理的な措置を講じず、かつ違反が行われようとしていることについて知っているか知らうとせず、または過失により知らない場合には、法律違反について民事上の責任（または場合によっては刑事上の責任）を負う可能性があります。

計画が、先住民の遺産、放射能の安全性、特定の廃棄物の輸出入、または沖合での石油採掘に関連する場合にも、それに対応した連邦法が適用される場合があります。連邦法は、補足的な州法・準州法によりサポートされる統一的な基準を定める場合もあります（国家環境保護基準／危険物の運搬基準規則など）。



オーストラリアで**事業を取得する場合**や**新規事業を開始する場合**、適用される関連法令・政策・手続について把握し、事業に伴う**環境や開発に関連する義務や責任**を特定することが極めて重要になります

特定の事業や活動に対して連邦の環境法が適用される場合、連邦法は、関連する州・準州法に基づく義務に加えて、重疊的に適用されます。さらに、場合によっては、適用される基準値や指定基準が違いため、プロジェクトの環境面での考慮要素が、連邦法と州・準州法とで大きく異なる場合があります。もつとも、連邦と州が合同で計画の評価を行う場合もあります。連邦政府のワン・ストップ・ショッププログラムは、全国的な保護対象に適用される単一の環境承認プロセスの創設を目的とするものです。このプログラムは、事業者に対する承認プロセスを簡略化し、規制当局側のコストを削減することを目的としています。このプログラムは依然として実施途上であり、連邦と各州・準州との間の相互承認はまだ最終合意に至っていません。

## 州・準州法

州・準州は異なる環境、汚染、開発計画に関する法律、政策、手続を有しており、各州・準州によって規定の仕方や複雑性、重点に違いがあります。

環境、汚染、開発計画についての意思決定には、相当程度、裁量の余地があります。州・準州が意思決定を行う場合には、オーストラリアの他の法域の基準や決定を参照することが一般的で、特に当該法域の既存の政策やデータに不足がある場合に最もよく行われます。全体の法的枠組みに差異が存在するため、このような決定や基準の適用については、注意を払わなければなりません。

## 州・準州の環境保護に関する法律

### 環境犯罪

州・準州レベルの環境法には、様々な環境犯罪が定められています。これは、環境汚染を防ぐ一般的義務に基づく環境犯罪の場合もあれば、種の多様性や水・空気・土地に対する環境上の害悪を伴う特定の環境犯罪の場合もあります。「環境」の定義が拡張された結果、騒音、におい、ごみ、電磁放射線の発生といった快適性に関する影響についても、犯罪が成立することがあります。

すべての州・準州は、取締役または会社の経営に関与している者が環境犯罪について個人的に責任を負うとの規定を定めています。このような環境法上の義務違反についてのみなし責任に対しては、被告は、法人の違法行為から生じる個人の責任に関する様々な抗弁を主張することができます。

### 許認可

環境法は、特定の事業または特定の活動を実施する事業について、環境規制当局からの許認可を要するものとしています。こうした許認可は、一定の制限の下、環境犯罪に対する抗弁として機能します。

### 環境への影響のアセスメント

すべての州には、環境保護を所管する法定の機関があります。これらの機関が与える許認可では、事業活動の方法が定められたり、条件を付すことによって事業者にとって一定の義務が課されることがあります。かかる条件には、例えば、物質の排出や放出の制限、許認可により課せられた環境基準の遵守についての保証金の支払い、モニタリング・公表、オフセットの提供、事業活動により排出される汚染物質の量を基準に計算された認可料の支払いなどを要求するものがあります。また、事業活動が、絶滅の危機に瀕する動植物、先住民／非先住民の文化遺産、水資源、廃棄物、有害化学物質、危険物などに影響を及ぼすかその可能性がある場合、州・準州の法律によって、より具体的な義務が課せられる場合があります。これらの州・準州の法律により、さらなる許認可が必要になる場合もあります。

新規の開発に関するインパクト・アセスメント（影響評価）の方法や内容は、州によって大きく異なります。開発の種類に応じて、地方自治体もしくは州政府レベルで、または特定の法定機関もしくは独立評価委員会により、アセスメントが行われます。一定の状況では、州レベルの代わりに（または州レベルに加えて）、連邦レベルでのアセスメントが必要になることもあります。



## 州・準州の汚染に関する法律

オーストラリアのほとんどの法域において、土地の汚染の報告、分類、管理、責任を負担する当事者に関する法律が既に導入されています。

一次的に責任を問われるのは、通常は、汚染の原因とみられる活動を行った者です。場合によっては、土地の所有者や占有者など、それ以外の者が、土地の汚染に対する一定の法的責任を負う可能性もあります（例えば、土地の用途の変更による汚染）。このことは、土地の取得や、汚染の可能性のあるオーストラリアの土地を所有するまたは所有してきた企業の活動や、あるいは土地を賃貸する場合の契約上の義務に、影響を与える可能性があります。

土地が汚染されているかどうかは、その土地を特定の目的で使用するのに適しているかにも影響する可能性があります。そのため、汚染の調査、改善、監視、管理の義務（環境規制当局からの法的に強制可能な指令に基づくものを含む）が発生する場合があります。

土地の賃貸借契約や売買契約に関しては、土地の汚染に関する懸念は、契約上の保証・免責やこれに関連する問題につながる可能性があるため、交渉の早期の段階から検討されるべきでしょう。

## 州・準州の開発計画に関する法律

土地の使用や開発に関する事業をオーストラリアで行う場合、開発計画法に基づく承認を受ける必要がある場合があります。州・準州の開発計画法は、開発、分割、建設と、それらの実施方法について規定しています。一定の公共事業やプロジェクト（プロジェクト固有の法規制がある場合）には、計画の承認の要件が免除されたり、制限されたりするものがあります。また、計画承認のプロセスは、文化遺産や先住民の遺産の承認に関する別個のプロセスと重複する場合があります。

開発計画の承認を得るための要件は、土地の区分や事業の種類によって異なってきます。土地の所有者が区割り変更を開始することができる法域もあれば、州政府や地方自治体のみがそれを行うことができる法域もあります。

一般に、開発計画法では、決定がなされる前に、パブリック・コンサルテーションまたはアドバタイズメントの実施が必要とされており、一般市民がアセスメントに参加できるようにしています。アセスメントのプロセス上、審問や公聴会が行われることもあります。すべての州・準州で認められているわけではありませんが、第三者が裁判所などに対して不服申立てをする権利を有する場合があります。

大規模インフラプロジェクトの開発計画の承認には、常に開発の実施・運営の方法を規制する条件が

付されます。かかる条件により、拠出金あるいはその他の形での貢献（土地の提供や生態多様性オフセットの実施など）が必要となる場合もあります。したがって、開発計画の承認に付随する条件は、開発期間中さらにはその終了後にも、非常に大きな影響を及ぼす可能性があります。

## 環境デュー・ディリジェンス

オーストラリアで事業を取得する場合や新規事業を開始する場合、適用される関連法令・政策・手続について把握し、事業に伴う環境や開発に関連する義務や責任を特定することが極めて重要になります。

また、環境、汚染、および開発計画などに関する法律から生じる潜在的なビジネス上のリスクや責任を把握することも、同じく極めて重要です。

適切なデュー・ディリジェンスを行うことは、事業に伴う義務・責任・リスクの洗い出しに役立ちます。



# 連絡先



**Karen Trainor**

National Practice Group Leader

Environment & Planning

電話番号: +61 7 3292 7012

[ktrainor@claytonutz.com](mailto:ktrainor@claytonutz.com)



## 気候変動

2007年12月に京都議定書に批准して以来、オーストラリアの連邦レベルでの気候変動政策は、度重なる政権と首相の変更と相まって、常に不確実性にさらされてきました。2016年4月、オーストラリアはパリ協定に署名し、2030年までに自国の排出量を2005年比で26～28%に削減することを約束しました。この削減目標は5年ごとに見直されることになります。オーストラリアは、2020年までに平均年間排出量を1990年比で99.5パーセントに削減するという京都議定書の第二約束期間における自国の目標達成にも取り組んでいます。

連邦議会では、現在、パリ協定におけるオーストラリアの自主決定貢献 (Nationally Determined Contribution) についても、この国際的義務の国内履行についても、二大政党が協力している状況にありません。このような流動的な状況に鑑み、オーストラリアで事業を行う企業は、気候変動に関する政策や規制を定期的に確認することが重要です。

### 炭素報告

2008年に、温室効果ガス (GHG) の排出およびエネルギーの消費と生産の報告を義務付ける、国家的枠組み (NGER) の運用が開始されました。支配会社が、自社または子会社を通じて、所定の排出量・エネルギーの生産・消費量の基準値を超える施設の運営をしている場合、その詳細を年次でクリーン・エネルギー・レギュレーター (CER) に報告する義務があります。この義務は、企業グループとしてグループ用基準値を超えている場合にも適用されます。

### 炭素価格制度

2011年、NGERにより収集された報告データに基づき、当時の労働党政権の中央政府は、炭素価格制度 (CPM) を導入すると発表しました。この制度は、2012年7月に開始されました。しかし、2013年に自由・国民党連合政権の中央政府が選出されると、2014年7月をもってCPMは廃止されました。

CPMに従い創設された排出量取引制度では、各会計年度で二酸化炭素基準値25キロトンを超えるGHGを排出する施設を運営する大規模排出者に、

責任が課されました。施設を運営する事業体には、NGERの下で、排出量の報告を行うことが義務付けられ、報告された排出量に相当する排出枠を放棄するか、排出枠不足課徴金を支払う必要がありました。

CPMの適用範囲は幅広く、定置エネルギー、産業プロセス、非レガシー廃棄物からの排出物、漏洩排出物 (閉鎖された炭鉱からのものを除く) における、GHGの排出と吸収を対象としていました。二大政党間の協力により、農業部門の排出量は、カーボン・ファーム・イニシアチブ (CFI) の下で別個に対処されることになりました。それ以降、CFIは大幅に拡張され続けています (下記参照)。

CPMの導入当初は、固定価格が採用されており、2015年にキャップ・アンド・トレード制に変更されるまで毎年増額される予定でした。しかし、上記のとおり、CPMはフレキシブル価格期間の開始前に撤廃されています。

現在野党である労働党は、次回の連邦総選挙で選出された場合には、排出量取引の仕組みを導入する予定であるとしています。

### 直接行動プラン

2013年に、保守連合はCPMを撤廃し、代わりに直接行動プラン (DAP) を導入するという政策を訴え、選挙に勝利して政権交代が実現することになりました。DAPはCPM撤廃後2014年に開始しました。

DAPは、排出削減ファンド (ERF)、セーフガード・メカニズム、再生可能エネルギー目標 (RET) という、3つの主要要素から構成されています。





## 政策の進展や変更が予想されることに鑑み、気候変動に関する 政策や規制を定期的に確認することが重要です

### 排出削減ファンド

ERFは、DAPの中核的要素であり、既存のCFIを拡張する形で機能します。リバース・オークションを通じて、政府は、承認されたCFIプロセスに基づいて達成された削減排出量について、登録を受けたプロジェクト・プロポーネントからオーストラリア炭素クレジット (ACCU) を買い取ることを請け負います。政府は、ERFに25億5,000万豪ドルを割り当てました。

ERFに基づき、現在ではCFIは工業部門だけでなく農業部門にも適用されており、炭鉱、運輸、商用・工業エネルギー効率、埋め立てガスやそれに代わる方法の廃棄物処理を対象として、新規のCFIプロセスが承認されました。

### セーフガード・メカニズム

セーフガード・メカニズムは、NGERに関する法律の改正を受けて2016年7月1日より運用が開始されました。この制度は、対象事業体に排出量を現状維持シナリオ(business as usual scenarios) 以下に抑えることを義務付けて、ERFを補完しています。

二酸化炭素基準値で10万トンを超えるスコープ1の排出量を直接に排出する施設は、セーフガード・メカニズムの対象となります。CERは、セーフガード規則に基づき、これらの施設についてベースラインを設定す決定を下します。対象排出者は、自己に設定されたベースラインを遵守し排出量をCERに報告する責任を負います。

特定の施設に設定されるベースラインの内容は、各施設の個別の状況に応じたものになります。例えば、その施設のNGERデータが存在するかどうか、その施設は新規の施設かどうか、その施設に拡張予定はあるか、などです。NGERデータが存在する場合には、ベースラインは過去の排出量のピークに設定されます。

設定されたベースラインの遵守にあたっては、ACCUの放棄、ベースライン変更申請、超過量の複数年分散など、様々なオプションが用意されています。CERは、広範な執行権限を有しており、これには強制的約束・差止め、侵害通知の発行、最高180万豪ドルの民事上の制裁金が含まれます。

### 再生可能エネルギー目標

CPMとDAPとは対照的に、オーストラリアの2020年までの再生可能エネルギーによる電力供給量の目標値を定めるスキームである、再生可能エネルギー目標 (RET) のスキームについては、二大政党は協力関係にあります。このスキームは大幅な変更を経ており、2001年の導入開始時点の目標値は2%でしたが、2009年にはそれが20% (41,000 GWh) まで引き上げられました。

このスキームの実施は、小規模RETと大規模RETとに分けて行われています。大規模RETは、オーストラリアの2020年排出量についての約束を守るうえで重要な、政府のDAPの主要要素です。もっとも、2014年のRETの見直しを受けて、2015年に2020年RET目標は41,000 GWhpaから33,000 GWhpaにまで引き下げられました。

### その他の気候変動対策の 取り組み

気候変動への連邦政府の対応が安定しないため、一部の州と準州は、独自の排出量削減・エネルギー効率化プログラムを開始しました。これらのプログラムの中には、CPMが開始された結果として撤回されたものや廃止されたものがありますが、一部の州ではCPMの撤回に伴って、再度復活しています。例えば、オーストラリア首都特別地域は、GHG排出量削減・再生可能エネルギー目標について、独自の法律を備えています。オーストラリア首都特別地域は、2060年までのネット・ゼロ・エミッションを主要目標に掲げています。また、ビクトリア、南オーストラリア、クイーンズランドの各州も、自州の気候変動方針を見直しているところです。



# 連絡先



**Brendan Bateman**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4224

[bbateman@claytonutz.com](mailto:bbateman@claytonutz.com)



## 金融サービス

オーストラリアの銀行制度と金融サービスは洗練性と安定性を兼ね備えています。

オーストラリアの四大銀行は、オーストラリア・ニュージーランド銀行、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行、ウエストパック銀行です。そのほか、オーストラリアには多数の投資銀行や地方銀行があります。また、オーストラリアに拠点を設けている主要な外資系銀行として、シティグループや中国銀行などが挙げられます。ノンバンクの金融機関としては、例えば消費者信用組合、住宅金融組合、共済組合、金融会社などがあります。

これらの金融機関は、オーストラリアの企業や一般消費者に幅広い銀行・金融サービスや金融商品を提供しています。

## 金融サービス規制体制

オーストラリアの銀行制度は、オーストラリア健全性規制庁 (APRA) によって財務健全性の観点から規制・監督されています。同時に、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) が、オーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関や、投資、退職者年金、保険、預金受入れ、与信の取扱いや助言をしている業者を規制する役割を果たしています。

オーストラリアは、金融商品についての助言、預貯金、または清算・決済などの金融サービスを提供する事業者に対して、統一的な免許制度を設けています。この免許制度は、管理型投資スキームの運用や、株式、社債、管理型投資スキームにおける持分、外国為替、貯金商品や金融派生商品などの売買にも適用されます。

また、オーストラリアの金融サービス規制体制は、

- ・ 特に小口顧客相手に金融商品を販売・勧誘する事業者を対象とした、トレーニング、運営能力、その他の行為準則を定めています。
- ・ 金融商品・サービスに関して、統一的な販売・情

報開示制度を実施しています。

ある企業がオーストラリアで金融サービス業を行う場合、当該企業は、除外規定に当てはまらない限り、オーストラリア金融サービス業免許 (AFSL) を保有する必要があります。外国の金融サービス業者は、オーストラリアで金融サービス関連の営業活動を行うにあたり、除外規定に該当するかを慎重に検討する必要があります。

## 投資商品

オーストラリア市場で提供されている投資商品には、主に2つの種類のものがあります。すなわち、証券法人の株式や社債を含みます) と管理型投資スキームにおける持分です。これらは、いずれも退職者年金などの年金商品とは区別されるものです。

オーストラリアに所在する者に対して商品に関連する金融サービスを提供する事業者は、金融サービス業免許を保有している必要があるか、適用除外規定を利用することができるか検討しなければなりません。ここでいう事業者には、商品に係る持分の発行者・運用者は当然として、商品のプロモーター、販売

業者、管理者も含まれます。

さらに、外国の金融サービス提供者 (外国における集団投資スキームの発行者・運用者を含みます) については、外国会社としての登録を行う追加の義務を負担し、当該事業者が法人 (body corporate) であり、オーストラリアにおいて事業を行うのであれば、オーストラリアにおける代理人も指名しなければなりません。

### (a) 投資会社

法人 (大まかにいうと、法人格をもつもの、つまり訴訟の当事者となり、自己名義で資産を保有することや契約当事者となることが可能で、永続性を有するものを意味します) として構成される投資ビークルの持分をオーストラリアに所在する者に対して売り出す場合、それが株式であれ社債であれ、規制の対象となる可能性が高いといえます。その場合、投資ビークルおよび販売業者のいずれについても、いかなる免許・登録義務が生じる可能性があるのか、検討する必要があります。

経験則上、管理型/集団投資スキームの持分を売り



## オーストラリアから持ち出し可能な通貨の金額およびオーストラリアに持ち込み可能な通貨の金額に、特に制限はありませんが、特定の取引には報告義務が課されます

出す場合に比べ、投資会社の持分をオーストラリアに所在する者に売り出す場合の方が、免許制度の観点からは著しく容易であるといえます。

### (b) 管理型／集団投資スキーム

集団投資ビークルは、一般に管理型投資スキーム (managed investment scheme) の特徴を有しています。管理型投資スキームは、様々な法的形式をとっており、そのうちの一部は単なる契約型のスキームで、ある一定の状況が起これば投資者が利益を受け取るという個人的な約束をプロモーターが投資者に対して行うものです。これに対し、最も一般的な投資スキームは、ユニット・トラストです。ユニット・トラストでは、従来型および代替型の各種の資産クラスを対象にした商品が用意されており、例えば、現物資産そのもの、資産証券、エクイティ (国内および国外)、現金、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、インフラストラクチャーなどを対象にしたものなどがあります。

管理型投資スキームのもとでは、複数の投資者が資金を提供し、その資金をプールするか共通の事業に投資することによって、各投資者が金銭的利益を得ることを目的とした仕組みです。株式や社債と比べて管理型投資スキームが決定的に違うところは、投資者自身にはスキームの日々の運用について関与する権限がなく、運用をプロの運用業者に任せることになっている点です。管理型投資スキームの運用を行うために必要な金融サービス免許を取得しようとする事業体は、財務的な条件を満たすとともに、総合的な複数の免許要件

を満たしていることが求められます。投資者の能力、知識、そして経験について最低限の基準は、この要件に基づいて設定されます。この免許要件に加え、管理型投資スキームの持分が小口ベースで販売される場合は、原則として、当該管理型投資スキームそのものを登録することが必要になります。逆に、管理型投資スキームの持分がオーストラリアの大口投資家だけに販売される場合は、スキームの登録は必要ありません。

小口投資家と大口投資家ははっきりと区別されており、大口投資家と分類されない限りは小口投資家とみなされます。

一般に、大口投資家とは、機関投資家や規模の大きい投資を行う知識と経験が豊富とみなされる投資家などをいいます。

登録を必要とするスキームは、各種の厳しい規制が課せられ、会社法の規定を遵守している必要があります。例えば、当該規制上、管理型投資スキームは、責任ある法形式である公開会社によって運営されなければなりません。責任ある公開会社は、受託者と運用業者の役割を兼ねています。

多くの海外の資産運用業者が、オーストラリア国内でオーストラリアの法律に従ってファンド運用会社を設立し、国内の資産運用業者と同じ条件でファンドを運用しています。別の方法として、海外で設立された投資スキームを、オーストラリアにおいて大口投資家のみに対して、または大口および小口の投資家に対して、直接販売することも可能です。そのためには、資産運用業者は関連するオー

ストラリアの金融サービス業免許の要否と外国会社としての登録の要否について検討する必要があります。

オーストラリアの大口投資家のみを対象にする場合には、会社法規定の適用除外のいくつかが利用可能かもしれません。例えば、特定の国 (英国、米国、シンガポール、香港など) で運用業者が規制を受けている場合には免許が不要となります。他方、小口投資家を対象とする場合は、大口投資家を対象とする場合よりも適用除外の範囲は大幅に限られており、海外の投資スキームや運用業者に対するオーストラリア法の規制の中には回避できないものもあります。

一般には、海外の資産運用業者は、オーストラリアの免許取得者との間で戦略的な提携関係を結ぶことにより、オーストラリア法による規制の負担を最低限に抑えつつ、オーストラリアの小口投資家を対象とした販売を行うことを可能としていることが多いようです。

## 退職者年金

オーストラリアの利用者は、原則として、四半期ごとに従業員の通常の勤務時間の就労に対する給与の一定割合を、退職者年金基金へ積み立てます。通常、従業員には、どの退職者年金基金にするか選択する権利があり、また自己の退職者年金基金の積立金を、退職者年金基金の間で移動させることもできます。従業員が退職者年金基金を選択しなかった場合、利用者は、その従業員に関しては「マイスーパー商品 (MySuper

Product) 」 (単純で低価格の既定退職年金商品) を提供することを認められている退職者年金基金のいずれかに積立てを行う必要があります。

現在の退職者年金に対する法定の最低積立料率は9.25%ですが、使用者・従業員ともそれ以上の積立てを任意に行うことができます。こうした任意積立ては、従業員の雇用契約条件の一部として行うことも可能です。また、従業員は、自己の給与を減らして退職者年金へ追加積立てを行うこともできます (これは「サラリー・サクリファイズ」と呼ばれます)。ただし、退職年金制度への積立額につき、軽減された税率が適用される金額には各会計年度ごとに上限が設けられています。当該上限額を超える積立てを防ぐため、上限を超えた部分については、超過納付税を支払わなければならないこととなっています。

使用者が最低限の積立義務を果たさない場合は、退職者年金保証金 (SGC) と呼ばれる特別税が使用者に課せられます。基金への積立ては法定の義務ではありませんが、SGCがあるために、退職者年金基金への積立ての方が、使用者にとってはよりコストのかからない選択肢になっています。

規制対象の退職者年金基金は、1993年退職年金業 (監督) 法の下、オーストラリア健全性規制庁 (APRA) から免許を受け、同庁に監督されています。ただし、自己運用退職者年金基金は、オーストラリア国税庁に監督されています。退職者年金基金は、継続的に、自己資本比率、ガバナンス、報



告義務に関する義務を課され、とりわけその事業運営および商品に関する情報開示については、法令や健全性規制により厳しく統制されています。

## 保険とリスク管理

オーストラリアの保険市場は厳しく規制されています。損害保険会社や生命保険会社は、オーストラリア国内で保険業を営むために、各法律に基づいて認可を受ける必要があります。ただし、オーストラリア人が外国保険会社から直接保険を購入することは妨げられません。

保険会社は、自己資本比率、支払余力、報告義務に関する継続的な義務の対象であり、APRAの監督を受けるとともに、事業運営の方法も、市場活動や保険契約業務を規制する法律によって厳しく統制されています。

保険会社および保険代理店は、小口顧客または大口顧客に対して金融サービスを提供する場合は、オーストラリア金融サービス業免許（AFSL）の取得が義務付けられます。再保険会社も、オーストラリア国内で営業するためには、認可を受けることが義務付けられています。再保険会社には、保険会社と同じく、自己資本比率、支払余力および報告に関する継続的な義務が課されています。

オーストラリアのリスク管理は高度な発展を遂げており、世界トップレベルのスキルが利用可能です。保険によるものを含むリスク管理は、多くのオーストラリア産業において法律上の必要条件になっています。保険業界自体も、その例外ではありません。代替的リスク移転の手法も利用されており、大手のサー

ビス提供業者は、適切なリスク管理技術に関する専門的なスキルを提供しています。

## マネーロンダリング防止 およびテロ資金対策

現金であるか国際送金指示によるかにかかわらず、オーストラリアから持ち出される通貨の金額およびオーストラリアに持ち込まれる通貨の金額について、特に制限はありません。ただし、所定の取引には報告義務が課せられます。2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（連邦法）（AML/CTF法）は、一定の「指定役務」を提供する「報告事業者」に該当する金融サービスセクターの事業者に対して義務を課しています。連邦政府は、同法の適用を「専門的役務」提供者（弁護士、不動産取引専門弁護士、不動産業者、会計士、信託・会社の役務提供者など）にも拡大するべきを検討しています。

指定役務には、銀行口座の提供、融資の提供、売掛債権の買取、ファイナンス・リースの提供、金融派生商品の取引、合同運用ファンドのユニットの発行、割賦購入あっせん、為替手形の振出、約束手形や信用状の発行、その他多くの金融取引など、広範な活動が含まれます。2017年の終わりのAML/CTF法改正で、電子通貨と現金の交換を行う事業も同法の対象とされました。本改正は、2018年4月に発効しています。

指定役務を提供する報告事業者に義務付けられている行為には、以下に掲げるものが含まれます。

- 指定役務を提供する前に顧客の身元を確認する

ことや顧客の受益権者の情報を確認することなどを含む、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策（AML/CTF）の遵守プログラムを実行すること

- 特定の種類の取引や疑わしい事項に関して、オーストラリア取引報告・分析センター（AUSTRAC）に報告すること
- 継続的に顧客に関するデュー・ディリジェンスを行うこと
- 正確な記録を保存すること（記録保存義務の開始日は2006年12月13日）

## 税法の執行

1988年金融取引報告法（連邦法）（FTR法）は、税法その他の連邦・州・準州法の管理や執行を支援することを目的としています。2006年にAML/CTF法が制定された際、FTR法の一部は廃止されたり、適用される場面がなくなったりしました。もともと、FTR法は依然として所定の取引について報告義務を課すとともに、「キャッシュ・ディーラー」が提供する所定のサービスに関する義務を課しています。

キャッシュ・ディーラーには、金融機関、金融会社、保険会社、保険仲介業者、証券および金融派生商品取引業者、ユニット・トラストの受託者やマネージャー、賭博業者などがあります。ただし、FTR法に基づく報告義務は、AML/CTF法の適用がない取引についてのみ課されることになっています。

## クレジット規制

消費者向けのクレジットとリースを規制するオーストラリアのクレジット制度は、2009年全国消費者クレジット保護法（連邦法）（NCCP）とナショナルクレジットコード（NCCPの別表1）によって導入された制度です。同制度は消費者向けクレジットなどのクレジット・サービスの提供者に、統一的なライセンス制度を提供するものです。また、同制度上、クレジット提供者に外部の紛争解決スキームに加入しなければなりません。さらに、同制度は、クレジット提供者に責任ある貸付け行為要件を課し、同制度の規制当局であるASICに制裁を課す権限と執行権限を付与しています。

消費者向けのクレジットとリースの規制制度は、広告、契約前の行為、契約成立、融資管理、クレジット契約およびリースの終了・強制執行を含め、あらゆるライフサイクルを対象としています。ただし、同制度は、ナショナルクレジットコードの対象となるクレジットに関連するクレジット活動のみに適用されます。特に、企業と小規模ビジネス向けの融資にはNCCPが適用されない点は重要です。

### オーストラリアクレジット業免許

ある事業者が、オーストラリア国内で事業を行う際に「クレジット活動」に従事しようとする場合、原則として、その事業者は、事前にオーストラリアのクレジット業免許を取得するか、クレジット業免許取得者から許可を得る必要があります。ただし、その事業者が例外規定にあてはまる場合には、この限りで



はありません。例外規定にあてはまるか否かは、事実関係に即して判断され、オーストラリアで当該事業体が実施する活動の範囲などによります。

NCCPIにおいて、クレジット活動とは、クレジット契約や消費者向けリースに関連する一定の活動を実施すること、関連する担保や保証またはクレジット・サービスの提供によって債務の支払いを確保すること、仲介業者となること、クレジット支援を提供することを含むと定義されています。

クレジット業免許の取得時には様々な条件が付され、これらの条件により、クレジット業免許取得者の活動は、自己の経験と資格に即した一定のクレジット活動のみに制限されることになります。

#### 責任ある貸付け

NCCPIに含まれる主要な規定のうちの一つは、責任ある貸付け義務です。これは、レンダーや仲介業者が良識的な貸付けとリースを行うようにすることを目的としています。大まかに言えば、これらの規定は、レンダーや仲介業者が消費者にとって「不適切」なクレジット契約またはリースを提供したり、勧めたり、支援したりしないようにすることを目的としています。「不適切」とされる理由は、当該契約が消費者のニーズまたは目的を満たすものではないため、または、消費者が当該契約またはリースに基づく自己の金銭上の義務を遵守することができないか、著しい困窮を伴わなければ遵守できないためであることが考えられます。

免許保持者は、クレジット契約に関する消費者のニーズと目的、消費者の財政状況について合理的な

質問をし、消費者の財政状況の検証のための合理的な措置を講じた上で、提案された契約が適切か否かについての評価（仲介業者の場合には初期評価）を実施しなければなりません。これは書面によらなければならない、消費者から要求があれば消費者に交付しなければなりません。

#### 開示義務

クレジット業免許取得者とそのクレジット営業担当者には、ローンまたはリースの組成プロセス中の特定の時点で情報開示文書を提供する義務が課されます。これらの開示情報は、クレジット業免許取得者自身に関する重要事項を示すものであり、消費者が、自己の取引相手の身元、自己が利用可能な紛争解決サービス、そして自己に発生する費用の目安を理解する一助になります。



# 連絡先



**Matt Daley**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4675

[mdaley@claytonutz.com](mailto:mdaley@claytonutz.com)



**Narelle Smythe**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4220

[nsmythe@claytonutz.com](mailto:nsmythe@claytonutz.com)



## 事業再編と倒産処理

オーストラリアは、連邦制の政府構造を有し、コモン・ローの法体系を採用しています。会社の設立、ガバナンスおよび倒産は、2001年会社法により連邦レベルで規制されています。また、会社の監督機関として、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）が設置されており、連邦および州・準州の裁判所は、会社法に関する管轄権を共有しています。

オーストラリアの不動産や動産に関する権利も制定法により規律されており、不動産は各州法で、動産は2009年動産担保法（連邦法）により規制を受けます。

### オーストラリアにおける倒産の意義

オーストラリアでは、会社が弁済期にある債務を全て弁済することができない場合、当該会社は倒産状態にある（insolvent）とみなされます。これは第一義的にはキャッシュフローテストにより判断されますが、当該会社の貸借対照表も考慮される場合があります。オーストラリア法は、倒産状態にある会社と取引を行う債権者および第三者を保護することを旨としています。

倒産状態にある会社を経営する取締役および役員は、オーストラリア法上、民事および刑事上の責任を負う可能性があります。このうち、より一般的なものは民事上の責任であり、会社が倒産状態にある時期に行った取引により債務を負った場合、当該債務について取締役が会社に対して金銭的に補償する義務を負うこと（この時点までに会社は清算状態となっています）がその典型です。もっとも、倒産取引法が近時改正され、「セーフ・ハーバー」に該当する場合には取締役は個人責任を負わないこととされました。

オーストラリア法のもとでは、倒産状態にある会社は、債権者の保護および債権者の利益の最大化という観点から設けられた複数の外部管理の手法のうちのいずれかに服している場合があります。

### オーストラリアにおける事業再編

英国および米国で利用されている最先端かつ国際的な事業再編手法の多くは、オーストラリア法の下でもほぼ同様の形式で利用することができます。オーストラリアには、組織再編成の提案と承認が行われるアメリカの連邦倒産法第11章（Chapter 11）に相当する規定は存在しませんが、米国の制度によるメリットの多くはオーストラリアの制度下でも実現することが可能です（債権者の強制執行一時停止や優先貸付債権を含む）。

事業再編は、外部管理を利用する場合と利用しない場合の両方があります。再編計画の実行に外部管理が必要となるか否かは、会社の支払能力、および一定の外部管理手続において行使できる法的な保護および権利を利用したいかどうかによります。このような法的な保護および権利の例には、債権者の強制執行を一時停止すること、債権者の債権を消滅させること、取締役の権限を停止して外部管理人に権限を付与することなどがあります。

会社は、再編計画を支援、管理または実行するためにchief restructuring officerまたはturnaround

managerを選任することもあります。また、会社は、外部の法律・会計アドバイザーを選任して、再編計画の準備および実行についてアドバイスを受けるのが一般的です。

### 外部管理

オーストラリアで最も一般的な外部管理の形式としては、以下のものがあります。

- レシーバーシップ（receivership）
- 任意管理（voluntary administration）
- 会社調整契約（deed of company arrangement）
- 清算（liquidation）

これらの外部管理のいずれについても、会社またはその財産について任命される外部管理人は、独立した第三者であり、通常は、公的な認証を受けた倒産専門の会計士です。





オーストラリアは**高度に規制された会社・金融システム**を有していることから、オーストラリアで会社の事業再編および倒産処理を行う場合には、通常、**法律および会計に関する専門家の支援**が必要になります。

外部管理人の報酬、費用および経費は、先取特権 (lien) で保護され、会社の資産に対する第一順位の優先債権となります。

会社が外部管理下にある場合、ASICが管理する会社登録情報に当該会社が外部管理下にある旨が記録されます。さらに、会社は、当該会社が行うあらゆるコミュニケーションにおいて、会社名の後に自らが外部管理下にある旨を明示することが会社法上要求されています。

#### (a) レシーバシップ

レシーバシップは、外部管理の一種であり、会社財産の全部または一部を管理するために、担保権者または裁判所が、レシーバーまたはレシーバー兼マネージャー（コントローラーと呼ぶこともあります）を選任する手続です。

上記の選任は、担保権者が担保契約（会社が担保権者のために締結する担保契約）に定める契約上の権利に基づいて行われるのが、最も一般的です。裁判所が適切と考える場合（例えば、担保契約にレシーバーを選任する権利に関する規定が含まれていない場合）には、裁判所がレシーバーを選任することもできますが、あまり一般的ではありません。

レシーバーの役割は、担保の目的物である会社財産の占有および売却を行い、売却代金を担保権者への支払いに充てることにあります。レシーバーは、市場価格または当該状況下における最高の価格で財産を売却するようあらゆる相当な注意を払うことが法律上求められています。

取締役の権限は、レシーバシップの手続中は制限されます。レシーバーは、取締役の介入なく、担保の目的物である財産を処理するあらゆる権限を有しています。レシーバーの選任を行った担保権者の債務が全て弁済された場合、担保資産の全てが換価された場合、または裁判所の命令があった場合には、レシーバシップは終了します。

#### (b) 任意管理

任意管理は外部管理の一種です。任意管理手続では、資格を有する倒産専門の会計士が管財人に選任され、当該管財人が会社の財務状況の調査を行うこと、そして会社の債権者に対して報告を行うことを目的として、会社の管理を行います。

管財人による調査、債権者への報告および債権者集会の招集・開催については法定の期限があり、これらの手続全体には、裁判所の期限延長の命令がなされない限り、通常は25日から30日程度かかります（複雑な会社構成になっている場合には期限延長の命令がなされるのが一般的です）。

任意管理手続を円滑に実行できるように、管財人は、取締役の全ての権限を有し（この間は取締役の権限は停止されます）、また、債権者または第三者が管財人の同意または裁判所の許可を得ずに会社またはその資産に対して処分を行うことを防止する法定のモラトリアムを利用することができます。

管財人は、最終的に会社の将来の方向性について債権者に提案を行い、債権者に当該提案の採決をさせる必要があります。会社の将来の方向性の提案は、以下の3つのいずれかになります。

- 会社の経営権を取締役に戻す。
- 会社調整契約を締結する（後述）。
- 会社を清算する（後述）。

会社の財産の全体（またはほぼ全体）に対する担保権に基づき、担保権者は、任意管理手続の開始から13営業日以内であれば、会社の財産に対してレシーバーまたはコントローラーを選任することができます。当該選任がなされた場合、当該財産に対するレシーバーの権限は、管財人の権限に優越することになります。

#### (c) 会社調整契約

会社調整契約 (deed of company arrangement (DOCA)) は、外部管理の一種であり、DOCAの下で、管財人は、会社とその債権者との間の契約上の和解合意を履行します。上記のとおり、DOCAは任意管理のあり得る帰結の一つです。

管財人は、任意管理手続において、第二回債権者集会の招集に先立ち、当該集会において採決に付されるDOCAの案の提案を募ります。通常、DOCAの案が可決されるためには、債権者に対し、清算による場合よりもDOCAによる場合の方が弁済額が多くなることを示す必要があります。

通常、DOCAの目的は、会社の財産または第三者（多くの場合、取締役またはその関係者など）から資金を捻出して、認められた債権者に対してその債権に関する完全かつ最終的な分配金を支払うことにあります（これにより債権は消滅する）。その後、会社は債務がない状態で既存のまたは新たな取締役の管理下に戻されます。

DOCAについて標準的な内容はありせん。会社法は、大半の事業再編の状況に合わせて調整できるようにDOCAの内容を柔軟に定めることができるようにしています。例えば、資産の売却・譲渡、株式発行、債務に関する和解、清算手続における法定の優先順位と異なる優先弁済に合意することなどを定めることもできます。

#### (d) 清算

清算 (liquidation) は、清算人に任命された倒産専門の会計士が会社の業務を終了させ、その財産を換価し、換価代金を会社法に定める優先弁済順位に従って債権者に対して分配し、最終的には会社の登録抹消を行うことを内容とする手続です。

会社の清算には3通りの方法、すなわち、株主による清算、債権者による清算、および裁判所による清算があります。清算は、会社が支払不能状態である場合に行われるのが最も一般的です。清算手続期間中、清算人が会社を管理し、取締役および役員の権限は失われます。

認められた債権者に対する分配を行うための資金を捻出するために、清算人は、裁判所に対して以下の命令を求めることができます。

- 会社が倒産状態にある時期に取締役が会社を運営した場合、取締役に会社に対する金銭的な補償を行わせること。
- 「不公平な優遇」、「非商業的取引」、「会社に対する不公平な貸付」および「取締役に関連する不公正な取引」などの会社が行った一定の取引（破



棄できる取引(voidable transaction) について破棄を宣言すること。

清算人は、債権を有すると主張する者に対して債権の証明を要求します。清算人は、提出された証拠を吟味した上で、証拠の提出者が債権者であるといえるか否か正式に判断を行います。その上で、債権者に会社法に基づいて優先的な弁済が認められるか否か、およびそれらの者に認められる債権の総額について判断します。債権者の全ての債権が全額弁済されない限り、株主に対する配当はなされません。

担保権者は、清算手続期間中、会社の財産についてレシーバーまたはコントローラーを選任することができ、当該財産に関するレシーバーの権限は、清算人の権限に優越します。

## 近時の倒産法改正

### セーフ・ハーバー

しばしば、取締役は健全な状態の会社について早期に管財人を任命します。これは潜在的な倒産取引 (insolvent trading) に伴う責任と会社が支払不能状態にあるか否かが不明確であることが原因です。近時の会社法改正によるセーフ・ハーバーの導入は、取締役が会社経営権を保持し続け、会社の再建のためのステップを段階的に講じることを促進することを目的としています。

セーフ・ハーバー充足による適用除外規定を活用するには、取締役は、債務を負担した時点で、会社が支払不能である、または、支払不能になるかもしれないと疑いを抱いた場合、直ちに任意管理や清算に進むよりも会社にとって良い結果を合理的にもたらすで

あろう措置を採らなければなりません。また、取締役は、会社の財務記録が十分保持され、従業員への支払いと税金の支払いを滞りなく行わなければなりません。

会社法には、取締役が採用した措置が会社にとってより良い結果を合理的にもたらすか否かについて判断する要素の例が規定されています。かかる要素として挙げられているものには、再建計画を作成するための適切な措置を採ること、会社の財務状況について十分に理解していること、事業再生の専門家を含む適切な専門家からアドバイスを得たことなどがあります。

### 倒産解除 (Ipso facto)

契約における倒産解除条項 (Ipso facto clause) は、契約の一方当事者が、所定の事由、たとえば相手方当事者の支払不能を理由として、契約の解除権その他の権利を行使することを認める条項です。かかる条項は、相手方当事者が (所定の事由に該当しているという点を除いては) デフォルト状態になく、契約上の義務を履行することが可能であるにもかかわらず、契約の解除その他の権利行使を認めるものです。このような状況下で契約の解除 (またはその他の権利行使) が認められると、財務的に逼迫した会社の再建能力や事業をゴーイング・コンサーンとして売却することに対して悪影響が生じかねません。

現在、2018年7月1日以降に締結された契約の当事者は、相手方当事者のために任意管理の管財人や会社財産のコントローラーが選任された場合、または相手方当事者が調整スキーム (支払不能状態での清算を避けるためのもの) を実施した場合に、相手方

事者に対して権利行使することを禁じられました。上記のうちいずれかの手続が開始された場合、この「倒産解除の停止」 (ipso facto stay) は、契約当事者が以下に掲げる理由で権利行使した場合にも適用されません。

- 権利行使が会社の財務状況に関連する場合
- 規則に定められた理由による場合
- 実質的に会社法が定める倒産解除停止の趣旨に反する場合

ただし、改正後の会社法規則では、倒産解除の停止ルールが適用されない契約と権利類型が数多く規定されています。このような契約として、一定の負債資本市場における契約や政府から付与されたライセンスや許認可が挙げられます。



# 連絡先



**Timothy Sackar**  
National Practice Group Leader  
Restructuring & Insolvency  
電話番号: +61 2 9353 4114  
[tsackar@claytonutz.com](mailto:tsackar@claytonutz.com)



## 贈収賄防止と汚職防止

オーストラリアを含む世界各国の規制機関は、贈収賄・汚職防止のための調査と権限執行にますます積極的かつ協力的になっています。贈収賄・汚職に関与した場合、関係法令に違反した場合、および／または贈収賄・汚職のリスクを軽減するための強固なコンプライアンス体制を実施しなかった場合、個人および企業に対して厳しいペナルティ（罰金や懲役刑まで）が課せられるおそれがあります。また、従業員および取引先からの信頼を失ったり、企業の評判を損なうなど、法令違反の結果は広範囲に及びます。

世界経済が統合の度合いを深めるに従い、規制機関は国境を越えて協働を進め、リスクの高い地域（捜査当局と訴追当局のためのOECDグローバル・ネットワークの設立によって高リスクであるとされる地域）に関して重点的に取り組むようになっていきます。このことは、オーストラリア企業およびその取締役（またはオーストラリアで事業を行う企業）は、オーストラリアの贈収賄・汚職防止関連法規に加え、他国の法規についても理解する必要があるということを示唆します。米国と英国は特に厳格な法規制を有しており、かつそれを強力に執行し訴追する傾向があるため注意が必要です。

## オーストラリアにおける汚職のリスク

トランスパレンシー・インターナショナルが2017年に発表した世界腐敗認識指数によれば、オーストラリアは、過去6年で点数が8ポイント落ちてはいますが、2015年以来世界で13番目に汚職の少ない国に留まっています。このランキングから、オーストラリアは比較的贈収賄・汚職リスクの低い環境であるとの印象を与えるかもしれませんが、近年、贈収賄・汚職防止が重点的に取り組まれています。

- 2018年3月、オーストラリア上院経済諮問委員会が、外国公務員に対する贈賄に関するオーストラリアの法律の有効性と改善に関して報告書（上院報告書）を公表しました。上院報告書には、法改正のための提案が含まれています。提案の中には、外国公務員に対する贈賄を重大なマネーロンダリング違反の前提犯罪として取り扱うために、贈収賄・汚職防止のための調査範囲を拡大することが含まれており、これが実現すると、本来は法的に許容されないほど強制力が強く機密性の高い捜査権限を政府当局が得ることになります。

- オーストラリア議会は、会計書類の取扱いに関して意図的な行為と不注意による行為の双方を犯罪とするための新たな不正会計条項を、刑法（連邦法）に導入する改正を成立させました。
- 連邦公訴局長官は、オーストラリア準備銀行の子会社であるSecurrency International Pty LtdおよびNote Printing Australia Pty Ltdを刑事訴追しました。2018年5月には、前Securrency上級職員Clifford Gerathyが不正会計について有罪答弁をしました。
- 2017年7月、Lifese Engineering Pty Ltdの前取締役が外国公務員に対する贈賄を共謀したことについて有罪答弁をし、各取締役は5年間の懲役と25万豪ドルの罰金を課せられました。
- ミニステリアル・ディレクションのもとで、外国公務員に対する贈賄の調査がオーストラリア連邦警察（AFP）の戦略的優先事項の一つとされました。
- AFPの部局横断的な重大金融犯罪タスクフォース内に、詐欺・汚職防止センターが設立されました。AFPは外国公務員に対する贈賄・汚職違反容疑に関して、現在19件の捜査を実施中です。公表済みのものとして、Leighton Holdings（現在の社名はCIMIC Limited）、Oz Minerals Ltd、

Tabcorp Limited、SMEC Holdings Limited、Iluka Resources、Rio Tinto、Getax Australia Pty Ltd、およびSundance Resources Limitedに対する捜査があります。

- 2018年5月、北部準州警察長官が、オーストラリア連邦警察による捜査において司法妨害を理由に有罪とされました。

オーストラリアは、OECDの「国際商取引における外国公務員に関する贈収賄の防止に関する条約」（OECD贈収賄防止条約）の締結国で、同条約は、国を跨ぐ贈収賄に対処する法律の国際的な枠組みを規定しています。そのため、オーストラリアは継続的な進捗報告書の提出義務を負っており、OECDは依然として、オーストラリアは外国公務員に対する贈収賄と汚職に関する法律の執行につき、さらに熱心に取り組むべきであるとプレッシャーをかけています。上記事案の結果、現地および海外の利害関係者（立法機関、NGO、メディアを含む）が、オーストラリアによる贈収賄・汚職撲滅に対する取組みの水準について、さらなる関心を寄せることとなっています。



連邦政府は近時オーストラリアの**贈収賄防止・汚職防止体制を強化**するための改正を複数行っており、企業は贈収賄と汚職に対して、**十分に検討した上で積極的なアプローチ**を採ることが必要です

## 法律の執行

オーストラリアは連邦制度を採用しているため、政府による単一の汚職防止政策は存在しません。連邦・各州・準州は、贈収賄・汚職に対処するためにそれぞれ異なる法律（成文法およびコモン・ロー）を有しています。

贈収賄・汚職の違法行為に対する捜査は、AFP、ASICおよび州・準州の警察がそれぞれ分担して行っています。捜査の結果は、当該事案を起訴するかどうかを判断する権限のある連邦・州・準州いずれかの公訴局長官に付託されます。

さらに、公務員（政治家を含む）および警察の汚職の嫌疑について捜査を行うための独立した機関が複数存在しています。これらの機関の例は下記のとおりです。

- ニューサウスウェールズ州の汚職対策独立委員会 (ICAC)
- ビクトリア州の包括的腐敗防止独立機関
- 西オーストラリア州の腐敗・犯罪委員会
- クイーンズランド州の腐敗・犯罪委員会
- 南オーストラリア州の汚職対策独立委員会
- オーストラリア法執行高潔性委員会

これらの機関は、贈収賄・汚職防止に関する実質的な法令違反に関して個人または企業を訴追することはできませんが、特別な捜査・調査権限を有しています。例えば、これらの機関の調査報告書を、更なる捜査のために警察へ引き渡すこと、連邦・州議会へ提出すること、または、場合によっては公表して汚職を

明らかにすることが可能です。ニューサウスウェールズ州では、コモン・ロー上の黙秘権を無効としたうえで証人の公聴会を実施することなどを含むICACの権限について、重要な公開討論と法的検討が重ねられてきました。

2016年11月、ニューサウスウェールズ州議会は、ICACの構成と手続の公正に関する義務について大幅な改正法を可決しました。本改正は2017年8月7日に発効しています。改正法では、ICACが公聴会を開催するには、委員3名中2名の承認が必要となりました。また、改正法では、ICACが調査報告書に不利益な事実関係や意見を記載する前に、対象者に反論する機会を与えなければならないとされました。対象者から要求があった場合、反論の要約も調査報告書の記載に含めなければならないとされています。ただし、この改正でICACの広範な調査権が失われたわけではありません。

## 国内の汚職

### 連邦公務員に対する贈賄

連邦公務員の公務の遂行に関して影響を与える目的をもって直接または間接に不正な利益の供与またはその申出を行った場合、またはその利益の受領が連邦公務員の公務の遂行に対し影響を及ぼすと考えられる場合、刑法（連邦法）違反になります。

「利益」の定義は幅広く、あらゆる形態の利益を含み、金銭またはその他の財産に限られません。

「連邦公務員」とは、連邦およびあらゆる連邦機関の職員全てを含みます。

### 罰則

連邦公務員に対する贈賄の罪を犯した個人に対しては、10年以下の懲役および／または210万豪ドル以下の罰金が科せられます。

企業に対しては、2,100万豪ドル、当該行為に合理的に起因する利益の価値の3倍の額、または（当該利益の価値が算定不可能である場合には）当該企業グループの年間の売上高の10%のうちの、最も大きい金額を上限とする罰金が科せられます。

贈収賄・汚職により利益を受領し、または公務上の権限を濫用した連邦公務員に対しても、同様の犯罪が成立します。

他の者による贈収賄・汚職行為に対し、補助、幫助、助言または斡旋を行った者も、違反行為を行ったものと同みなされます。

さらに、贈収賄罪で有罪判決が出た場合、罰則が科せられ、または犯罪行為によって得られた利益が没収される可能性があります。

### 州/準州公務員

本人（principal）の業務に関し、ある行為を行うことまたは行わないことについて代理人（agent）に不正に見返りを供与し、または申し出た場合、州・準州の法律により犯罪行為となります。また、当該犯罪行為を教唆、幫助、助言、斡旋、勧誘または誘発した者にも同様に犯罪が成立します。

罰則はそれぞれの州および準州によって異なりますが、個人の場合、罰金および／または21年以下の懲役が科せられます。

### コモン・ロー上の贈収賄違反

オーストラリアの一部の法域では依然として、贈収賄および公職不正は、制定法ではなくコモン・ローにより犯罪として取り扱われています。公務員の行為に影響を及ぼす目的で、当該公務員に対し不正な見返りの供与を行った場合、または当該公務員からそのような見返りを受領した場合、コモン・ローにも違反することになります。

### ビジネスにおける贈収賄

一般に、賄賂または見返りの供与および受領を禁止している上記の州・準州の法律は、官公庁、私企業、個人事業の従業員または代理人に対する見返りの供与についても適用されます。

従業員が賄賂を受領した場合、2001年会社法（連邦法）に違反したこととなる可能性があり、その場合、20万豪ドル以下の罰金が課されるか、役員就任資格剥奪の命令または金銭賠償の命令が言い渡される可能性があります。

## 外国公務員に関する贈収賄

オーストラリアは、1999年、刑法（連邦法）に贈収賄・汚職防止に関する規定を制定することにより、OECD贈収賄防止条約を履行しました。

刑法（連邦法）の下では、ビジネスまたはビジネス上の利益を取得または維持するために、外国公務員の公務の遂行に対して影響を与える目的をもって、その者に本来帰属しない利益を直接的または間接的に供与し、またはその申出を行った場合には違法となりま



す。外国公務員に関する贈賄違反に対する刑法（連邦法）上の罰則の上限は、オーストラリアの連邦公務員に関する国内の贈賄違反と同じ内容になっています。2015年に外国公務員に対する贈賄についての規定が改正され、特定の外国公務員に対する贈賄の意図がなかったとしても犯罪が成立するようになりました。

「外国公務員」は、外国政府機関、外国政府系企業または国際公的機関の従業員、請負業者または役員、外国の軍隊または警察の構成員、ならびに外国の行政機関、司法機関または行政管轄区の構成員を含みます。

オーストラリアの当局は、オーストラリアと捜査の対象となる事業体との間に十分な関連性があると立証できる場合に限り、違法行為に関して、企業および個人を訴追することができます。具体的には、法律違反を構成する行為の全部または一部がオーストラリア国内またはオーストラリア籍の飛行機または船の中で行われる必要があります。

また、違法行為の全てがオーストラリアの国外で行われた場合であっても、行為の時点で、犯罪を行った疑いのある者がオーストラリアの市民権を有する者、オーストラリアの居住者、またはオーストラリアの会社である場合には、上記が適用されます。

例外的に、下記の2つの場合には、抗弁が可能です。

- 当該行為が当該外国公務員の国において適法である場合（成文法により当該行為が許容されているか、または必須のものとされている場合）
- 金銭の支払いが、重要ではない「政府の日常事

務」の処理を早め、またはその履行を確実なものとする目的で行われる、円滑化のための支払いであり、かつ当該支払いが小額である場合

「政府の日常事務」には、新たな取引の開始、既存取引の継続、またはこれらの取引の契約条件の決定は含まれません。なお、上記の例外の適用を受けるためには、企業は、外国公務員との取引の金額、日付、受領者および目的を十分に記録するための適切な記録保存手続を備えていることを示す必要があります。上院報告書では、この「円滑化のための支払い」に関する抗弁規定を法令から削除することが提案されていますが、どう決着するか未確定です。また、連邦政府も「円滑化のための支払い」に関する抗弁規定に反対する立場を示しているものの、直接規定を削除するには至っていません。これを踏まえ、企業としては、この抗弁規定を利用するに際しては十分注意する必要があります。

外国公務員に関する贈賄の規制は、リスクが高い環境でビジネスを行う企業のコンプライアンス・リスクを高めています。特に、これらの活動が代理人によって、またはジョイント・ベンチャー企業を通じて行われている場合は注意が必要です。徹底したデュー・ディリジェンスおよび継続的なモニタリングは、贈賄防止のためのコンプライアンス・プログラムの制定とあわせて、かかる分野のリスクを最小化するのに役立つと考えられます。

## 不正会計

2016年に、オーストラリアは不正会計に関する違反規定を刑法（連邦法）に導入しました。これらの規定は、会計文書に関する意図的または不注意による行為や不作為を犯罪として取り扱うものであり、オーストラリア国外で全部が発生した違反についても適用される可能性があります。

またこれらの規定では、不正な利益または損失を、それが本来は帰属しない者に提供し、またはその者から受領することを、促進、隠蔽または偽装するために、会計文書の作成、改変、廃棄または隠匿を意図的または不注意で行った場合（あるいは会計文書の作成または修正を怠った場合）、当該行為は違法とされます。

意図的な不正会計違反に対する刑法（連邦法）上の罰則の上限は、上記の外国公務員および国内公務員に対する贈賄違反と同じ内容です。不注意による不正会計違反に対する罰則の上限は、意図的な不正会計違反に適用される上限の50%です。

## 企業責任

刑法（連邦法）によれば、企業は、様々な状況において、企業の代理人の行為について刑事責任を問われる場合があります。特に、法令違反を誘導し、促進し、容認し、または招くような企業文化を有している場合、または企業が法令遵守を義務付ける企業文化を創出・維持していない場合は、これに該当します。

## オーストラリアの公務員に対する贈答／接待

オーストラリアの公務員に対する贈答／接待の提供については、私企業の従業員に対する場合に比べ、更なる注意が必要です。

通常、オーストラリアの公務員は、追加的なガイドラインの対象となっています。例えば、連邦、州・準州の各政府は、それぞれの行為基準（code of conduct）に従って公的サービスを提供しており、これらの行為基準は、多くの場合、各政府機関独自の行為基準に加えて適用されるものです。

公務員に対する贈答／接待に関して、一般的に許容可能とされる限度は存在しません。ただし、政府機関によっては、独自の行為基準において金額の限度を規定している場合もあります。詳細は個別に適用されるガイドラインによりますが、一般的には、以下のとおりです。

- 名目的な価値を超えた贈答品、または過度のもてなしは避けること。
- 公務員に対し交通費または宿泊代（当該機関の事前承認のないもの）を支払うことは、基本的に不適切な行為となる。



## 今後の見通し

オーストラリア連邦警察 (AFP) には、贈収賄・汚職防止のための取組みを強化せよとのプレッシャーがオーストラリア国内外から寄せられています。その結果として、AFPは個人や法人の刑事責任の追及に一層取り組むようになると考えられます。

海外のマーケットに進出するオーストラリア企業数は増加し続けており、また、AFPが外国公務員に対する贈賄を重点的に取り締まって行く方針を宣言していることから、オーストラリアにおいて外国公務員への贈収賄や不正会計やマネーロンダリングなど他の贈収賄・汚職違反の訴追案件は、今後さらに多くなるものと考えられます。

オーストラリアは、法の執行により成果を上げていく能力を強化する手段の模索を継続しています。連邦政府は、近時、オーストラリアにおける贈収賄・汚職防止体制を強化するための法改正を次々と打ち出しており、企業においては贈収賄と汚職に対して、十分に検討した上で積極的なアプローチを採る必要性が高まっています。

これらの法改正には、以下のものが含まれます。

### (a) 内部通報者保護の拡大

2017年12月、財務省法改正案 (内部通報者保護強化) 2017が連邦議会で審議入りし、現在上院で審議中です。この法案が可決された場合、会社法が改正され、会社および金融業界における既存の内部通報者保護制度の統合・強化がなされ、特に税法違反の通報をした内部通報者を保護する仕組みがつくられます。この内部通報者保護法案は、全ての公開会社

と大規模な非公開会社に対して、所定の事項について定める内部通報ポリシーを策定し、役職員がポリシーにアクセスできるようにすることを求めています。

### (b) 外国公務員に対する贈賄罪の拡張

2017年12月、刑法改正案 (企業犯罪防止) 2017が連邦議会で審議入りし、現在上院で審議中です。

本法案は、外国公務員に対する贈賄に対する刑法の規定を複数改正することを提案するものです。この改正は、外国公務員に対する贈賄に関する犯罪の範囲を単純化するとともに拡大し、これに関与した個人および法人の調査と訴追の障害となる実務上・証拠上の問題を解決することを目的としています。主要な改正点には以下のものがあります。

- 「外国公務員」の定義を拡張し、現在の刑法で外国公務員と定義されている者の候補者として、公式・非公式に立候補しているまたは指名されている者を含むようにする。
- 外国公務員がその職務の遂行に関して影響を受けたこと、という要件を削除する。
- 犯罪が成立するには、ビジネスまたはビジネス上の利益が「本来帰属しない (not legitimately due)」ものでなければならないという要件を、「ビジネスまたはビジネス上の利益の取得または維持のために外国公務員に不当に影響力を行使したこと」というコンセプトに変更する。
- 犯罪の範囲を拡張して、ビジネス上の利益ではなく個人的な利益を得る目的で外国公務員に対する贈賄が行われた場合も違反とし、特定の利益の取得を目的としない行為も違反の対象とする。

- 企業の関連当事者が企業の利益のために外国公務員に対する贈賄を行った場合に、その企業に厳格責任を問う新たな犯罪類型を創設する。

### (c) 訴追延期合意の導入

上記刑法改正案が成立した場合、連邦レベルでの訴追延期合意 (deferred prosecution agreement)

(DPA) の仕組みも導入されることになります。この仕組みにより、連邦公訴局長官が、外国公務員および国内公務員に関する贈収賄罪を含む所定の重大な企業犯罪に従事した企業との間で、DPAを締結することが可能になります。

DPAの定める条件に従って、企業は、連邦公訴局長官によるDPAで特定された犯罪の訴追を免れる代わりに、幅広い条件を遵守する義務を負います。DPAを締結するか否かは任意で、企業は有罪であることを認める必要もありません。

提案されているDPAのルールには、企業犯罪に手を染めた企業にとってDPAが訴追を免れるフリーパスになることを防止するための様々な仕組みが含まれています。法務省はDPAの運用と実施について実務的な指針となるようなコードの草案を作成しています。



# 連絡先



**Tobin Meagher**

Partner

電話番号: +61 2 9353 4842

[tmeagher@claytonutz.com](mailto:tmeagher@claytonutz.com)





## CLAYTON UTZ

**シドニー事務所**

Level 15  
1 Bligh Street  
Sydney NSW 2000  
電話番号: +61 2 9353 4000  
FAX番号: +61 2 8220 6700

**メルボルン事務所**

Level 18  
333 Collins Street  
Melbourne VIC 3000  
電話番号: +61 3 9286 6000  
FAX番号: +61 3 9629 8488

**ブリスベン事務所**

Level 28  
Riparian Plaza  
71 Eagle Street  
Brisbane QLD 4000  
電話番号: +61 7 3292 7000  
FAX番号: +61 7 3221 9669

**パース事務所**

Level 27  
QV.1 Building  
250 St. Georges Terrace  
Perth WA 6000  
電話番号: +61 8 9426 8000  
FAX番号: +61 8 9481 3095

**キャンベラ事務所**

Level 10  
NewActon Nishi  
2 Phillip Law Street  
Canberra ACT 2601  
電話番号: +61 2 6279 4000  
FAX番号: +61 2 6279 4099

**ダーウィン事務所**

17-19 Lindsay Street  
Darwin NT 0800  
電話番号: +61 8 8943 2555  
FAX番号: +61 8 8943 2500

[www.claytonutz.com](http://www.claytonutz.com)

\*本稿「オーストラリアにおけるビジネス展開」は、オーストラリアのビジネス環境および法律に関する一般的な情報の提供を意図したものです。

本稿の内容は最新の情報とは限らず、また、法的アドバイスを構成するものではありませんので、法的アドバイスとして依拠しないで下さい。

個別の案件については弁護士の法的アドバイスを求めて下さい。

出典を明確にいただければ、本稿のいずれの箇所であっても複製して頂いて結構です。

なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州／準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

© Clayton Utz 2019